

京都市の自転車教育

さらなる前進への提言

京都市会議員 吉田孝雄

2018年1月

《 目 次 》

はじめに　～なぜ自転車教育なのか？～	· · · 4
I. 自転車教育の重要性	· · · 5
I-1. 自転車教育の転換点	· · · 5
I-2. 自転車活用推進の潮流	· · · 8
I-3. 現代社会にとっての自転車教育	· · · 10
I-4. 子どもたちにとっての自転車教育	· · · 17
II. 自転車教育の現状と課題	· · · 21
II-1. 我が国の自転車教育の現状と課題	· · · 21
II-2. 国レベルのビジョン	· · · 31
II-3. 地方自治体の取組	· · · 38
III. 海外の自転車教育先進事例	· · · 58
III-1. 海外と日本の比較	· · · 58
III-2. デンマークの自転車教育	· · · 61
III-3. ベルギー発の自転車教育	· · · 68
IV. 自転車教育事例の見学調査	· · · 69
IV-1. 横浜市	· · · 69
IV-2. 大阪市－1	· · · 70
IV-3. 大阪市－2	· · · 71
IV-4. 堺市	· · · 72
IV-5. 金沢市	· · · 73
IV-6. その他	· · · 73

V. 京都市の現状と課題	· · · 78
V-1. 京都市の自転車安全教育	· · · 78
V-2. 国内トップクラスの取組	· · · 79
V-3. 関連機関と連携した自転車交通安全教室	· · · 95
V-4. 自転車イベントにおける啓発と教育	· · · 110
V-5. 交通事故再発防止に係る取組	· · · 113
V-6. 道交法や教則が教育現場に与える影響	· · · 130
VI. さらなる前進への具体的提言	· · · 133
VI-1. 京都式自転車教育の開発と定着への環境整備	· · · 133
① 未就学児童向け自転車教育カリキュラムの開発と環境整備	
② 学校教育に「見てわかる！自転車交通安全教室」を正式導入	
③ 学校現場の自転車交通安全教育の充実	
④ 小学校全校実施の自転車交通安全教室開催学年の見直し	
⑤ 中高大学入学時の自転車交通安全オリエンテーションの必須化	
⑥ 新・自転車計画の段階別カリキュラム開発と受講記録の活用	
⑦ 自動車教習所の所内練習コースに自転車走行位置表示	
VI-2. 金沢市視察で見た自転車関連事故再発防止の取組	· · · 147
あとがき	· · · 152
参考文献	· · · 153

はじめに ~ なぜ自転車教育なのか? ~

「世界トップレベルの自転車共存都市」を目指し「だれもが安心して心地よく行き交うことができるまち京都」を実現させるための「京都・新自転車計画」が平成27年3月に策定された。この計画における今後の取組の方向性は、自転車の「みえる化」をキーワードに、(1)走行環境 (2)ルール・マナー (3)自転車駐輪環境 (4)自転車観光の4つの分野である。

この中の「ルール・マナー」においては、従来から継続的に自転車交通安全教育が実施されて来ているが、近年の自転車が関連する事故の現状を見ると、事故件数自体は緩やかな減少傾向にあるものの、自転車対歩行者の事故は増加している。これは、自転車側の無秩序な走行が引き起こす事故が件数の3分の2を占めると指摘されている。

京都市においては、内外の観光客がレンタサイクル等を利用する事例が増えており、他府県から転入して新たな生活を始める学生も多く、ルール・マナー向上の取り組みは喫緊の課題である。また、子育て環境日本一を目指して様々な施策を展開する中、自転車の安全教育が重要な政策課題であることは衆目の一致するところである。

28年12月に成立した自転車活用推進法では、第八条に「自転車の安全な利用に寄与する人材の育成及び資質の向上」とあり、教育現場において指導者の育成が課題となっているとともに、「自転車利用者に対する交通安全に係る教育及び啓発」が示されている。

京都市は、人口の密集する都心部を山紫水明の大自然が囲む、多彩な顔を持つ都市である。自転車交通安全教育においても、従来の画一的なものから、地域の特性に応じた自転車教育プログラムが求められている。

こうした動きを見据えて、国際都市京都における自転車活用の基礎となる自転車教育のさらなる前進を目指して研鑽を重ね、16項目の具体的な提言を取りまとめた。本市の政策に資するものとなることを心より望むものである。

2018年1月
京都市会議員 吉田孝雄

I . 自転車教育の重要性

I -1. 自転車教育の転換点

我が国において「自転車教育」と呼ばれているものは、特に交通規則に重きを置いた自転車安全教育だと言える。

文言の使い分け

- 「自転車教育」：自転車を利用した教育全般（例：自立支援・健康づくり・まちづくり等を含む）
- 「自転車安全教育」：自転車利用における交通安全にかかる部分の教育
- 「自転車交通安全教育」：「自転車安全教育」と同じ

自転車教育の先進国と呼ばれる欧州では、交通規則の教育に合わせて、自転車を「子どもの自立」や「健康づくり」「まちづくり」といった方面への活用も推進されている。自転車は目的を達成させるためのツールとした活用である。これは「自転車を」とした使い方に限らず、「自転車で」という活用にあると言える。

我が国における「自転車教育」は、これから構築されていく途上にあると申し上げたい。

①警察庁交通局長通達

自転車の今日を語るにあたって、非常に重要な影響を与えるきっかけとなったのは、平成23年10月25日に警察庁交通局から発せられた通達である。これは「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」と題して、自転車に係る対策の推進を喫緊の課題と捉え、効果的な対策を連携して推進するよう、各都道府県警察及び関連機関・団体等に求めるとしたものである。

ア. 通達の基本的な考え方

通達では、その第1「基本的な考え方」において、「今一度、自転車は「車両」であるということを、自転車利用者のみならず、自動車等の運転者を始め交通社会を構成する全ての者に徹底させることとした。」と示され、慣習となっている歩行者と自転車の関係が、ここで改めて自転車が車両の仲間である旨、徹底させることとなった。この「基本的な考え方」の示す意味については後述するが、この部分が非常に大きな意味を持っている。

イ. 推進すべき対策

第2に「推進すべき対策」においては、「1. 自転車の通行環境の確立」「2. 自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進」「3. 自転車に対する指導取締りの強化」があげられている。

ウ. 一項目

この「1. 自転車の通行環境の確立」からは、その後に自転車通行環境整備における指標となる「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」が、警察庁交通局と国土交通省道路局によって共同で提出され、平成28年7月改正版が新たに示された。京都市においても審議会が設置され、そのガイドラインに基づいて現在整備が進められているところである。

エ. 二項目

また、「2. 自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進」においては、国家公安委員会が定める「交通安全教育指針」も示されており、京都市においても、教育委員会と京都府警察の指導による自転車交通安全教室が、小学校において全校で行われている。

オ. 三項目

次に、「3. 自転車に対する指導取締りの強化」に対しては、平成27年6月1日から施行された改正道路交通法において、危険行為を繰り返す自転車運転者に対し有料の「自転車運転者講習」の受講が義務付けられることになったのは記憶に新しいところである。

カ. 現状

このように、我が国においても、また京都市においても、「1. 自転車の通行環境の確立」「2. 自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進」「3. 自転車に対する指導取締りの強化」と、それぞれについて一応の進展が存在する。しかし、街中では通達の命題にある「自転車の交通秩序の実現」とは程遠く、歩道上の歩行者を縫うように走る自転車や、車道の右側を逆走する自転車、信号や一旦停止を無視する自転車など、ルール違反・道路交通法（以下「道交法」という。）違反を日常的に目にする。この秩序のない混乱状態にある理由には、我が国特有の歴史が背景にあることを知っておく必要がある。

キ. 歴史的背景

自転車が車両であることは、道交法が成立して以来変わっていない。1970年代、世界的なモータリゼーションの流れにおいて、我が国でも「交通戦争」と言わされた時代を迎える。

ク. 道交法六十三条の四項

この時代、自転車は軽車両として車道上の左側を走っていたが、自転車を交通事故から守る措置として、自転車の歩道通行を認める道交法六十三条の四項が示され、一時的な効果が得られた。

ケ. 歩道通行常態化

以降、車道における自転車通行環境の整備が進まず、代わって自転車の歩道通行が常態化することとなった。合わせて、交通管理者による自転車の歩道通行への事実上の誘導もあり、「自転車は歩行者の仲間である」という意識が国民の間に大きく浸透する結果となった。

コ. 国民の意識

合わせて、道路管理者の自転車通行環境整備が、軽車両としての位置付けである車道ではなく、堀川通や西大路通、十条通などのように、歩道上に「自歩道」として整備したことは、ますます自転車は歩行者と同じ空間を共有する歩行者の仲間だとした意識を、国民に根付かせる結果とさせてしまったのだ。

サ. 例外規定

また、例外として「13歳未満は自転車での歩道通行可」となっていることから、「交通安全教育」の現場では、小学校において自転車は歩道を通行することを教えられ、そのまま13歳以上になっても新たに教育が行われる機会が少ないとために、歩道通行が原則であるかのように捉えられている。

シ. 複雑化

この歴史的背景があるゆえに、自転車は車両だとする今回の通達の理解を複雑化してしまったのである。今後、国民に根付いた意識と自転車走行環境を変えるという大きな改造が必要であり、そこには教育が非常に重要な部分を占めてくると言えるのである。

I - 2. 自転車活用推進の潮流

①自転車活用推進法

自転車活用推進法が平成28年12月16日の参議院を全会一致で可決成立し、翌平成29年5月1日施行された。これまでに自転車と名がつく法律は過去3本存在していたが、いずれも自転車にとって規制や対策といった側面を持つものであった。

しかし、今回の法律には「自転車の活用推進が、国民の健康の増進及び交通の混雑の緩和による経済的・社会的効果を及ぼし、公共の利益の増進に資するものである」という認識でできていることが大きく異なる。

多くの環境先進国が、自転車を都市交通における重要で合理的な交通手段であり、国家戦略の一つとして取り組んでいる。我が国においても、ようやく国レベルの自転車計画がスタートしたのである。

ア. 自転車関連法

1. 昭和23年「自転車競技法」 競輪に関する法律
2. 昭和45年「自転車道整備法」 大規模自転車道等の整備につながる法律
3. 昭和55年「自転車基本法」 防犯登録や放置自転車対策につながる法律

イ. 自転車活用推進計画

自転車活用推進法は、今後示される国の自転車活用推進計画（第九条）を受けて、京都市においても、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を、都道府県自転車活用推進計画を勘案しながら、市町村自転車活用推進計画として定めることになっている。（第十一条）

自転車活用推進法（平成二十八年十二月十六日法律第百十三号）（別表1）

ウ. 自転車教育関連

自転車教育については、第八条の八において「自転車の利用者に対する交通安全に係る教育及び啓発」として示されている。また、関連して第八条の九では「自転車の活用による国民の健康の保持増進」としても示されている。この部分は自転車の利用の仕方などを教育において正しく学ぶことでの教育効果も期待できる。

自転車活用推進法の概要

目的・基本理念

<目的>

- ・ 基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、施策の基本となることにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進すること
- ・ 自転車による交通が、一酸化炭素等の環境に深刻な影響を及ぼす物質及び騒音・振動を発生しないという特性並びに災害時において機動的であるという等の特性を有すること
- ・ 自動車への依存の程度を低減することが、国民の健康の増進及び交通安全の混雑の緩和による経済的社会的効果を及ぼすこと
- ・ 交通体系における自転車による交通の役割を拡大すること
- ・ 交通の安全の確保が図られること

基本方針

- (1・2条)
- ①自転車専用道路・自転車専用通行帯等の整備
 - ②路外駐車場の整備、時間制限駐車区間の指定見直し
 - ③シエアサイクル施設の整備
 - ④自転車競技施設の整備
 - ⑤高い安全性を備えた良質な自転車の供給体制の整備
 - ⑥自転車技術等の活用による自転車の活用による人材の育成及び資質の向上
 - ⑦情報通信技術等の活用による自転車の活用による自転車の適正化
 - ⑧交通安全に係る教育及び啓発
 - ⑨自転車活用による青少年の健康の保持増進
 - ⑩学校教育等における自転車活用による公共交通機関との連携の促進
 - ⑪自転車と公共交通機関との連携の促進
 - ⑫災害時の自転車の有効活用体制の整備
 - ⑬自転車を活用した国際交流の促進
 - ⑭観光旅客の来訪の促進その他地域活性化の支援等の施策を重点的に検討・実施する

自転車活用推進計画

- (9～11条)
- ・ 政府は、基本方針に即し、目標及び講ずべき必要な法制上・財政上の措置等を定めた自転車活用推進計画を閣議決定で定め、国会に報告する
 - ・ 都道府県、市区町村は、区域の実情に応じた自転車活用推進計画を定めるよう努める

自転車活用推進本部

- (12・13条)
- ・ 国土交通省に自転車活用推進本部を置き、本部長は国土交通大臣、本部員は関係閣僚をもつて充てる(併せて国土省設置法の一部改正(附則5条))

その他の

- (14条)
- ・ 5月5日を「自転車の日」、5月を「自転車月間」とする
 - ・ 自転車活用推進を担う行政機関の在り方にについて等の検討(附則2・3条)
 - ・ 市区町村道に加え、国道及び都道府県道についても自転車専用道路等を設置するよう努める旨の自転車道の整備等に関する法律の一部改正(附則4条)

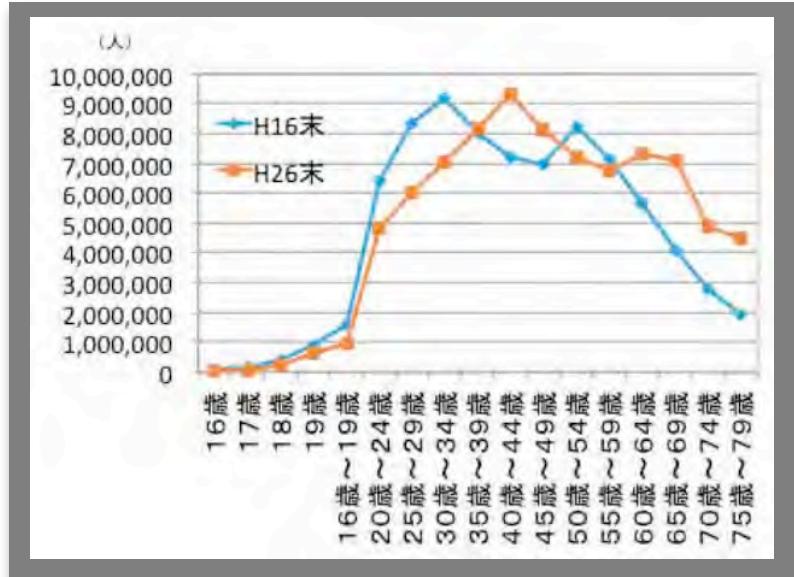
施行期日:公布の日(平成28年12月16日)から6月以内で政令で定める日(附則1条)

I - 3. 現代社会にとっての自転車教育

①学ぶ機会

現在、「交通規則」について学ぶ教育の機会のひとつとなっているのが、運転免許取得時の学習である。近年、都市部の若者層に車離れが進むとともに、電動アシスト付き自転車等の普及等により、原動機付自転車の販売数が減少していることは、運転免許証を取得する際の交通規則を学ぶ機会を失うことともなっている。

また、身分証明書替わりに運転免許証を所有していた人たちにとっても、マイナンバー制度の導入により、事実上証明証としての運転免許証の役割は終わったと言える。



国内の年齢別免許取得人口（出典：運転免許統計）

現在、我が国において一貫性のある「自転車教育」は、まだ確立していない。ただし、交通安全教育としては、国家公安委員会による「交通安全教育指針」が平成10年9月22日に示されている。

②交通安全教育指針の趣旨

交通安全教育指針の策定趣旨は「今後長期的な観点から交通安全の水準をより一層向上させるためには交通安全教育の充実が重要であるとの認識に立ち、交通安全教育を段階的かつ体系的なものにするとともに、交通安全教育の内容を充実させることにより全国的な教育レベルの向上を図ることにある」と明記されている。また、地方公共団体、民間団体等が効果的かつ適切に交通安全教育を行うことができるようとしている。

交通安全教育指針の構成は、第1章に「交通安全教育を行うものの基本的な心構え」として以下の①～⑧を挙げ、また第2章では「交通安全教育の内容及び方法」として、幼児から高齢者までの各世代別における教育目的や内容、目標などを定めており、非常に細かく整理された内容である。

ア. 交通安全教育指針（国家公安委員会告示第十五号）

第1章 交通安全教育を行う者の基本的な心構え

- ① 交通安全教育の意義についての理解
- ② 受講者の特性等に応じた教育の内容及び方法の選択
- ③ 受講者の理解を深める教育の実施
- ④ 参加・体験型・実践型の教育手法の活用
- ⑤ 交通安全教育の効果の測定
- ⑥ 社会情勢に応じた交通安全教育の見直し
- ⑦ 受講者のプライバシーの保護
- ⑧ 関連機関との連携

第2章 交通安全教育の内容及び方法

第1節 ~幼児に対する交通安全教育~

■ 幼児に対する教育の内容（要約）

- ①歩行者の心得
(標識の意味・危険な行動・歩く場所・道路の横断・踏切・雨天の注意)
- ②自動車に乗車する場合の心得
(乗車時の座り方・降車後の注意点)
- ③自転車に乗車する場合の心得
(乗車時の座り方・ヘルメットの着用)
- ④自動車に関して知っておくべき事項
(自動車の注意点)
- ⑤交通事故の場合の措置
(行うべき行動)

教育時に考慮すべき点として、教育に当たる指導者的心構え・手法への工夫、保護者に対する教育の重要等が細かく記されている。安全性と責任の自覚を促す内容などがきめ細かく書かれている。

交通安全教育指針（国家公安委員会告示第十五号）続き

第2節～児童に対する交通安全教育～

■ 児童（6歳以上13歳未満）に対する教育の内容（要約）

- ①交通ルールの必要性
(信号や標識の意味・道路での注意点)
- ②歩行者の心得
(歩く場所・道路の横断・踏切・雨天や夜間の注意・弱者への配慮)
- ③自動車に乗車する場合の心得
(乗車時の座り方・降車時の注意)
- ④自転車に乗車する場合の心得
(交通ルール遵守・乗車時の注意・点検整備・通行場所と方法・駐輪)
- ⑤自動車に関して知っておくべき事項
(自動車の注意点)
- ⑥交通事故の場合の措置
(行うべき行動)

教育時に配慮すべき事項として、教育対象となる児童の年齢による内容と教え方に工夫、保護者に対する教育の場としても有効、自転車乗車時を始め、交通全般にわたり細かく書かれている。

第3節～中学生に対する交通安全教育～

■ 中学生に対する教育の内容（要約）

- ①交通事故の発生状況
(事故発生状況説明)
- ②交通社会の一員としての自覚
(交通ルール遵守・交通事故の責任)
- ③歩行者の心得
(危険の予測と回避・弱者への配慮)
- ④自転車利用者の心得
(交通ルール遵守と違反時のリスク・点検整備)
- ⑤自動車に関して知っておくべき事項
(自動車の注意点・事故時の措置)

教育時に配慮すべき事項として、地域に密着した学びの場を計画的に教育するなど、受講者の問題意識を高める工夫などが有効、保護者への指導も重要であるとしている。

交通安全教育指針（国家公安委員会告示第十五号）続き

第4節～高校生に対する交通安全教育～

■ 高校生に対する教育の内容（要約）

- ①交通事故の発生状況
(事故発生状況説明)
- ②交通社会の一員としての自覚
(交通ルール遵守・交通事故の責任)
- ③自転車利用者の心得
(交通ルール遵守と違反時のリスク・点検整備)
- ④二輪車の運転者的心得
(事故の特徴・運転スキル・事故時の措置・計画的かつ継続的教育)

教育時に配慮すべき事項として、二輪免許取得の有無に応じた対応や内容の工夫とともに、計画的な教育が有効である旨記されている。

第5節～成人に対する交通安全教育～

■ 成人に対する教育の内容（免許取得後）

- ①自動車の点検
(点検要領)
- ②運転操作
(運転スキル)
- ③交通事故及び故障時の措置
(事故や故障時の対応)
- ④危険の予測と回避
(歩行者や他の交通との事故・事故回避の知識)

教育時に配慮すべき項目として、運転適性や運転スキルの把握により、安全運転上の問題点を自覚させることなど、細かく記されている。

第6節～高齢者に対する交通安全教育～

■ 高齢者に対する教育の内容

- ①高齢者事故発生の特徴
(身体機能の変化)
- ②歩行者の心得
(加齢に伴う対応・電動車いす等)
- ③自動車乗車時の心得
(乗車時と降車時の注意)

交通安全教育指針（国家公安委員会告示第十五号）続き

- ④自転車利用者の心得 (加齢に伴う注意事項)
- ⑤交通事故の措置 (適切な対応)

教育時に配慮すべき事項では、高齢者に対する交通安全教育を効果的かつ適切に行うための「高齢者交通安全教育指導指針」を参考とするなど、地域の実情に応じた教育内容や方法が望まれる等、細かく記されている。

また、これを進めるにあたって「今後の交通安全教育の在り方について」とする警察庁交通局長通達が平成11年10月22日に示されている。

イ. 警察庁交通局長通達「今後の交通安全教育の在り方について」

1. 基本的な考え方
2. 交通安全教育における警察の責務
 - (1) 交通安全教育を計画的に推進するための実施主体間の連絡・調整の場の設定
 - (2) 指導者の育成
 - (3) 資材等の相互利用及び交通安全に係る情報の提供
3. 各年代に対する交通安全教育における各実施主体の役割分担
 - (1) 総論
 - (2) 幼児に対する交通安全教育
 - (3) 児童に対する交通安全教育
 - (4) 中学生に対する交通安全教育
 - (5) 高校生に対する交通安全教育
 - (6) 成人に対する交通安全教育
 - (7) 高齢者に対する交通安全教育
4. 交通安全教育の効果の確認と広報

以上のように、交通安全教育指針は自転車に特化したものではないが、交通安全を主眼とした視点できめ細く各世代に応じた進め方が示されている。

しかし、あえて自転車教育として言うならば、自転車に関する交通規則やマナーといった内容に不十分さを覚える。以上は交通安全教育とした見方であるが、自転車教育とした場合は、現在各方面で独自の展開を見ることができる。

③健康の維持増進への活用（教育）

自転車教育の分野でも、自転車をツールとして健康づくりに活かそうという学びを含めた取り組みがある。

この部分は自転車活用推進法第八条九項「自転車の活用による国民の健康の保持増進」として示されている。

自転車に乗ると、体で一番大きな筋肉を有する足を、ペダルを回すことで30センチ上下させる運動につながることになる。かたや、歩行時の踵の上下は3センチとなり、筋肉の動きとして大きな差があることがわかる。

筋肉の伸び縮み運動は、毛細血管の発達を促すとともに血流も増やし新陳代謝も促すと言える。また、有酸素運動として継続しやすく、膝への負担が少ないメリットもある。

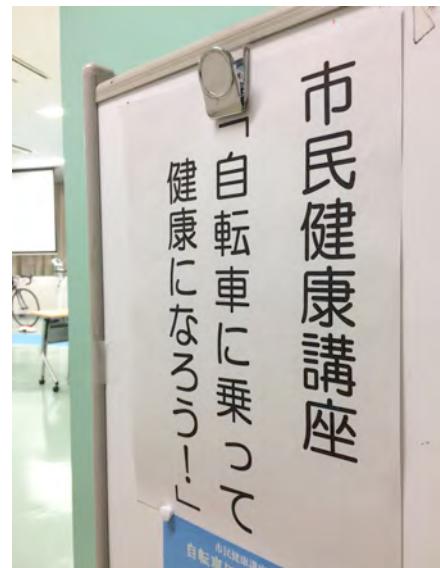
こうした様々な効能を持つ自転車を利用した科学を正しく身につけて、超高齢化社会における医療費削減に大いに寄与することは重要である。豊中市においてはこうした健康づくりを多くの市民に伝えようと、市民健康講座としてサイクリングなど自転車で健康づくりをしている経験者の体験談報告会を企画している。この部分も自転車教育の範疇に入る。



市民健康講座（豊中市）



市民健康講座ポスター



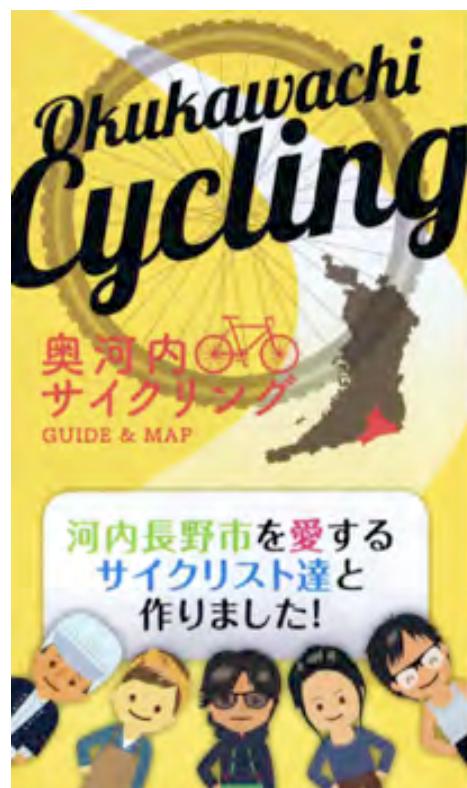
市民健康講座（豊中市）

④まちづくりへの活用法

自転車をまちづくりのためのツールとした試みもある。これは単に自転車イベントや自転車観光客を誘致させるといった類いのものではない。

自転車をまちづくりのツールとして使うという試みを全国で展開するOVE南青山（（株）シマノ）の取り組みがある。「自転車まちづくり」を促進するリーダー達の学び合いの場として「地域交流フォーラム」が定期的に全国で開催され、同様に取り組む他都市との交流を通じて切磋琢磨している。

その中の大阪府河内長野市の事例では、市の職員が市内を「自転車を使った町巡りコース」を提案するというミッションの元で、街の魅力の再確認と同時に街の道路事情、サイン計画などを見直すきっかけ等としている。



散走イベント(河内長野市)

サイクリングマップ

また、同市では、提案に使った自転車によるコースを「奥河内サイクリングマップ」としても生かしている。

I-4. 子どもたちにとっての自転車教育

我が国における子ども、特に未就学児を対象とした自転車教育は、国レベルではまだ存在していない。

①子どもの自立

未就学児から始まる自転車教育として知られるデンマークでは、この時期の子どもが学ぶ意味として、自転車教育を単に自転車に乗れることだけを目的としたものではなく、自転車が子どもにとって、親の監視下の外に一人で出て行く初めての乗り物であり、自転車教育によって「子どもの自立」を促す教育としての理念が定着している。

また、自転車教育は、人を思いやる優しさなどの社会性や、複数の事柄に同時に対処できる神経系の発達を促進させる狙いも含まれている。

すなわち、自転車教育先進国では自転車を「子どもの成長を支えるツール」であるとしての位置づけで進められている。



②デンマークの教育の考え方

デンマークでは、自転車利用の取り組みを国レベルで行っており、始まりは1942年からの歴史を持っている。

2～3歳　自転車教育開始

8～9歳　自転車免許証を取得

12歳　公道を使用しての交通ルール学習（サイクリストライセンス取得）

自転車を通じて子どもの体力、運動機能、精神、認知能力の発達を助けること。サイクリングを通じて、社会活動の一翼を担う喜びを感じ、子どもの自尊心を育むとされている。これに比べ、我が国では、ルール・マナーという言葉で、禁止事項や遵守させることだけを自転車交通安全教育として行ってきた。ここに大きな違いがある。

◎デンマーク式自転車教育プログラム

これらを実践するにあたりデンマークで活用されているのが、自転車を利用した遊び（自転車ゲーム）である。また、デンマークの45%の子どもは自転車通学しており、小学校（2,300校）では交通教育が義務化され、交通教員の配置が80%に達している。

自転車に慣れ楽しみながら技能の習得を目指した自転車教育プログラムは、未就学児には自転車技能トレーニングを重視した内容であり、小学校からは自転車交通安全教育がプラスされる。

未就学児は実際の公道で自転車に乗ることは困難だが、安全な園庭などで乗り方を学ぶことはできる年齢である。

習熟した技能を身につけることで、実際の交通状況下において自転車に乗るときに、自転車ルールや信号、他の交通参加者への対処方法のより良い学びとなることを期待できる。

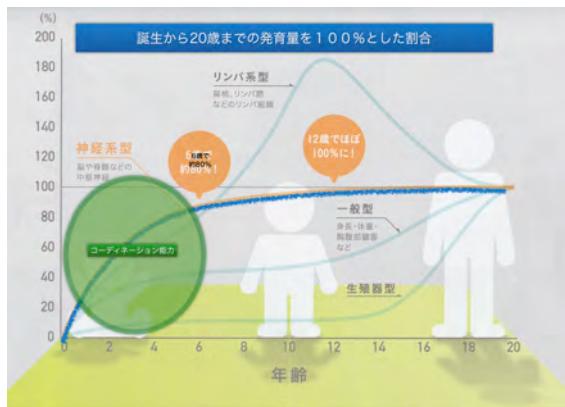
③コーディネーション能力

近年我が国でも、研究が各方面で進められている。「自転車が子どものちからをはぐくむ4つの考察」として注目されている川崎医療福祉大学 西本准教授によると、下記の①から④をあげ、自転車に4～6歳のうちに「乗れる」ことは、決して高いレベルの運動能力を獲得できることにつながらないとしながらも、自転車に乗れたことによる恐怖心の排除は、その後の他の運動に対するチャレンジに良い影響をもたらす可能性があるとしている。

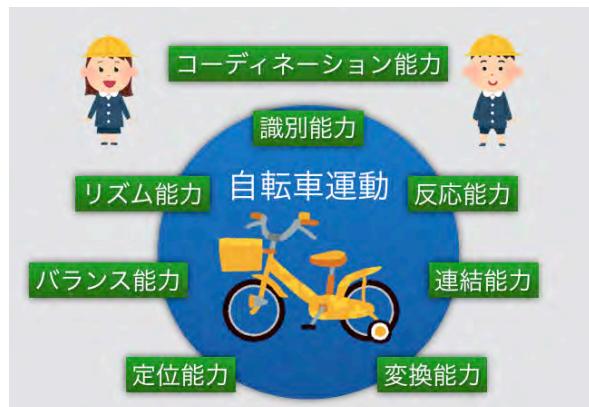
いずれ訪れる自転車デビューにあたり、子どもが「乗りたい」という「やる気」を示す時期に、心身の成長に合わせたトレーニングを「自転車ゲーム」というコンテンツで実施するのである。

ポイント

- ① この年代に最も発達する神経回路に働きかける。
- ② 最大の敵、恐怖心に打ち勝つ段階的練習。
- ③ 失敗しないようにと自ら工夫する一人称経験。
- ④ バランス能力をはじめ、コーディネーション能力に影響。



発達曲線



コーディネーション能力

このグラフは、西本准教授が研究するコーディネーション能力について、20歳までの発育状態と関連づけて、自転車運動がどのように各能力の向上に関わるかを示したものである。誕生から20歳までの発育量を100%とした時、6歳児では約80%に達し、12歳ではほぼ100%になるとされている説がある。

コーディネーション能力として考えられる自転車運動を示した図から、自転車運動を行うことで、これら7つの能力が、状況に応じて相互に関係し合い、身体を巧みに動かせるチカラとなることを示している。

④子育て環境

現代社会において、子育てに関与できる親の時間の制約の中で、三輪車を遊具として買い与えた以降、成長とともにいずれ自転車デビューする子どもに対して、自転車の乗り方（操作方法）から公道で事故に遭わないための教育まで、どれだけの親が、その責任を果たしているだろうか。

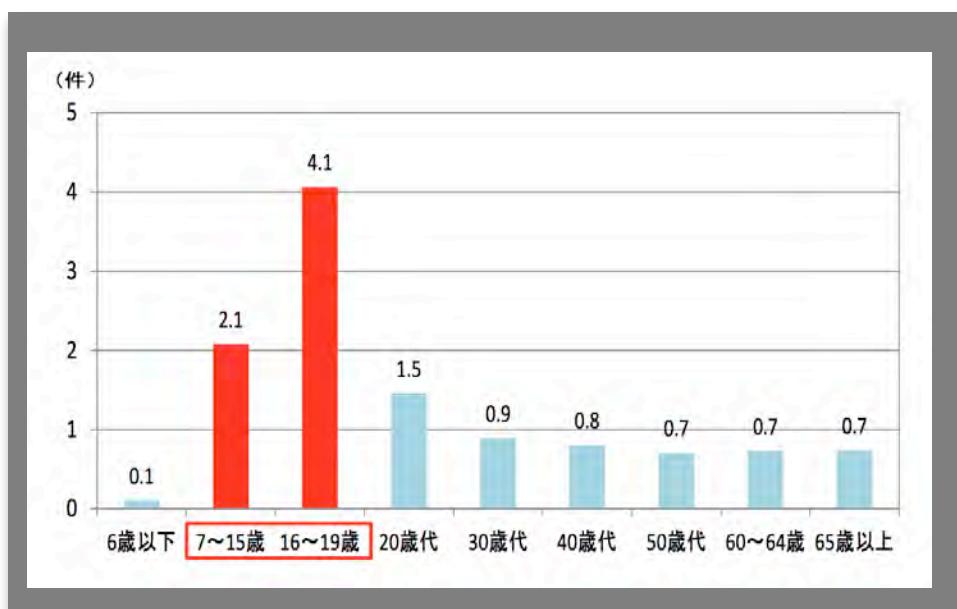
この時期の子どもへの自転車教育機材としては、ペダルなしの小型自転車、いわゆるキックバイクを用いる。キックバイクは3歳～5歳児を対象に作られており、三輪車以降に手にする乗り物としてはよくできていると言える。

必要なのは、公道で自転車デビューした際に、自転車の運転が無意識にできる状態でないと、信号や路面段差、横断歩道や歩行者といった様々なファクターに適正に対処できないからである。

海外の自転車教育先進国では、親の管理下の元で自転車の運転技術やルール等について学ぶ習慣が確立しているが、我が国における状況は深刻な実態であり、まず親を教育せねばならない状況にあると言える。

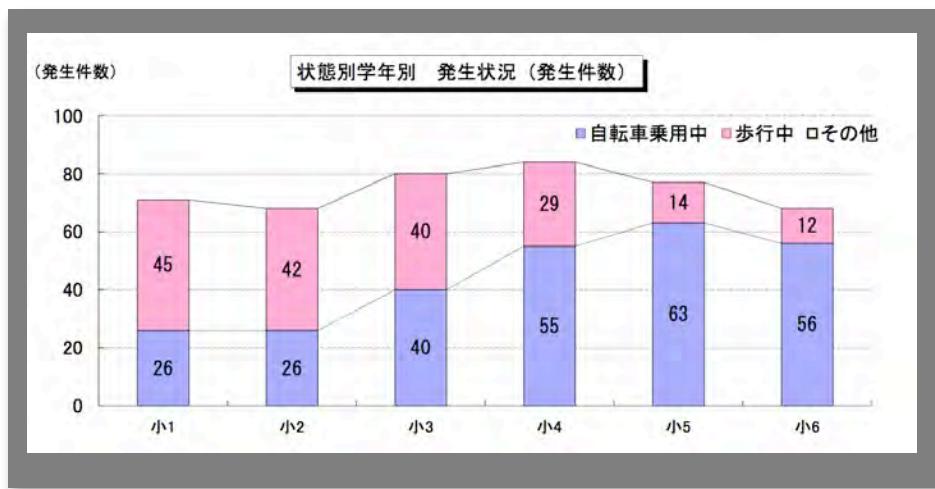
⑤年齢別自転車関連事故件数

次に、未就学児以降における我が国の自転車関連事故数については、グラフが示すとおり自転車を利用する機会が増える時期に、事故が顕著に増えている。



人口千人当たりの年齢層別自転車関連事故件数（平成 24 年）

出典：「自転車交通（平成 26 年度政策レビュー結果 評価書）」国土交通省 平成 27 年 3 月



「小学生の交通人身事故発生状況」（警視庁 平成29年上半年）

このことから、自転車教育は一般公道で自転車に乗り始める年令となる以前に、実践的な教育を受ける機会を構築させることが重要であると言える。

II.自転車教育の現状と課題

II-1. 我が国の自転車教育の現状と課題

我が国の自転車教育、交通安全教育の根幹となる部分を定めている交通安全教育指針について、既に「I-3. 現代社会にとっての自転車教育」で示した。

ここでは、自転車教育について最近論じられた「自転車の交通安全教育の新潮流」(茨城大学 金教授)で指摘する課題を中心に資料から要約して紹介する。

①国家公安委員会

国家公安委員会は、地方公共団体、民間団体等が効果的かつ適切に交通安全教育を行うことができるようになるとともに、都道府県公安委員会が行う交通安全教育の基準とするため、交通安全教育指針を作成し公表している。

②交通安全教育指針

この指針には、交通安全教育を行う者の基本的な心構えのほか、教育を受ける者の年齢、心身の発達段階や通行の態様に応じた体系的な交通安全教育の内容及び方法が示されている。

警察では、この指針を基準として、幼児から高齢者に至るまでの各年齢層を対象に、交通社会の一員としての責任を自覚させるような交通安全教育を実施している。

自転車に関しては、地方公共団体、学校、自転車関係事業者等と連携し、「交通の方法に関する教則」や「自転車安全利用五則」を活用するなどして、児童・生徒、高齢者、主婦等の幅広い自転車利用者に対して自転車の通行ルール等の周知を図っている。

この指針の第1章は「交通安全教育を行う者の基本的な心構え」、第2章は「交通安全教育の内容及び方法」であり、第2章には幼児から児童、中学生、高校生、成人、高齢者までの年齢層別に交通安全教育の内容及び方法が定められている。

ア. 交通安全教育を行う者の基本的な心構え

第1章「交通安全教育を行う者の基本的な心構え」には、交通安全教育を効果的かつ適切に行うための留意事項が示されている。

交通安全教育指針に基づく従来型の教育に対しては、交通ルールやマナーについての知識を覚えさせ、遵守するような指導だけに終始しているとの批判もあるが、社会にとっての交通ルール等の必要性や、他者への配慮、体験・実践型の教育手法の活用などについても、指針に記載されている点に注目したい。

イ. 自転車交通安全教育の取り扱い

幼児（6歳未満）、児童（6歳以上13歳未満）、中学生、高校生、成人、高齢者の年齢層別に交通安全教育の目標と内容が記載されている。

a. 幼児

「自転車に乗車する場合の心得」としてヘルメットの着用と幼児用座席でのシートベルト着用の記載があるが、「自転車の利用者の心得」の項目はない。つまり自転車運転者としての交通安全教育の開始は幼児からではないということである。

b. 児童

「交通ルールを単に覚えさせるだけでなく、小学校周辺の道路の危険個所等を取り上げて、具体的に指導することにより、児童が関心を持って習得することができるよう留意する」という具体的な留意事項や、配慮事項として「自転車の正しい乗り方について指導する場合には、自転車の利用に関する小学校の指導方針を踏まえて行うことが必要である。」との記載がある。

c. 中学生

自転車を利用する機会が多く自転車乗車中に交通事故に遭う可能性が多いこと、社会人として本格的に交通社会に参加していくための準備段階にあるとの認識の下で、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得させるとともに、他の人々の安全にも配慮できるようにすることが目的となっている。

d. 高校生

二輪車の運転者及び自転車の利用者として必要な技能及び知識を習得させるとともに、交通社会の一員として責任を持って行動することができるよう健全な社会人を育成することを目的としている。「自転車利用者の心得」として、道路及び交通の状況に応じて安全に走行することができることを目標とし、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性を理解させるとともに、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行することができるようになる、と記載されている。

e. 検討課題（交通安全境域指針）

自転車交通安全教育が開始されるのは児童からで、その項目は「安全な車両と服装」「点検整備」「正しい乗り方」「通る所」「走行上の注意」「交差点の通行」「歩行者・車両への注意」「駐輪の注意」など多岐に亘っている。しかし児童では、「他者への配慮」はなく、これが取り上げられるのは中学生になってからである。したがって、自転車安全教育の指針としての検討課題は、開始時期が児童期からでよいのかという点と、「他者への配慮」を教育する時期が中学生からでよいのかという点にある。

	幼児 (6歳未満)	児童(6歳以上13歳未満)	中学生
特徴	<ul style="list-style-type: none">・心身の発達段階・個人差を考慮・適切な時間数と内容・教育手法の工夫(紙芝居、人形劇、腹話術等)・保護者への交通安全教育	<ul style="list-style-type: none">・歩行者及び自転車の利用者として安全に道路を通行できるようにすることが目的。・学年に応じた指導・歩行者を重点的・保護者への交通安全教育・交通ルール等の必要性	<ul style="list-style-type: none">・自転車通行の技能と知識を習得・他者の安全にも配慮する
自転車 関係項目	<ul style="list-style-type: none">・「自転車に乗車する場合の心得」としてヘルメットの着用と児童用座席でのシートベルト着用の記載	<ul style="list-style-type: none">・安全な車両と服装・点検整備・正しい乗り方・通る所・走行上の注意・交差点の通行・歩行者・車両に対する注意・駐輪の注意	同左

交通安全教育指針における自転車関連項目（出典：「自転車の交通安全教育の新潮流」（金教授）

また、交通安全教育指針における「交通安全教育を行う者の基本的な心構え」には、参加・体験・実践型の教育手法を積極的に活用することが必要であるとされているが、自転車安全教育に欠かせない自転車実技による交通安全教育は少ない。

特に、公道での実技講習はほとんどなく、危険回避などの自らの判断力を養うための教育が不足している。今後、公道に出ることを前提にした実践的な教育を重要視していく必要がある。

教育プログラムの作成にあたっては①～④がポイントとなる。

- ① 問題の特定
- ② 対象者の特定
- ③ 教える方法の計画
- ④ 実施後の評価

さらに、自転車安全教育における受講者の受講記録（履歴）が共有されておらず、受講者におけるインセンティブなども、今後積極的に取り入れていく必要がある。

③自転車安全利用五則

警察庁交通対策本部は、平成19年7月に自転車に乗るときに守るべきルールのうち、特に重要なものを取り上げて自転車安全利用五則として公表している。

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - ◆飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ◆夜間はライトを点灯
 - ◆交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用

チラシでは、根拠規定やイラストとともに紹介し、自転車の安全運転のために、自転車に乗る方はもちろん、車の運転者や歩行者にも、内容の確認を呼びかけている。学校や自治体などが実施する自転車交通安全教育や指導・啓蒙の際には、このチラシが配布されることが多い。

自転車は、どっちのなかま？

くるま 歩行者

自転車はくるまのなかまですから。

自転車も、交通ルールを守って安全に走行しましょう。

警察庁・都道府県警察

自転車安全利用五則を守りましょう。

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。
したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。

② 車道は左側を通行
自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
歩道では、すぐに停まる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

④ 安全ルールを守る

- 飲酒運転は禁止
- 二人乗りは禁止
- 並進は禁止
- 夜間はライトを点灯
- 信号を守る
- 交差点での一時停止と安全確認

⑤ 子どもはヘルメットを着用
児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

自転車安全利用五則チラシ（裏表）

④自転車安全教育の教育主体と対象

自転車教育の重要性が喫緊の課題とされながらも、下表の如く今日においても、教育を受ける側の片寄りが顕著であり、特定の年齢層に偏らない継続性と体系化が重要である。

自転車安全教育の主体と対象について

対象 教育主体	小中高生	大学生等	成人			高齢者
			社員	保護者	その他	
学校等の教育機関	A	C	C	C	C	C
保育園・幼稚園	C	C	C	B	C	C
企業	C	C	B	C	C	C
自治会、町内会等	B	C	C	C	C	B
交通安全関係団体	A	C	C	C	C	B
自転車販売店	B	B	B	B	B	B

A 多くの主体が自転車安全教育を行っている

B 一部の主体が自転車安全教育を行っている

C 自転車安全教育があまり行われていない

自転車安全教育の教育主体と対象（出典：自転車の交通ルールの徹底方策に関する懇談会

平成24年12月27日「自転車の交通ルールの徹底方策に関する提言」

ア. 小中高生対象

小学生、中学生、高校生を対象とした自転車安全教育は、各都道府県警察と教育委員会、交通安全関係団体等との連携により進められている。今後はさらに内容や効果に対しての確認が必要である。

イ. 大学生等対象

大学生等を対象とする自転車安全教育については、学内の駐輪場を利用する学生を対象とした、駐輪場指定を受ける際の通学許可時に独自に行われている場合がある。また、学生生協等による自転車安全教室が開催されているケースもある。しかし、各種交通機関までの一部利用者に対しての教育実態については、今後の調査に寄らねばならないが、街中の実態を見ると不十分であり、大学（短大、専門学校等を含む。）における教育を促進する必要がある。

ウ. 成人（社員）等対象

社員、従業員を対象とした自転車安全教育については、通勤や業務のような企業活動に関わる目的で自転車を利用するところから、企業自らが社員教育の一環として行われている場合もある。

しかし、多くは鉄道やバスなどの公共交通機関前後の足としての利用が多く、自転車安全教育については今後、通勤や業務で自転車を使用する企業はもとより、一部利用の使用者に対しても、行うように協力を求めることが適当である。

また、自転車活用推進法の施行を受けて、今後ますます企業側の自転車活用推進に向けた取り組みの中で、自転車安全教育の継続的な実施を合わせて推進していく必要がある。

特に、業務で自転車を使用する企業については、道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条第1項において、運転者に対して車両等の安全な運転に関する事項を遵守させるよう努めなければならないとされていることにも留意する必要がある。

エ. 成人 保育所・幼稚園（保護者）等対象

成人による自転車利用の目的の一つとして、保護者による保育所や幼稚園への送迎がある。また、近年3人乗り用や電動アシスト車等、自転車操作にかかる重量が大型化する一方で、アシスト機能などの技術革新が新たな事故の発生を引き起こしかねない最前線と言える。保護者に対して、保育所や幼稚園で保護者を集める機会を捉えて、自転車安全教室をこれまで以上に充実させることが求められる。

オ. 成人 自転車販売店での購入者等対象

自転車販売店での自転車購入者への自転車安全教育は、自転車の使い方説明と合わせてできる最も確実な機会と言える。ただ、自転車の販売のみに終始せず、自転車利用者の拡大を考え、また、社会的責任についても「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（昭和55年法律第87号）第14条第2項により、自転車の安全利用のための十分な情報を提供することの努力義務が課されていることも忘れてはならない。積極的な活動を期待したい。

力. 成人 大店舗・スーパー・商店街・小売店への買い物客等対象

日常生活において成人が自転車を利用する目的の一つとして買い物がある。こうした自転車を利用する機会を捉えての自転車安全教育の実施もまた実践的であると言える。商店では、来店されるお客様に対してのCSRの一環としてや、駐輪に対してのコンセンサスの共有を含めて、また、安心安全なお買い物としてアピールする方法も考えられる。

キ. 成人 免許証更新者等対象

運転免許の更新は必ず訪れる絶好の交通安全教育の場として存在している。しかし、こと自転車に対してや、自転車利用の立場といった観点での教育内容は少ない。近年整備が進む自転車走行空間を示す表示などについての知識など、交通事故撲滅に向けた取り組みの一つとして取り上げていくべきである。特に、免許取得の際に行う実技教習の場において、自転車走行位置を示す矢羽根型ピクトグラムを設置するなど、社会状況に合わせた柔軟な対応が求められる。

ク. 高齢者 自治会、町内会等の地域コミュニティ来場者等対象

自治会や町内会、または地域のコミュニティは、特に既存の自転車安全教室に積極的に参加される高齢者がおられる中で、開催のタイミングや開催場所の設定などにより、参加出来ずにいる高齢者に対しての自転車安全教育を実施できる絶好の機会を有する単位である。

ケ. 在住外国人等対象

海外から来日する外国人で、一時的な旅行者でない場合は、日本における何れかの対象に所属されると考えられる。したがって、その所属内での対応が必要となる。上記各種教育主体のある中で、効果的な手法についての助言や講師の派遣等の支援を行っていける仕組みづくりが必要である。

現在、教育主体における専門的な知見や教育内容については、豊富な経験を有する警察等の支援が必要と考えられる。しかし、一方で内容やその効果については現状を見るかぎり、まだ十分とはいえない状況である。

警察における教育部門の増員もしくは、ある種の資格を持った指導者組織の必要性が考えられる。

ただし、既存の道交法における現状との乖離した部分や、交通の教則に見られる、理解しにくい決め事など、教える側の負担を取り除く必要もある。また、指摘した交通安全教育指針などの見直しも合わせて必要である。

さらに、違反行為をした際に取り締まわれないことが、次の違反を助長するきっかけとなる点から、街頭における違反取締りの強化に向けた組織化と法の整備が必須である。

⑤自転車安全教育の受講動機

自転車安全教育の重要性とともに、教育を受ける機会について「主体と対象」に分けて既に報告して来たが、自転車安全教育の受講に結びつく動機の確保が重要である。

現在、自転車安全教育の受講について法的な強制力を持つものとしては、平成27年6月1日から施行された改正道路交通法（法第108条の2第1項第14号）に基づく「自転車運転者講習」制度がある。

これは自転車乗車中の信号無視や一時不停止等、特定の「危険行為」を過去3年以内に2回以上繰り返すと受講が義務付けられるものである。

- ・「自転車運転講習」受講義務の対象となる危険行為（「法」＝道路交通法）
 - (1) 信号無視：法第7条違反
 - (2) 通行禁止道路（場所）の通行：法第8条第1項違反
 - (3) 歩行者用道路での歩行者妨害：法第9条違反
 - (4) 歩道通行や車道の右側通行等：法第17条第1項、第4項又は第6項違反
 - (5) 路側帯での歩行者の通行妨害：法第17条の第2項違反
 - (6) 遮断踏切への立ち入り：法第33条第2項違反
 - (7) 左片車優先妨害・優先道路車妨害等：法第36条違反
 - (8) 右折時、直進車や左折車への通行妨害：法第37条違反
 - (9) 環状交差点安全信仰義務違反等：法第37条の2違反
 - (10) 一時不停止：法第43条違反
 - (11) 歩道での歩行者妨害等：法第63条の4第2項違反
 - (12) 制動装置不備の自転車の運転：法第63条の9第1項違反
 - (13) 酒酔い運転：法第65条第1項違反
 - (14) 安全運転義務違反：法第70条違反

- ・自転車運転者講習 違反者の特性に応じた個別的指導を含む3時間の講習
(規第38条第14項) (講習手数料の標準額は5,700円)

尚、講習の受講命令を受けてから3ヶ月以内の指定された期間内に受講しないと5万円以下の罰金となる(法第120条第1項第17号)。



自転車運転者講習チラシ

また、上記以外の自転車安全教育の受講について強制力を持つものとしては、個別の組織（学校・企業等）の通学・通勤規則等によるものが存在する。

しかし、多くの場合において学校などの組織的な安全教育を受ける機会がない人々が、自転車安全教育を受けようとする動機の確保が重要である。

現在受講者に対しては、景品や割引券又は、自転車用ヘルメット（割引券）などが配られる場合があるが、受講の動機につながっているとは言い切れない。

また、自転車安全講習の内容が、いずれも似通った内容となり、受講記録なども残らないものが大半であり、積極的な受講動機には結びつかない理由の一つだと考えられる。

II-2. 国レベルのビジョン

我が国の自転車安全教育を含む、国レベルのビジョンとしては、平成23年警察庁交通局長通達「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」が上げられる。(別紙次頁に「通達」を添付する。)

①警察庁交通局長通達

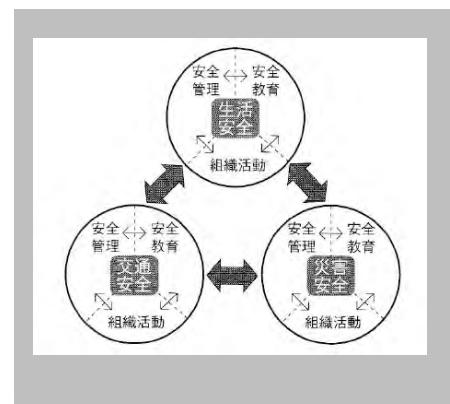
ここでは「良好な自転車交通秩序の実現を図っていくためには、自転車の通行環境の整備、自転車利用者に対するルールの周知及び自転車に係る交通安全教育並びに自転車利用者の交通違反に対する街頭指導取締りを並行して進めることができ引き続き求められるが、今後は、従来の対策の成果を着実に定着させつつ、その在り方を点検し、質的にも量的にも対策の実効性を高めていく」としている。

自転車教育は、この通達と合わせて自転車活用推進法の下、警察庁の交通安全教育指針をさらに展開し、自転車が「公共の増進に資するもの」とした活用が担えるよう確立させなければならない。

しかし、学校教育の場においては、自転車教育先進国に見られる交通教育の義務教育化が求められるところではあるが、「学校安全の3領域・3活動」とした観点から見ると、「交通安全」のみを取り上げて、学校安全としての目的を達成できるのかという議論もある。

- | | | | |
|--------|---------------|-------|-------|
| ■ 学校安全 | ①生活安全 (防犯を含む) | (3活動) | ①安全教育 |
| (3領域) | ②交通安全 | | ②安全管理 |
| | ③災害安全 | | ③組織活動 |

学校安全の具体的な活動は、主に「安全教育」「安全管理」「組織活動」の3つがあり、それぞれには相互の連動性が存在する。また、「3領域の「学校安全は一体で推進される」ことが文部科学省から求められている。



出典：子どものための交通安全教育入門

②自転車活用推進法

次に、自転車活用推進法 基本方針には自転車安全教育に関するものとして、第八条 施策六（人材育成と資質の向上）⑥と、施策八（交通安全に係る教育及び啓発）⑧が法律の中で重点施策としてあげられている。

自転車活用推進法の概要②

基本方針

以下の施策を重点的に検討・実施

- ①自転車専用道路等の整備
- ②路外駐車場の整備等
- ③シェアサイクル施設の整備
- ④自転車競技施設の整備
- ⑤高い安全性を備えた自転車の供給体制整備
- ⑥自転車安全に寄与する人材の育成等
- ⑦情報通信技術等の活用による管理の適正化
- ⑧交通安全に係る教育及び啓発
- ⑨国民の健康の保持増進
- ⑩青少年の体力の向上
- ⑪公共交通機関との連携の促進
- ⑫災害時の有効活用体制の整備
- ⑬自転車を活用した国際交流の促進
- ⑭観光来訪の促進、地域活性化の支援

③安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン

また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(国土交通省 道路局・警察庁 交通局)では、III「利用ルールの徹底」項目があり、利用ルールの周知、ルールの遵守に関するインセンティブの付与、交通違反に対する指導取締りの3つの観点から取り組むべきとしている。

I. 自転車ネットワーク形成の進め方 III. 利用ルールの徹底

II. 自転車通行空間の設計 IV. 自転車利用の総合的な取組

対象者	実施主体 内容	国、地方公共団体		各種教育機関、PTA	保護者	交通安全協会	地域の自治会、NPO	民間企業、団体	事例
		警察	警察						
市民(児童、学生、運転免許を保有していない者、非従業者等を含む)	自転車ルールの周知徹底 <ul style="list-style-type: none">・自転車運転者として守るべきルールの周知/指導・事故の危険性の周知・自転車利用時の交通違反に対する罰則の周知・自転車の点検や整備の必要性の周知	○	○	○ (児童等)	○ (児童等)	○	○	○	図III-1 図III-2 事例III-1 事例III-2 事例III-3
	街頭啓発/指導	○	○	○ (児童等)		○	○		事例III-4 事例III-5
	交通安全教育に関する市民講座の開設	○	○			○	○		事例III-6
	自転車安全教室の開催	○	○	○ (児童等)		○	○	○	事例III-7 事例III-8 事例III-9
	自転車ルール認知度テストの実施	○	○	○ (児童等)			○		事例III-10
	自転車ルールの理解度・技術を競う大会の開催			○ (児童等)	○ (児童等)	○ (児童等)			事例III-11
	自転車安全利用モデル校の指定	○ (児童等)	○ (児童等)						事例III-12
	「自転車の日」の制定	○	○						事例III-13
	講習内容の充実(免許取得時や免許証更新時等) <ul style="list-style-type: none">・自転車運転者として守るべきルールの周知/指導・自転車運転者として守るべきルールの周知/指導・事故の危険性の周知		○						
運転免許保有者									
指導員、教職員等	自転車交通安全指導員の育成	○	○	○					事例III-14
従業者	業務や通勤で自転車を利用する社員等を対象とした研修の実施						○		

自転車利用に関するルールの周知・啓発活動の取組例

出典：「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」

各管区警察局長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
　　庁内各局部課長
各附属機関の長

原議保存期間 10年
(平成34年3月31日まで)

警察庁丙交企発第85号、丙交指発第34号
丙規発第25号、丙運発第34号
平成23年10月25日
警察庁交通局長

良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について

自転車は、幼児から高齢者まで幅広い層が多様な用途で利用する国民の身近な交通手段であり、特に最近では、東日本大震災による交通の混乱等を機に、通勤手段等としても注目を集めしており、引き続きその利用の進展が見込まれるところである。

このような自転車に関しては、これまで「自転車の交通秩序整序化に向けた総合対策の推進について」(平成19年7月12日付け警察庁丙交企発第83号、丙交指発第31号、丙規発第32号、丙運発第22号)に基づき、その交通秩序の整序化のため、各種対策を推進してきたところである。

これらの対策の結果、一定の成果は見られるところであるが、他方で、それにもかかわらず、他の自動車等と同様に交通ルールを遵守しなければならないという意識は十分に浸透せず、自転車利用者のルール・マナー違反に対する国民の批判の声は後を絶たないほか、自転車の通行環境の整備も十分とは言えない状況にある。

実際、平成22年中の自転車関連事故の発生件数は、交通事故全体の約2割を占めるとともに、自転車乗用中に死傷した者の約3分の2に何らかの法令違反が認められるなど、自転車に係る交通状況は予断を許さないものであり、第9次交通安全基本計画において掲げられた「平成27年までに24時間死者数を3000人以下とし、世界一安全な道路交通を実現する」という目標を達成する上でも、自転車に係る対策の推進は喫緊の課題である。

今後は、これまでの対策の成果を着実に定着させながらも、その方法や効果を点検しつつ、更に自転車に関する総合対策を推し進め、良好な自転車交通秩序の実現を図っていく必要がある。

そこで、このたび下記の対策を推進することとしたので、各都道府県警察においては、関係機関・団体等と連携しつつ、実効が上がるよう効果的な対策を推進されたい。

なお、前記通達については、廃止する。

記

第1 基本的考え方

従来、自転車利用者は、多くの歩道で普通自転車歩道通行可（以下「自歩可」という。）の交通規制が実施されていたこともあり、道路交通の場においては歩行者と同様の取扱いをされるものであるという誤解が生じていたところであるが、近年の自転車に係る交通状況を踏まえ、車道を通行する自転車の安全と歩道を通行する歩行者の安全の双方を確保するため、今一度、自転車は「車両」であるということを、自転車利用者のみならず、自動車等の運転者を始め交通社会を構成する全ての者に徹底させることとした。そのためには、自転車道や普通自転車専用通行帯等の自転車の通行環境

通達「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」

の整備を推進し、自転車本来の走行性能の発揮を求める自転車利用者には歩道以外の場所を通行するよう促すとともに、車道を通行することが危険な場合等当該利用者が歩道を通行することがやむを得ない場合には、歩行者優先というルールの遵守を徹底させることが必要である。また、制動装置不良自転車運転を始めとする悪質、危険な交通違反については、その取締りを推進することも必要である。

他方で、高齢者や児童、幼児を始めとしたそのような利用を期待できない者等には、引き続き、一定の場合に歩道の通行を認めることとなるが、その場合であっても、自転車は「車両」である以上、歩行者優先というルールを遵守させる必要性があることは論をまたない。

こうした考え方を踏まえ、良好な自転車交通秩序の実現を図っていくためには、自転車の通行環境の整備、自転車利用者に対するルールの周知及び自転車に係る交通安全教育並びに自転車利用者の交通違反に対する街頭指導取締りを並行して進めることができ引き続き求められるが、今後は、従来の対策の成果を着実に定着させつつ、その在り方を点検し、質的にも量的にも対策の実効性を高めていくことが重要である。

また、このような対策を効果的かつ適切に推進するためには、交通警察各部門の総合力の発揮、関係部門や関係機関・団体等との緊密な連携が重要であり、特に道路管理者、学校当局、自転車関係事業者、交通ボランティア等との適切な協働を図ることも必要である。

第2 推進すべき対策

1 自転車の通行環境の確立

良好な自転車交通秩序を自転車の通行環境の面から実現するためには、自転車専用の走行空間を整備するとともに、自転車と歩行者との分離を進めていくことが不可欠である。そのため、各都道府県警察にあっては、道路ネットワークの連続性の確保に配意するとともに、道路管理者、地方公共団体等と連携した上で、計画的に以下の事業を実施すること。警察庁においては、年明けを目指し、各都道府県警察の来年度事業を取りまとめ、公表する予定である。

(I) 自転車専用の走行空間の整備

ア 道路管理者等と適切な連携を図り、自転車道の整備を一層推進すること。特に、従来は自転車道の整備が困難であった道路においても、平成23年9月に新設された規制標識「自転車一方通行」を用いて自転車道を整備することができる路線を精力的に抽出すること。

イ 平成22年12月に新設された規制標識「普通自転車専用通行帯」も活用して、普通自転車専用通行帯の整備を推進すること。

なお、

○ 自転車の通行量が特に多い片側2車線以上の道路において、現在、自転車道又は普通自転車専用通行帯（以下「自転車道等」という。）が整備されていない場合には、自動車等が通行する車線を減らすことによる自転車道等の整備を検討すること。

○ 自転車の通行量が多い2車線道路に一方通行の交通規制（自転車を除く。）を実施することによる道路の両側に自転車道等の整備を検討すること。

ウ パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備が設置されている道路における自転車道等の整備

現在、パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備（以下「パ

通達「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」

ーキング・メーター等」という。)が設置されている道路において、パーキング・メーター等の利用率が低い場合には、パーキング・メーター等を撤去することにより、自転車道等の整備を推進すること。

パーキング・メーター等の利用率が高い場合には、第1車両通行帯を駐車枠と自転車道等とすること等を検討すること。

(2) 自転車と歩行者との分離

ア 普通自転車歩道通行可の交通規制の実施場所の見直し

歩道上で自転車と歩行者の交錯が問題とされている現下の情勢に鑑み、幅員3メートル未満の歩道における自歩可の交通規制は、歩行者の通行量が極めて少ないような場合、車道の交通量が多く自転車が車道を通行すると危険な場合等を除き、見直すこと。

イ 普通自転車歩道通行可の交通規制が実施されている歩道(普通自転車通行指定部分の指定がある場合を除く。)をつなぐ自転車横断帯の撤去

多くの普通自転車の歩道通行が念頭に置かれている普通自転車通行指定部分の指定がある場合を除き、自歩可の交通規制が実施されている歩道をつなぐ自転車横断帯は撤去すること。

(3) 都道府県独自の対策の実施

(1)及び(2)の事業に加え、各都道府県の実情に応じた独自の対策(二段停止線と共に自転車専用灯器を設置し、その他の車両用の灯器とは別の信号制御を行うなど)も実施すること。

(4) その他

(1)の事業を実施するに当たっては、自転車を含む車両の通行量、駐車需要等を勘案すること。その上で、事業を実施した箇所については、適切に駐車取締りを実施するなどの総合的な駐車対策を推進すること。

2 自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進

自転車利用者は今後も増加が予想されるところであるが、これら全ての利用者に自転車の正しい通行ルールを周知し、その理解の深化を図るため、今まで以上に

- 各地方公共団体や関係機関・団体における自主的な取組を促すための積極的な働き掛けを実施すること
- 自転車利用者の規範意識の醸成を強く促すような広報啓発・教育手段を創意工夫すること

に配意しながら以下の活動を展開すること。

(1) 自転車利用者に対するルールの周知徹底

ア 自転車は「車両」であるということを全ての自転車利用者に徹底させること。また、車両として自転車が従うべき基本的なルールの周知に当たっては、引き続き「自転車安全利用五則」(「自転車の安全利用の促進について」(平成19年7月10日付け交通対策本部決定)に添付)等を活用すること。

イ 通行ルールを守らなかった場合の罰則や事故発生リスクについて、年齢層に応じた分かりやすい周知に努めること。その際、交通事故の加害者となった場合は、刑事責任を負ったり、損害賠償を求められたりする可能性があることや損害賠償責任保険等の加入の必要性についても、具体的な事故事例を示すなどして理解させること。

ウ ヘルメット着用については、映像資料等を活用するなど、被害軽減対策とし

ての効果を十分に理解させることができるように工夫し、幼児・児童はもちろんのこと、広く自転車利用者にヘルメットの着用を促すこと。

エ 「自転車の安全利用の促進について」において示された措置については、地方公共団体としても実施することとされており、ルール周知に関する各種対策についても、各地方公共団体等の主体的な取組がなされるよう、強力に働き掛けを行うこと。

オ 自転車販売店等の自転車関係事業者との連携を強化し、自転車の販売、修理等の機会を捉えてルールの周知を実施するよう積極的に働き掛けるとともに、必要な支援を行うこと。

(2) 自転車安全教育の推進

ア 小学校、中学校及び高等学校等の教育機関における自主的な自転車安全教育の実施や警察と連携した自転車教室の授業等への組込みについて、自転車の事故実態を示すなどしてその必要性を理解させながら、学校当局や教育委員会等に強く要請すること。その際は、教職員を対象とした自転車教室を開催して教職員自身の安全教育知識・技能の向上を図るなどの必要な支援を行うこと。

イ 安全教育の対象者を高齢者、主婦、社会人、大学生等にも拡大するため、児童・生徒を対象とした自転車教室への保護者の参加要請、安全運転管理者を通じた事業所レベルでの安全教室の開催等の工夫を行うこと。

また、更新時講習、高齢者講習、処分者講習等の各種運転者教育の機会において、自動車等の運転者の立場から、自転車の安全を確保するための留意事項等についての教育の実施に努めること。

ウ 安全教育は、小学生に対しては自転車免許証の交付を行うなどして学習意欲を高め、中学生以上に対しては、安易なルール違反がもたらす具体的な危険や加害事故時の責任の重大性が明確にイメージできるような教育手法を採用してルール遵守意識の醸成を図るなど、受講生の年齢層に応じ、その教育効果が高まるよう内容及び手段に特段の工夫を行うこと。

3 自転車に対する指導取締りの強化

(1) 自転車利用者の交通違反に対する指導取締りの強化

自転車利用者の交通違反に対する指導取締りについては、「自転車利用者に対する交通指導取締りの強化について」(平成18年4月13日付け警察庁丁交指発第50号)により指示しているところであるが、自転車対歩行者の交通事故の発生件数が相当数増加し、自転車利用者のルール・マナー違反に対する国民の批判が後を絶たない状況を踏まえ、街頭活動における指導警告をより一層積極的に推進するとともに、いわゆる「ピスト」等に係る制動装置不良自転車運転を始めとする悪質、危険な交通違反に対しては、交通切符を適用した検挙措置を講ずるなど厳正に対処すること。

(2) 交通ボランティア等と連携した街頭活動の強化

自転車の通行ルールの周知徹底を効果的に推進するためには、自転車利用者に対する街頭での指導啓発活動の推進が不可欠であることから、交通安全活動を行うボランティアや地域住民等に対する助言、指導等や地方公共団体の職員の研修への協力を積極的に行うこと。

地域交通安全活動推進委員に対しては、より効果的な「自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進」がなされるよう、自転車の

通行ルールやその指導方法等について教養を徹底し、警察官と共同で街頭指導活動を行うことはもとより、ボランティア等が独自に沿道住民とともに街頭における自転車利用者に対する指導啓発活動を重層的に推進すること。

また、街頭における指導啓発活動に当たっては、自転車本来の走行性能の發揮を求める自転車利用者に対しては、歩道以外の場所を通行するよう促すとともに、歩道を通行する場合の歩行者優先というルールの遵守を徹底させること。

第3 対策推進上の基盤の整備等

1 総合的な推進計画の策定

各都道府県警察において、自転車対策を総合的に推進する計画を策定し、組織を挙げて対策を推進すること。

2 自転車対策を推進するための体制の整備

(1) 警察庁の推進体制

各都道府県警察における自転車対策の点検を行い、効果的な対策の推進を支援するため、警察庁交通局に自転車総合対策検討委員会を設置する。

各都道府県警察は自転車総合対策検討委員会と緊密に連絡を取りながら、必要な対策を推進すること。

(2) 各都道府県警察における推進体制の整備

各都道府県警察においては、自転車対策を効果的かつ強力に推進するため、所要の体制を整備すること。

3 関係部門との連携等

(1) 部内教養の徹底

部門を問わず、部内職員に対し、自転車の通行ルールについて教養を徹底すること。

(2) 関係部門との連携

各都道府県警察においては、防犯ネットワーク等他部門で構築されているネットワークについても、本来業務の支障の有無等を考慮の上、自転車の広報啓発活動等に関し、積極的に活用すること。

4 関係機関との連携等

(1) 地方公共団体等への支援等

近年、一部の地方公共団体において、条例を制定し、自転車の安全利用やそのための教育等を推進しているところがあるが、各都道府県警察にあっては、このような事例を参考にしつつ、地方公共団体による自転車の交通ルール遵守等のための取組を積極的に支援すること。

また、駐輪場整備や歩道上の放置自転車の撤去についても、地方公共団体等への働き掛けを行うこと。

(2) 関係機関等との協力体制の強化

対策を効果的かつ継続的に推進するため、これまでに、地方公共団体、学校、教育委員会、道路管理者、自転車関係団体等との間で設置した連絡協議会を活用するなどして、引き続き、関係機関等との協力体制の強化を図ること。

通達「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」

II-3. 地方自治体の取組

自治体では、様々な教育主体により自転車安全教育に対しての取り組みが行われている。その中で自転車関連産業も多く、「自転車のまち堺」と銘打って積極的に取り組んでいる大阪府堺市と、自転車関連事故の削減を着実に進めている石川県金沢市の取り組みを紹介する。

①大阪府堺市

堺市の自転車についての取り組みは、平成16年「堺自転車環境共生まちづくり基本計画」が策定され、安全・快適で夢と活力の息づく楽しいまちづくりの中で、自転車の持つ3つの力として、「交通としての力」「人への力」「暮らしへの力」を掲げて進められてきた。

ア. 堺市自転車利用環境計画

計画策定から8年が経ったのち、社会面や経済面の状況の変化によって自転車利用のニーズが高まったことから、新たに「堺市自転車利用環境計画」を策定、「自転車のまち堺の飛躍～自転車を利用しやすいまち～」とした基本理念等が示された。



堺市自転車利用環境計画（概要版）

イ. 堺市自転車のまちづくり推進条例

又、堺市における自転車安全教育については、平成26年10月に施行された「堺市自転車のまちづくり推進条例」があり、自転車安全教育に関わる項目として、第2節「自転車の安全利用に関する教育等」が示されている。

自転車利用者のみなさまへ
自転車のまち“堺”
自転車を利用しやすいまちに！
『堺市自転車のまちづくり推進条例』を制定しました

平成26年10月1日施行

自転車は、環境にやさしく、心身の健康にもつながる身近な乗り物として利用する人が増える一方で、交通ルールやマナーを無視した自転車走行により、歩行者との事故が増加しています。また、自転車の盗難やひったくりなどの犯罪も多くなっています。

みんなでつくる自転車のまち“堺”

市民等
自転車の安全利用の啓発や利用促進、自転車利用推進委員の設置など

事業者
自転車小売業者
自転車の安全利用の啓発…など

堺市
自転車の安全利用や利用促進に関する活動の支援…など

堺市では、交通ルールの遵守及びマナーの向上を図り、安全に、安心して、かつ、快適に自転車を利用できるまちづくりを市民共通の願いとして進めため、この条例を制定しました。
市、事業者及び市民等が協働し、自転車を有効に活用できるまちづくりに取り組みます。
自転車利用者のみなさまにおかれましても自転車の安全利用にご理解いただき、事故及び犯罪の防止にご協力ください。

安全利用のポイント

●ヘルメットを着用しましょう
死亡事故
6割強が頭部損傷！
その他11%
全損7%
胸部16%
頭部66%
(29人)
府内における自転車での死亡事故の6割強は、頭部の損傷によるものです。
大阪府内の自転車乗車中負傷部位別死者数（H25年中）

●万が一の事故に備え、自転車損害賠償保険などに加入しましょう
自転車と歩行者又は自転車との事故は、増加傾向にあり、被害者に対する損害賠償額は高額となっています。
⇒自転車損害賠償保険については裏面をご覧ください

●わずかな時間でも、自転車の施錠は忘れずに！
自転車の盗難は、鍵の掛け忘れ・無施錠による被害が約半数に及びます。
盗難に強い「シンリンダーホーク」の取り付けや「二重ロック」も行いましょう。

●ひったくり防止カバーを活用しましょう
ひったくり被害に遭われた方のうち、自転車の前かごからのひったくりは約4割。ひったくり防止カバーを装着すれば、前かごからのひったくり被害はゼロに！

堺市・大阪府警察

この印刷物は、印刷物の廃棄リサイクルできます。

堺市自転車のまちづくり推進条例

堺市自転車のまちづくり推進条例

条例制定の背景

- 環境への配慮や健康志向の高まりから自転車利用が増加
- 自転車関連事故の削減
- 自転車関連犯罪の防止
- 「自転車のまち堺」として自転車のまちづくりを推進

条例の特色

- ヘルメット着用の努力義務
- 自転車の整備及び点検の促進
- 自転車損害賠償保険等の加入の促進（義務化）
- ひったくり防止カバーの活用、施錠の徹底
- 事業所に自転車利用推進委員を設置

(教育関連を抜粋)

第2節

自転車の安全利用に関する教育等

(保護者等による教育等)

第12条

未成年の自転車利用者の保護者は、当該自転車利用者に対し、自転車に関する事故を予防するために自転車の適正な利用方法を説明し、乗車用ヘルメットを着用させる等の自転車の安全利用に関する教育及び指導を行うよう努めなければならない。

(学校等における教育等)

第13条

学校(大学を除く。)の長は、その幼児、児童又は生徒に対し、発達段階に応じた自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導(以下この条において「教育等」という。)を行うよう努めなければならない。

2 中学校の長及び高等学校の長は、生徒の自転車通学を認める場合は、自転車の安全利用を確保するための措置を講ずるよう努めなければならない。

堺市自転車のまちづくり推進条例（続き）

3 専修学校(学校教育法第124条に規定するものをいう。)の長、各種学校(同法第134条第1項に規定するものをいう。)の長及び大学の長並びに児童又は生徒の教育又は育成に携わる者(第1項に規定する学校の長を除く。)は、その児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全利用に関する教育等を行うよう努めなければならない。

4 教育委員会は、第1項及び第2項で定める事項を効果的に実施するため、堺市立学校園に対して自転車の安全利用に関する教育等を行う上で必要な指導、助言又は援助を行うものとする。

(自転車小売業者の研修の受講)

第14条

自転車小売業者は、自転車の購入者に対し、自転車の安全利用に関する周知及びそのために必要な情報等の提供を効果的に行うため、市が実施する自転車の安全利用に関する研修を受講するよう努めなければならない。

第3節

施策体系

「まもる」安全利用

自転車の交通ルールの遵守とマナーの向上と、安全なまちづくりを市民や事業者と協働して推進するための事業が4項目あげられています。

■事業8

市民・事業者・行政の協働による交通ルールの遵守・マナーの向上の啓発

■事業9

安全な自転車利用を進めるリーダーの養成

■事業10

交通安全教育の推進

■事業11

自転車事故に対する危機管理意識の向上

ウ. 堺市自転車利用推進委員（さかい自転車リーダー）

条例の特色でもある「事業所に自転車利用推進委員を設置」が示されている。

堺市は市民や事業者と連携して自転車のまちづくりを進めており、平成26年10月施行の「堺市自転車のまちづくり推進条例」第18条「自転車利用推進委員の設置」で、「事業者は、従業員等の自転車の安全利用及び利用促進を図るため、市長が定める基準に基づき従業員等のうちから自転車利用推進委員を設置するよう努めなければならない」と規定している。

この自転車利用推進委員は「さかい自転車リーダー養成講座」と連動しており、講座受講後の試験において一定の基準に達する成績を収めて者が認定される。



さかい自転車リーダー養成講座チラシ

また、自転車教育関連として「堺市自転車利用環境計画」から「第4章 施策の展開」の第2節「まもる（安全利用）」があり、以下に添付する。



堺市自転車利用環境計画

第2節 まもる(安全利用)

自転車の交通ルールの遵守とマナーの向上と、 安全なまちづくりを市民や事業者と協働して推進

全ての人が交通ルールを遵守しマナーの向上を図り、人優先の意識のもとで安全に通行するため、市民・事業者・行政などが協働して啓発活動に取り組みます。

(1) 市民・事業者・行政の協働による交通ルールの遵守 ・マナーの向上の啓発【事業8】

市民・事業者・行政が協働して、交通ルールの遵守・マナーの向上の啓発を行います。視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）は、障害者が安全に通行する上でなくてはならないものであるため点字ブロック上の違法駐輪や車道通行時の逆走、歩道での暴走などの重大事故につながる恐れがある行為について、重点的に啓発を行います。

市民による啓発活動は、啓発の効果がより大きく、理解を得やすいことから、自治会をはじめ各区の交通指導員や市民の会、各種団体と緊密な連携を図り、安全な自転車利用の推進に協働して取り組んでいきます。

また、商業施設などからの要望があれば交通ルールの遵守・マナーの向上の啓発と併せ、自転車の楽しみ方についてのアドバイスなどを行っていきます。

市の広報紙及び堺市ホームページ、パンフレットなどを通じ、定期的に交通ルールの遵守・マナーの向上の記事を掲載し、市民に安全利用を呼びかけます。

自動車免許証更新時や交通安全講習会などの機会を通じ、自転車に関する交通ルールを周知することにより、自転車に対する認識を高めます。

自転車利用者が罰則を知らない場合が多いので、罰則についてのPRを行うとともに、自転車通行の交通ルール遵守の徹底を図るため、必要に応じて警察署と協議を行い、特に違反が多い場所などでは取締りの強化を要請します。

さかい自転車デーの開催と市民の会への加入促進

広報紙及び堺市ホームページ、パンフレットなどを活用した交通ルールの遵守・マナーの向上の啓発

自転車販売店をはじめ、事業者への交通ルールの遵守・マナーの向上の啓発及び情報提供

自動車ドライバーに対する啓発

罰則対象のPRと取締り強化の要請

(2) 安全な自転車利用を進めるリーダーの養成【事業 9】

市民や企業の中から率先して主体的に、安全な自転車利用の推進など、自転車のまちづくりを担っていく人材の養成に努めます。人材の養成にあたっては、「自転車博物館サイクルセンター」や「堺工コロジーアカデミー」、「いきいき堺市民大学」などとタイアップし、協働した取り組みを行います。

自転車リーダー養成講座の開催

(3) 交通安全教育の推進【事業 10】

交通ルールはもとより、自転車を運転するため必要なマナー、自転車の通行方法などを多様な利用に対応できる講座を開催していきます。

自転車の利用目的は買い物、通勤・通学、ビジネス、スポーツ、趣味などで、その種類はスポーツ車から軽快車、ミニサイクルまで様々な自転車があるため、利用者の年代や目的、車種に応じた教室の開催に努めます。

また、自転車の事故を再現した DVD や警察などの機関が所管する啓発用の DVD などを活用し、効果的な啓発に努め、現在行っている堺自転車安全運転免許証の制度化の検討を行います。

段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

堺市自転車運転免許証制度化の検討

交通ルール等を研修できる施設の提供

(4) 自転車事故に対する危機管理意識の向上【事業 11】

自転車事故を起こした場合の緊急対応など、被害者への処置や救急車、警察への連絡などをわかりやすく理解できる緊急時対応マニュアルを作成し、自転車利用者への周知を図っていきます。

自転車が加害者となる事故は年々増加傾向にあり、被害者に対する損害賠償額も高額になってきているため、万一の事故に備え、自転車利用者の損害保険加入の促進を図ります。

身体や自転車に反射ベストや反射板などを装着し視認性を高めることで、相手から自分の存在を認識させ、危険を回避するとともに事故を減少させることにつながります。多くの人の交通ルールの遵守・マナーの向上といった啓発に加え、こうした自転車の視認性の向上、自転車を使用する前の安全点検や自転車販売店等での定期的な点検など、自発的な安全確保に対する啓発を行います。

事故を起こした場合の処置マニュアルの作成

TSマーク*等の損害保険への加入促進

自発的な安全確保に対する啓発

②石川県金沢市

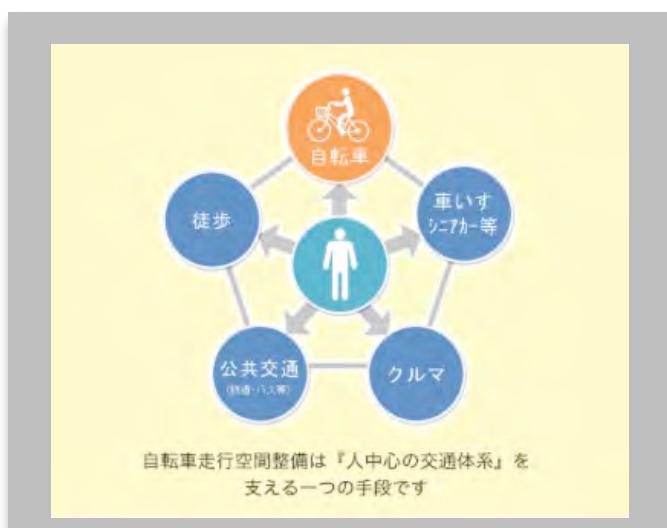
金沢市における取組として特筆すべき点は、自転車関連事故につながる自転車通行空間の創出とルール・マナー向上に対する取組を、国・県・市・警察・学識経験者等が中心となり一体となって協議会を構成し、定期的に勉強会や定例会を開いて情報の共有化を積極的に進めていることにある。

もともと、金沢市での取り組みは金沢市立中央小学校の児童生徒を、通勤通学の自動車や自転車から守ることからスタートしている。この小学校は繁華街に近い立地にあるため、通学路が通勤に使う自動車の抜け道や中高校生の自転車の通り道となっていた。当時、自転車は車を避けて歩道を通行していたため、通学する小学生と交錯する結果となり、非常に危険な状態であった。

その後、小学生の通学路の安全確保や自転車のルール遵守・マナー向上など、自転車・歩行者の交通安全のための取り組みを実施。自転車の通行量が多い地域を対象に地域住民と行政の協働で自転車走行指導帯を設置するとともに、街頭での交通安全指導が実施されてきた歴史を持っている。

ア. 金沢自転車ネットワーク協議会

金沢自転車ネットワーク協議会とは、歩行者・自転車・クルマのそれぞれが安全に安心して通行できる道路空間の創出に向けて、学識経験者、国土交通省金沢河川国道事務所、石川県、金沢市、警察機関が連携を図りつつ、面的な自転車ネットワークの検討・試行・整備を継続的に展開していくことや、自転車関連施策のプラットフォーム化（情報の共有化）を図ることを目的として設立されている。



イ. 基本理念

「自転車通行空間整備は『人中心の交通体系』を支える一つの手段」であることを前提とし、人があらゆる交通手段を安全・快適に利用できるよう、自転車通行空間整備の視点から、道路空間のあり方を示すものとしている。

従って「自転車ありき」ではなく、また、通行空間の整備をして終わりというものではない。本協議会は、その先にある利用者一人一人のあらゆる交通の質の向上を見据えた取り組みであることが重要なポイントであり、あくまでも人が中心の交通体系を確立させるために存在している。なお協議事項は「規約」で決められている。

ウ. 協議事項

第3条

協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

- ①自転車走行空間ネットワークの検討・試行・整備・改善等に関する事項
- ②自転車関連事故の防止や自転車利用のルール・マナー向上に関する事項
- ③自転車の駐輪環境や利用促進に関する事項
- ④既存の道路空間の活用・再構築に関する事項
- ⑤その他、歩行者・自転車・クルマの安全性・快適性向上に関する事項

まずは歩道を歩く歩行者の安全と、合法的に車道を走る自転車の安全を担保するため、通行空間のあり方を考え整備するという旗のもとで協議される。決して「犯人探し」をするものではない。したがって、改善にあたっての本質を正しくとらえることが重要であり、単に信号機・コーナーミラー・乱横断防止柵等の設置が目的ではない。この意味合いからも自転車政策に詳しい学識経験者をメンバーに加えることが重要である。

自転車事故が繰り返される現場に立った時、何故ここで事故が繰り返されるのか？ 何故、事故発生に至ったのかの原因を分析し、同様の事故が発生させないよう手立ては取れているのか？ また、自転車事故データーを今後に活かせる仕組みづくりがあるのか？ など痛ましい事故を繰り返さないよう生きた市民サービスとしてのあり方が必要である。

現状と課題から見える方向性を元に、優先順位とロードマップ作成が必要である。事例として紹介した金沢自転車ネットワーク協議会論文を添付する。

金沢自転車ネットワーク協議会の取り組みについて

餘久保 陽¹・堀口 淳² 國弘 純³

1,2,3 金沢河川国道事務所 調査第二課 (〒920-8648 金沢市西念4丁目23番5号)

自転車は、環境負荷の少ない乗り物として地球温暖化対策の観点から見直されているほか、近年の健康志向から利用者の増加傾向が続いている。また、2017年5月には、自転車活用推進法が施行され、今後ますます自転車利用が交通社会の中で重要な位置づけを持つことが想定される。その反面、自転車利用者のルールやマナーに対する意識が低く、歩道通行などの無秩序な利用が常態化している。本稿では、戦禍を受けていない城下町金沢において、すべての道路利用者が、安全・安心に通行できる自転車通行空間の創出を目指し、国・県・市・警察が一体となって取り組んでいる「金沢自転車ネットワーク協議会」について報告する。

キーワード 自転車ネットワーク、ガイドライン、自転車通行空間整備

1. はじめに

金沢市は、1583年に加賀藩の藩祖である前田利家が金沢城に入城して以来、城下町として栄え、九谷焼や金沢箔などの伝統工芸、能楽や加賀万歳などの伝統芸能を受け継がれており、多くの歴史文化資源を有する。また、戦禍や大きな災害などの影響を受けることなく、400年以上にわたる藩政時代の美しい町並みが現在に至るまで色濃く残っている都市である。一方で、細街路が多く、幹線道路の幅員も狭いことから、自転車による交通事故の発生が近年問題となってしまっており、道路利用者それぞれが安全・安心して通行できる環境づくりが求められていた。

自転車の位置づけについて見てみると、近年は排気ガスや騒音を出さない環境負荷の低い交通手段として見直されているほか、健康志向の高まりや、ライフスタイルの変化、さらにはコンパクトシティに向けたまちづくり等を支える交通手段として、自転車利用のニーズが一段と高まっており、自転車が身近で有用な移動手段として重要な役割を担っている。また、高齢化の進展により、自動車の運転に不安を感じる高齢者の代替手段として、自転車の役割が高まっており、自転車の位置づけはますます重要になるとともに、2017年5月には、自転車活用推進法が施行されたことを勘案すると、今後もさらなる自転車利用の増大が見込まれる。

2. これまでの金沢市内における取り組み

第8次交通安全基本計画の策定や道路交通法の改正など、国全体として安心して通行できる自転車通行空間整備の機運が高まる中、金沢河川国道事務所では、2006年～2007年にかけて、国道359号（旧国道159号）山の上～浅野川大橋間において、全国初となる「バスレーンを活用した自転車走行指導帯」の整備を行った。これを皮切りに、2009年には石川県による「自転車専用通行帯」（東金沢駅～小坂町）の整備、2011年には金沢市による「金沢市まちなか自転車利用環境向上計画」^①が策定された。近年の金沢市内における取り組みについての詳細は表-1に示す。

表-1 金沢市内における取り組み状況

年	金沢市内における取り組み状況
2003	●国交省1号令「国道359号（旧国道159号）自転車走行指導帯」実施（国土交通省） ●自転車専用通行指導帯（山の上～浅野川大橋間）
2009	●自転車専用通行指導帯（山の上～浅野川大橋間）
2010	●主要地方道金沢羽咋線「山の上の通行空間分離」実施（石川県） ●「金沢自転車ネットワーク協議会」設立（2011.2） ●「金沢市まちなか自転車利用環境向上計画」策定（2011.3）（金沢市）
2011	●主幹道路金沢羽咋線「山の上の通行空間分離」実施（石川県） ●セブンに参り、まちなかで「自転車通行指導帯」の整備ニーズをPR
2012	●新潟・久世地区「自転車」～「自転車」実施（新潟市）
2013	●「新潟自転車通行指導帯」実施（新潟市） ●「新潟市まちなか自転車通行空間整備計画」策定（2014.3）
2014	●「石川の自転車」プロジェクト実施（2013.2） ●「金沢自転車通行空間整備計画」策定（2014.3）（金沢市）
2015	●「新潟市まちなか自転車通行空間整備計画」実施（2015.4） ●「石川の自転車」実施（2015.4） ●「自転車通行空間整備計画」策定（2015.5）（金沢市） ●「金沢まちなか自転車通行空間整備計画」実施（2015.5）（金沢市）
2016	●「新潟市まちなか自転車通行空間整備計画」策定（2016.3）（新潟市） ●浅野川大橋周辺「自転車走行規制」実施（2016.6）（金沢市） ●「新潟市まちなか自転車通行空間整備計画」策定（2016.6）（新潟市）

このように、国土交通省や石川県、金沢市それぞれが学識者や警察の協力のもと、良質な自転車通行空間の整備を目指し事業を展開させていった。

3.金沢自転車ネットワーク協議会の取り組み²

(1)金沢自転車ネットワーク協議会の設置

前述のような状況の一方で、当時は、道路の幅員の考え方や路面表示の方法に関して、各道路管理者ごとにそれぞれ異なっており、本格化しつつある整備状況や統一性確保の必要性を鑑み、各道路管理者間で共通的な指針が必要との意見が出されていた。こうした背景から、歩行者・自転車・クルマのそれぞれが安全に安心して通行できる道路空間の創出に向けて、学識者、国土交通省金沢河川国道事務所、石川県、金沢市、警察機関が連携を図りつつ、面的な自転車ネットワークの検討・試行・整備を継続的に展開していくことを目的として、2011年2月に「金沢自転車ネットワーク協議会」を設置した。

(2)金沢自転車ネットワーク協議会の基本理念

協議会の設置にあたり、次のような基本理念が掲げられた。(図-1)

(自転車ネットワーク協議会の基本理念)

《「自転車通行空間整備は『人を中心の交通体系』を支える一つの手段」であることを前提とし、人があらゆる交通手段を安全・快適に利用できるよう、自転車通行空間整備の視点から、道路空間のあり方を示すものとする。》



図-1 基本理念に関する概念図

このように、通行空間の整備をして終わりというものではなく、その先にある、利用者一人一人のあらゆる交通の質の向上を見据えた取り組みであることが本協議会の重要なポイントである。

(3)ガイドライン・ネットワークの策定

金沢自転車ネットワーク協議会は、これまでの各道路管理者による不統一だった整備状況を踏まえ、統一的な整備を図るために、2012年よりガイドラインの作成に着手した。

時を同じくして、国土交通省道路局と警察庁では、全国版の整備指針となる「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」³（以下、「全国版ガイドライン」という。）を作成し、自転車の通行空間の全国的な機運が高まっていった。

このような状況の中、金沢自転車ネットワーク協議会は、この全国版ガイドラインに、金沢の道路環境を考慮した独自のガイドラインを加えた「金沢自転車通行空間整備ガイドライン（案）」⁴（以下、「金沢版ガイドライン」という。）を2013年8月に策定した。

金沢版ガイドラインの主な特徴として、以下の2点が挙げられる。

- a)道路管理者が統一的に使用する自転車マークや矢印等の路面表示、着色の色合いなど、自転車通行空間の表示方法（法定外表示）を規定したこと。
- b)全国版ガイドラインで示されている「車道混在」による整備形態として、金沢で生まれた「自転車走行指導帯」の基本的な考え方（幅員や通行空間の明示方法等）を盛り込んだこと。

また、実際の整備に当たり、整備箇所や整備形態の選定が必要となってくるが、それらの考え方や分離に関する目安を金沢版ガイドライン内で定めた。図-2にフロー図として以下に示す。

上記に挙げたように、金沢版ガイドラインは、単に全国版ガイドラインに準拠するのではなく、非戦災都市特有の道路構造や金沢市内における実際の整備実績を考慮したローカル・ルールを盛り込んだ独自のガイドラインとなっている。

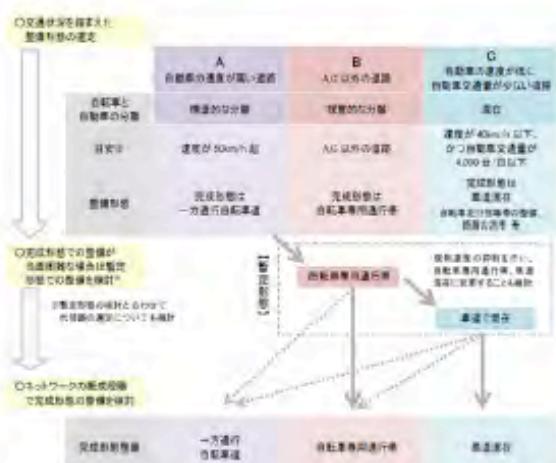


図-2 交通状況を踏まえた整備形態の選定の考え方と分離に関する目安

また、協議会では、金沢中心市街地の狭い道路状況を踏まえた「金沢中心市街地の自転車通行空間整備ネットワーク（案）」（図-3）を策定し、面的な整備促進を目指すこととなった。図-3にあるように、ほぼ全ての

路線が「車道混在」（自転車走行指導帯あるいは路肩の活用）となっている点が特徴である。



図-3 金沢市中心市街地の自転車通行空間整備ネットワーク（案）

4.自転車通行空間の整備状況

2017年5月現在における金沢市内の自転車通行空間状況について、以下に整備延長の推移（図-4）と整備状況（図-5）を示す。図-4にあるように、2011年に金沢自転車ネットワーク協議会が設立されて以降、整備延長の大きな伸びが確認でき、合計距離は27.9kmとなっている。



図-4 自転車通行空間整備延長の推移

このように、金沢市内の自転車通行空間整備のネットワークは、しだいに線から面へ広がりをみせ、各関係機関との連携のもと、着実にネットワーク化が進められている。



図-5 整備状況図

5.取り組みの情報発信

(1)金沢まちなか自転車利用マップの作成

これまでに挙げた金沢市内の取り組みを、より多くの人に周知するため、金沢自転車ネットワーク協議会は「金沢まちなか自転車利用マップ」（図-6）を作成し、学校、自転車・観光関係団体、自治体に配布した。

マップ内には、自動車交通量によって色分けしたルートを記載し、自転車で安全に通行できる場所を掲載している他、利用者が便利にかつ快適に走行できるように、自転車駐輪場や空気入れがある場所を紹介し、自転車利用のさらなる促進を図っている。



図-6 金沢まちなか自転車利用マップ

(2) 自転車とクルマに関するルール啓発チラシの作成

金沢自転車ネットワーク協議会では、上記の「金沢まちなか自転車利用マップ」に加え、交通ルールの周知を図り、安全で快適な道路交通空間整備を目指すことを目的に、自転車に乗る方に向けた啓発チラシ（図-7）とクルマに乗る方に向けた啓発ポスター（図-8）を作成した。中でも、自転車利用者に対するものだけでなく、クルマの運転者に対しても「おもいやり」の意識向上を促しているところが特徴である。



図-7 自転車に乗る方に向けた啓発チラシ（左図）



図-8 クルマに乗る方に向けた啓発ポスター（右図）

6.自転車通行空間整備後の効果

(1) 自転車関連事故の減少・自転車ルール遵守率の増加
以下に、自転車通行空間整備後の自転車関連事故件数の推移と全国との比較（図-9）、自転車ルール遵守率の推移に関するグラフ（図-10）を示す。

金沢自転車ネットワーク協議会設立前後の自転車関連事故発生状況を見てみると、2008年の659件から2015年には247件に半減している。また、金沢市内の全交通事故に占める自転車関連事故の割合と全国の割合と比較すると、金沢市内の減少率が顕著であることが確認できる。これは、自転車通行空間整備をはじめとする各種自転車施策が、自転車関連事故減少の要因の一つであると推測される。

また、自転車ルール遵守率の推移では、正しいルールである車道左側通行の割合が整備前の2007年ではわずか14.1パーセントであったのに対し、整備後の2015年では62.6パーセントと大きく増加しており、自転車通行空間整備や各種の啓発活動による効果がルールの遵守率の増加に大きく寄与していると考えられる。



図-9 全国と金沢市の自転車関連事故件数等の比較



図-10 自転車ルール遵守率（東山三丁目）

(2) 自転車・歩行者の安全性の向上

以下に、自転車の安全性、歩行者の安全性に関する地元住民のアンケート調査の結果（国道359号（旧国道159号）山の上交差点～浅野川大橋）（図-11、図-12）を示す。

自転車の安全性は、整備前は安全を感じて走行していた人が、わずか約20パーセントであったのに対し、整備後は約36パーセントまで増加している。これは、自転車の通行空間が歩道と分離されたことによって、スムーズな通行が可能になったことが要因として推測される。

また、アンケート回答者のうち、自転車をほぼ毎日利用する人が46パーセント、適度に利用する人が25パーセントであることが確認できた。

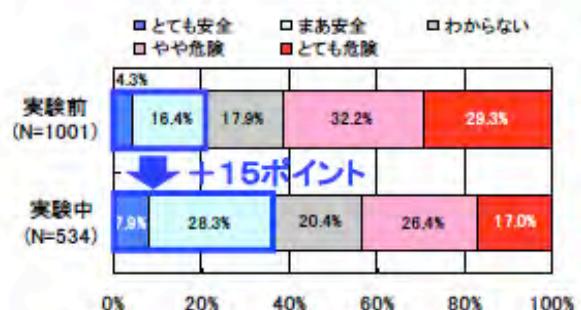
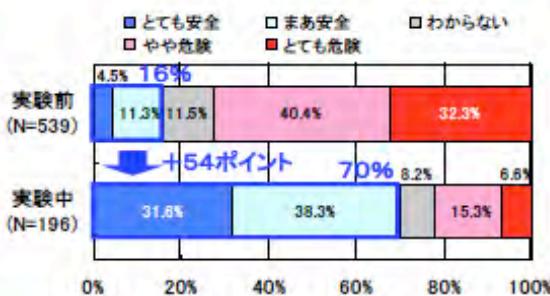


図-11 自転車の安全性に対する評価

一方、歩行者の安全性に関しては、整備前は通行に安全を感じていた人が、約16パーセントであったのに対し、整備後は約70パーセントまで大幅に増加する結果となった。実際、回答者からは、自転車とぶつかる機会がなく

なった、中学生や小学生が安心して通学できるようになったという声が多くあがっており、歩行者側も歩道を通行する自転車が減ったことにより、精神的に危険を感じる機会が少なくなったということがアンケート結果でも確認できた。



以上、(1)、(2)で環境整備後の効果については、自転車ネットワークの整備によって、定量的にも定性的にも整備前に比べ、良い結果が現れていることが示された。この結果は、自転車通行空間整備はもとより、地域住民や警察、学校関係者が連携して、定期的な街頭指導を行っていることも大きな要因の一つであると考えられる。



図-13 街頭指導の様子や自転車通行空間整備状況

7.金沢公共レンタサイクル

金沢市内では、市が事業主体となって公共レンタサイクル“まちのり”が2012年から事業を開始している。北陸新幹線金沢開業以降、多く利用されているが、まちのり利用者も整備された自転車通行空間を走行する光景が多く見られるようになった。(図-14)



図-14 自転車走行指導帯を走行する“まちのり”利用者

8.今後の取り組み～P D C Aサイクル～

今後も、引き続き面的な自転車通行空間整備の実現を図っていくためには、策定した金沢版ガイドライン（案）や中心市街地のネットワーク（案）について、PDCAサイクルのもと、計画の進捗状況の点検、評価、見直し等を行い、計画の着実な推進を図ることが求められる。

さらには、良好な環境をただ整備するだけでなく、整備後にしっかりと評価を行い、取組効果や整備後の変化等については地元住民をはじめ、一般の方々にもPR（見える化）していくことが重要である。

そして今後は、従来の対策の成果を着実に定着させつつ、より良いものにブラッシュアップしていき、質的にも量的にも実行力を高めていくことが重要となってくるだろう。

また、自転車施策が金沢市で円滑に進んでいる大きな要因の一つとして、道路管理者と警察が良好な関係で連携し、極めて円滑に図られていることも忘れてはならない。

今後も継続的に自転車ネットワークの構築を進めていくためには、ハード・ソフト両面での自転車利用環境向上の取り組みを行い、地道な努力の蓄積を図っていくことが何よりも重要である。

9.さいごに

本稿では、金沢自転車ネットワーク協議会の事例を紹介したものだが、自転車施策効果によって得られた通行の安心感・快適性は、金沢市内における今後のさらなる自転車利用者増加の大きな追い風になることが考えられる。

全ての道路利用者に自転車の正しい使い方の理解の浸透を図るためにには、今まで以上に自転車利用者に対する

ルールの周知と安全教育が必要となってくるだろう。具体的には、各関係機関・団体における自主的な取り組みを促すための積極的な働きかけを実施すること、自転車利用者の規範意識を強く促すような広報啓発・教育手段を創意工夫するなどの各種活動の展開を図ることが求められる。

謝辞：本論文に記載にあたり、北陸大学名誉教授三国千秋様、地球の友・金沢三国成子様をはじめ、多くの関係機関の皆様方にご協力頂きました。ここに深く感謝申し上げます。

参考文献

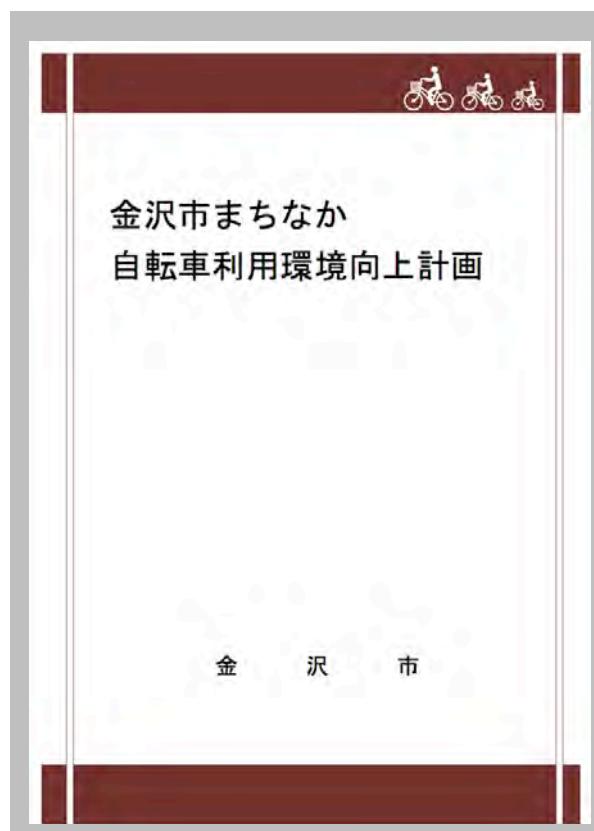
- 1)金沢市；金沢市まちなか自転車利用環境向上計画、2010
- 2)片岸将広；「自転車走行指導帯」による自転車通行空間整備ネットワークの構築－金沢市中心市街地－、2015
- 3)国土交通省道路局、警察庁交通局；安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン、2012
- 4)金沢自転車ネットワーク協議会；金沢自転車通行空間整備ガイドライン（案）、2013
- 5)堀口淳；金沢独自のガイドラインに基づく自転車通行空間整備、2010

ウ. 金沢市まちなか自転車利用環境向上計画

市内でも特に自転車利用ニーズが高く、解決すべき問題の多い中心市街地（まちなか）を対象に、自転車利用環境向上に向けた方針やそれらに基づく具体的施策などを整理し、平成23年3月に策定されている。

- 自転車通行空間の安全性向上（はしる）
- 便利で使いやすい駐輪環境の創出（とめる）
- 公共交通としての自転車利用促進（つかう）
- 自転車利用者へのルール遵守・マナーアップ（まもる）

自転車を公共交通と組み合わせた都市交通の一つとして再認識し、金沢のまちの特性に応じた市民・来街者の身近な移動手段として利用できる環境を整え、「自転車を安全・快適に利用できるまち・金沢」の実現を目指している。

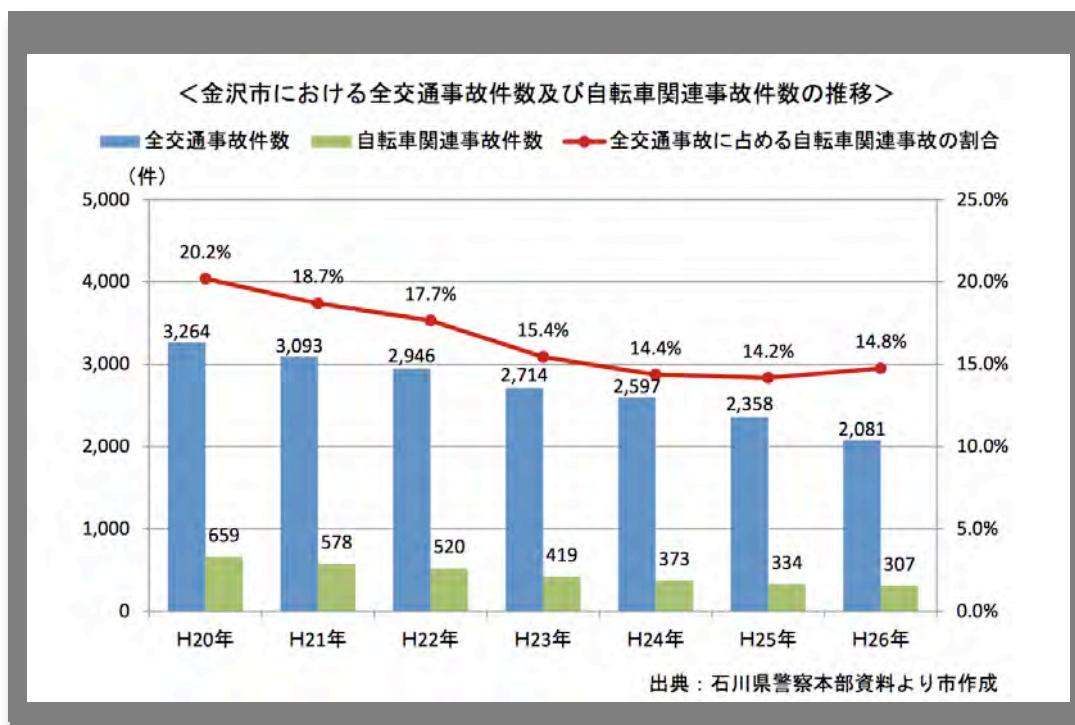


金沢市まちなか自転車利用環境向上計画

a. 中心市街地における自転車関連事故件数の推移

現行計画に基づく「はしる」「とめる」「つかう」「まもる」の各種自転車施策を総合的に展開した成果として、金沢市中心市街地(まちなか)では自転車関連事故が減少している。

自転車関連事故件数は、平成20年に659件であったが、平成26年には307件と、半数以下に減少している。



b. 計画の「中間見直し」

「金沢市まちなか自転車利用環境計画」は平成22年度～平成31年度の10ヵ年計画で進められている。

平成23年3月現行計画策定後4ヶ年の実績を「これまでの取組」「見直しにあたっての課題」「見直しの方向性」を整理するとともに、計画の「中間見直し」とする改訂版を示した。



金沢市まちなか自転車利用環境向上計画
(中間見直し)

3 計画見直しの方向性

現行計画の4本柱】

備整間空通行車自：「はしる」

自転車通行空間の安全性向上を図る
●<基本方針>
①道路の幅員や交差点等、状況に応じた自転車通行空間を確保する。
②運転者に対する主な自転車のネットワークを設立・強化する。
③自転車通行空間の整備を促進する。

「トメス」：馬主論環境整備

- 便利で安いやすい駐輪環境の創出を図る

<基本方針>

- ①既存の市営駐輪場の利用促進を図る。
- ②現在の運賃や設置料金を改定する。
- ③駐輪場需要増加に応じるために、まちなかに駐輪スペースを増設する。

● 公共交通としての自転車利用促進を図る
＜基本方針＞

- ①市民や来街者が気軽に利用できる公共レンタサイクルシステムの導入について検討する。
- ②自転車マップの作成や案内サインの設置等による自転車利用促進に向けた情報発信や、公共交通機関との連携に取り組む。

●「まもる」：ルール・マナー向上
○自転車利用者のルール遵守・マナーアップを図る。
○市民、地元組織（町会・校下等）、企業、市民団体、学校関係者、交通事業者、行政（国・県・市・近隣市町・県）等の協働により、子どもから大人までの自転車利用者にに対する意識啓発活動を実施する。

【これまでの取組】

- 自転車事故多発箇所調査結果
- 交通安全対策の実施
- 自転車通行空間の評価
- 自転車走行環境の整備は幅広く実施され、安全性に寄与する

- 駐輪場の整備 利用状況
 - ・平成 23 年度以降 11 駐輪場を設置
 - ・まちなかの主要停留所駐輪場あり
 - ・移動率 100%超の駐輪場あり
- 放置自転車対策
 - ・放置自転車撤去台数は減少傾向
 - ・杉原坊 109、109 ハーベセル前
 - ・は鉄前などの一部地域で路上
- 駐輪環境整備に向けた論点の

- 「まちのり」の運用開始 (H24)
- 「まちのり」の利用状況等
 - ・北陸新幹線開業で利用回数が増加
- スマートフォンサイトに案内
- 「まちのり」の評価
 - ・利用者の9割以上が満足
 - ・GWなど利用が集中する時期でも、運営者がボートに自転車が車両としており利便性が低下

- ・「金沢市における自転車の安全運転に関する条例」の施行(平成2年4月1日)
 - ・金沢市の自転車マナーップルーム
 - ・3年生の自転車マナーップルーム
 - ・ルール遵守宣言書、サイクリングルーパー店、DVD
 - ・成年など多様な取組を展開
 - ・一方への周知啓発活動が不足
 - ・平成26年度には野々市市と連携を実現

【見直しにあたっての課題】

- 自転車事故多発箇所調査結果に基づく安全対策
- 整備済み区間における継続的なプロモーション

- 既存駐輪場の適正利用の推進（長策の実施、駐輪場の案内性向上など）
- 新たな駐輪場設施の整備
- 多様な駐輪ニーズへの対応
- 放置禁止区域の拡大、駐輪場の附帯料金の検討
- 専用外部における駐輪環境整備の考え方（サイクル＆ライド等）

- 北陸新幹線開業に伴う利用者増
(運営体制やサービス内容の見直し)
クルポートの拡充等)
- サービスエリアの拡大、電動アシ
車の導入検討、料金体系も含めた
利便性向上の検討
- 公共交通機関とのさらなる連携
(イマネジメントの推進等)

- 平成27年6月1日の道路交通法改正により、軽自動車利用者への規制・取締り強化
- 幅広い年齢層（これまで対処できなかった学生や一般成人、自動車ドライバー）を対象としたルール・マナーの啓発
- 郊外部における運行空間整備や拡大の検討
- 郊外部における学校や地域、近隣機関に対する交通安全指導・啓発の考え方

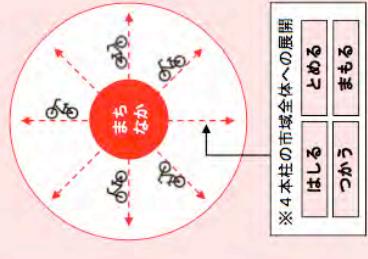
見直しの方向性

「つなぐ・ひろめる」
(まちなか→市域全体へ)

現行計画に基づき、平成23～26年度にかけて総合的な自転車施策を展開してきたことにより、自転車関連事故が減少するなどの効果が着実に見れてきている。

また、それらの取組はまちなかに留らず、すでに郊外の自転車利用環境改善への効果をみせている。今後、自転車の整備・バーカー＆ライド実験場の整備、まちの街頭指揮棒の実施等、総合的な自転車施策の効果や課題を踏まえ、その見込みやハザウエイ向外化への取組と今後の町との連携強化、外へのPR等が実現するものと期待される。

●このことから、現行計画の4本柱を基軸としつつ、これまでの取組や成果を「つなぐ・ひろめる」という観点から見直しを行い、将来的には市域全体の目軸rat目向向上を目指す。



※4本柱の市域全体への展開

はしる	とめる
つかう	まもる

金沢市まちなか自転車利用環境向上計画 (中間見直し)

c. 自転車教育関連「まもる」中間見直し後の方針・方向性

◎施策の展開方針

- 市民、地元組織(町会・校下等)、企業、市民団体、学校関係者、交通事業者、行政(国・県・市・近隣市町・県警)等の協働により、子どもから大人までの自転車利用者に対する意識啓発活動を実施する。
- 小学生に対しては、現在実施している交通安全教育の継続等により、自転車利用のルールやマナーを周知する。
- 自転車利用頻度が高い中学生や高校生に対しては、学校での指導強化をはじめ、学校関係者や警察等との連携による定期的な街頭指導の実施等を通じて、自転車利用のルールやマナーを周知する。
- 大人の自転車利用者や自動車のドライバーに対しては、自動車教習所との連携、街頭指導や駐輪場での意識啓発活動等を通じて、自転車利用のルールやマナーを周知する。
- 各種施策の効果を見極めながら、施策の新設や改廃などの見直しを隨時行い、より効果的・効率的な施策を展開する。

◎「つなぐ・ひろめる」の施策の方向性

★ルール・マナー向上の取組をひろめる

★幅広い利用者の安全意識をつなぐ

- これまでの取組で十分なアプローチができていない大人(一般成人)や大学生、自動車 ドライバーへの周知・啓発を推進する。
- 来街者への自転車ルール・マナーの意識啓発を図る。
- 郊外部における自転車通行空間整備に合わせたルール・マナー向上の取組について検討・実施する(近隣市町との連携による街頭指導等)。

■「まもる」に関する施策一覧

施策	内容
「金沢市自転車マナーアップ強化の日」の実施	<ul style="list-style-type: none">◆春と秋の全国交通安全運動期間中の1日を「金沢市自転車マナーアップ強化の日」に指定し、関係団体との連携による街頭指導を市内各所で実施する。◆近隣市町にまたがる路線での街頭指導にあたっては、近隣市町の関係部署や警察機関等と連携し、指導を行う。
小学校3年生自転車教室の実施	<ul style="list-style-type: none">◆市内小学校3年生を対象に、神田交通公園において自転車の正しい乗り方とルールを実技指導する。
自転車ルール・マナーに関する検定の実施	<ul style="list-style-type: none">◆自転車ルール・マナーに関する検定問題を作成し、市内の中小学生や高校生を対象に実施することで、自転車のルール・マナーの意識向上を図る。

III. 海外の自転車教育先進事例

III-1. 海外と日本の比較

欧洲諸国の自転車教育は、日本のように交通安全のみを目的としているのではなく、国レベルのビジョンの下で、自転車を都市や環境政策から、また子どもの発達や個人の社会参加のために必要不可欠なツールとして位置づけて、一貫した教育を行なっている。

この分野での第一人者である大阪市立大学工学研究科 吉田長裕准教授からのヒアリング及び講演や資料から趣旨を紹介する。

①交通安全指導制度

日本は自転車の分担率が高いにも関わらず、教育の義務化が徹底されていない。また、実技を含めた実践方式の制度やプログラムがほとんど実施されていない。

「自転車分担率」　　日本：16%　フランス：5%　　オランダ：26%

学校、地方公共団体が行う交通安全教育は、ほとんどが警察を主な指導員として実施している。また、警察以外が行う場合の指導者のほとんどは交通安全指導員の資格無しに指導を行っている。ただし、交通安全指導員の資格は法的なものではなく、資格がなければ指導が行えないというものではない。

「交通安全教育の指導員」　　日本：地元警察・教諭
　　フランス：学校の教諭
　　オランダ：小学校教員

フランスでは、授業の中に交通安全教育の内容が組み込まれ、義務教育化されている。また、交通安全教育制度と免許制度が接続したものとなっている。日本では「学習指導要領」によりカリキュラムが設定されているが、交通安全教育を積極的に行う学校と、そうでない学校が二極分化する懸念が大きい。

「自転車安全教育」　　日本：義務化なし
　　フランス：義務化
　　オランダ：義務化

②学習目標

学習目標について比較する。

日本：交通安全教育指針

フランス：Road Safety Education Guideline

オランダ：教育文化科学省による Road User としての目標

フランスの自転車達成目標と日本の交通安全指針における児童指導内容を比較すると、日本の交通安全指針では⑨速度、バランス、経路のコントロール⑫グループでの自転車の乗り方などの、実技による訓練でしか教育できない内容が不足している。

また、日本では④「尾灯・反射器材の必要性」については記載されているものの、フランスのように⑬「必要な保護装備の要求と使用」として、ヘルメットを含む自分にとって必要な保護装備は何なのかの判断を、子供にさせる内容が記載されていない。

日本の交通安全指針における児童指導内容

- ① 歩行者及び他の車両に対する注意
- ② 自転車標識の種類と意味
- ③ 点検と整備
- ④ 尾灯と反射機材の必要性
- ⑤ 自転車の通る場所
- ⑥ 交差点の通行の仕方（安全確認や右左折など）
- ⑦ 乗り方
- ⑧ 走行上の注意（並走の禁止など）
- ⑨ 合図
- ⑩ 駐車のルール

フランスの自転車達成目標

- ①歩道や歩行者エリアでの安全な乗り方
- ②信号及び道路標識の意味の理解
- ③自転車の安全装置の確認方法
- ④装備の確認方法と使い方
- ⑤左側通行
- ⑥交差点の通行方法
- ⑦乗ってはいけない場所の理解
- ⑧自動車に対応して運転できる
- ⑨速度とバランスと経路のコントロール
- ⑩他のことを考慮して自転車に乗れる
- ⑪方向転換の意思を適切に示す
- ⑫グループでの自転車の乗り方
- ⑬必要な保護装置の要求と使用
- ⑭道路交通の規則を守る

③教育教材費（フランス）

フランスの特筆すべき点として、教育ツールとその費用負担にある。

フランスで義務化されている交通安全教育は、年間2～3回のペースでの実施が多く、その教育教材費は国と保険会社との協定で、保険会社の収入の0.5%を割り当てることとなっている。

④E ラーニング（フランス）

教育は学校から家庭の保護者と共有できる仕組みになっているものもある。これはWEBを使ったE ラーニングで、学習後の家庭での復習としての役割もある。

例：<http://www.mobipass.fr>

The image shows a screenshot of the Mobipass website, which is a platform for interactive learning about road safety for children. It features a main menu at the top with the logo 'mobipass' and the text 'DES ACTIVITÉS INTERACTIVES POUR APPRENDRE LA SÉCURITÉ À L'ENFANT PIÉTON, CYCLISTE ET PASSAGER.' Below the menu, there's a section for parents with the heading 'Le cycliste et son vélo'. This section includes a video of a man speaking, several small illustrations related to cycling safety, and a 'Pour t'amuser' (For fun) section. To the left, there's a 'Choisis un thème!' (Choose a theme!) section with various icons like 'Les mots de la rue et de la route', 'En voiture !', etc. At the bottom, there are logos for 'ASSOCIATION PRÉVENTION ROUTIÈRE' and 'ATTITUDE PRÉVENTION'.

Le cycliste et son vélo

Connaître les équipements de sécurité de la bicyclette et du cycliste.

Pour t'amuser

Les freins
Pour bien rouler, il faut savoir s'arrêter.

Voir et être vu
Toupe un cycliste qui doit rouler le plus.

Avertissement
Ging ding ! Ouvre un coup de sonnette quand tu vois un danger.

Pour tes parents

L'ensemble pédagogique Mobipass est une réalisation des associations Prévention Routière et Attitude Prévention.

ASSOCIATION PRÉVENTION ROUTIÈRE

ATTITUDE PRÉVENTION

Le cycliste et son vélo

Imagine : c'est toi qui conduis ce vélo. Tu dois faire très attention à tout ce qu'il se passe. Dès que tu vois un danger, appuie sur la touche « espace » pour donner un coup de sonnette.

ESP

Le cycliste et son vélo

Avertissement

Toucher A R

Ce cycliste roule tranquillement, mais il doit s'arrêter. Aide-le à arrêter. La touche « R » te permet d'actionner le frein arrière ; la touche « A » te permet d'actionner le frein avant.

Toucher A R

Outcomes from the website:

- Le cycliste et son vélo (The cyclist and his bicycle)
- Les freins (Brakes)
- Voir et être vu (See and be seen)
- Avertissement (Warning)
- Toucher A R (Press A R)

出典：mobipass WEB サイト

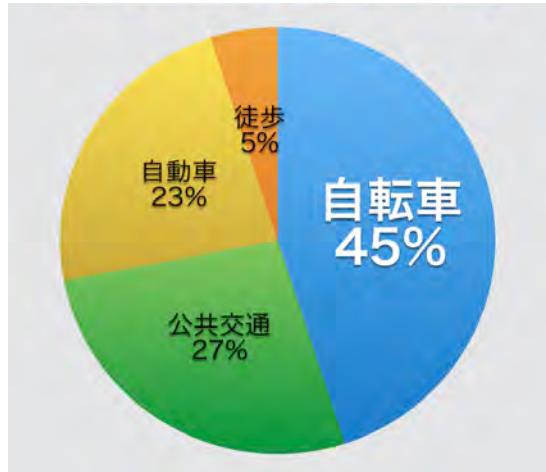
III-2. デンマークの自転車教育

デンマークは、1994年から小中学校における交通安全教育が義務化されており、コペンハーゲンでは通勤・通学時に45%が自転車を利用している。

①背景

デンマークをはじめとする欧州諸国では、気候変動による酸性雨の問題や、地球温暖化による海面上昇の影響に警告を鳴らしており、国や都市を挙げて環境保全に取り組む姿勢がある。

また、コペンハーゲンは1960～1970年代には、日本と同様に車中心の社会だったが、今では環境に優しい自転車利用促進により、年間90,000トンの二酸化炭素削減に寄与している。



更に自転車利用による健康への効果として、毎日通勤する大人の死亡率が30%低下したとする結果がある。これら自転車利用は、国レベルの取り組みとなっており、「活気ある健康的な都市の創造は自転車から始まる」とした理念が根底にある。

②取組

デンマークでは小さいころに自転車の楽しさや乗り方を教育の中で教え、自転車に慣れ親しむことで、大人になっても自転車を利用する機会を増やそうとしているのである。

自転車教育のスタート時期は未就学児で、公道での自転車利用は早すぎるが、安全な場所で自転車の乗り方を学ぶことは十分できる年齢である。デンマークではその時期に、キックバイクを用いた「自転車ゲーム」を通じて、自分の自転車をうまく操れるようになると「自転車安全」を、楽しく効果的に学ぶ機会を与えていている。

小学校では、専門講習を受けた教員により「自転車安全」に加えて交通状況を判断できるように交通安全教育が実施されている。

③デンマーク教育省

デンマーク教育省は、交通安全教育の学習目標を設定し、具体化したカリキュラムを提供している。更に、教育の現場では交通安全協会が教材などを提供して実践されている。

1942年から実施されている12歳時の自転車試験は、義務教育における到達目標であり、12歳までに子どもたちに、実際の交通状況下において一人で運転できるよう教育している。主な方法としては、「理論（テキスト・教科書）」と「実技・テスト」、「保護者へフィードバック」がある。

■小さな自転車テスト：8～9歳

- ・安全な場所での安全運転
- ・交通の学習
- ・自転車免許証

■大きな自転車テスト：11～12歳

- ・実交通下での安全運転
- ・交通ルール
- ・サイクリスト証明証

■12歳

- 能力目標 • 生徒は交通状況下で安全に移動することができる

習熟目標

- 交通ルールに従って交通状況下を一人で自転車に乗れる
- 交通状況下で注意深く移動できる
- 交通状況を予測し、それらの行動を適応する
- 自転車利用者にとって安全なルートを選択する

知識目標

- 自転車の交通ルールを習得する
- 交通状況下の注意事項を習得する
- 他の自転車利用者との危険リスクを知る
- 自転車利用者にとっての安全なルートの知識を得る

デンマークにおいて、自転車は子どもの発達を体力的、運動能力的、精神的、認知能力的に助け、サイクリングは、社会活動に必要であり、喜びを生み、子どもの自尊心と社会性を育むとされている。

また、教育学上、自転車は単に乗り物というだけではなく、子どもの多面的な自己開発、社会性、言語、自然と自然現象、文化的表現と価値観、身体と動き（運動能力、強さ、忍耐、運動、健康と幸福）に繋がるとしている。

④自転車ゲーム

■ キックバイク

未就学児から始める自転車教育は、一般的な自転車に乗せる前段階として、ペダルによる駆動部品を持たない「キックバイク」と言われる、地面を足で蹴って進む乗り物を使用して行う。



横浜サイクルピクニック 子ども自転車教室

キックバイクは2歳～5歳児を想定して作られており、ブレーキ付きやブレーキなしタイプのものがある。又、サドルに座った姿勢で、地面を足で蹴る形になるため、身長に合わせてサドルの高さが調整できる機構になっていることが必要である。

■ 自転車ゲーム

簡単で楽しいゲーム（遊び）をキックバイクに乗った状態で行い、キックバイクに慣れ親しんでくる中で、自転車に乗ることが楽しいと感じ、自転車の自由を発見し、生活のための自転車利用者になることを期待する実践的な技能を楽しく効果的に習得させるプログラムである。

■ 「Keep it simple, Make it FUN!」

「とにかくシンプルに」「とにかく楽しく」、これは自転車ゲームの各コンテンツに求められるポイントである。

また、実際の交通状況下で1回転倒するよりも、安全な園庭で100回転倒する方がよいという考え方があり、転倒も経験することが大事だとしている。

GETTING STARTED WITH CYCLING GAMES

Nursery school children and school children can have great fun cycling. Cycling helps children to be happy and healthy – cycling is an activity that benefits everyone and lasts a lifetime.

FUN AND EFFECTIVE
Cycling offers the simplest and most effective form of cycle training. Making short routes or catching soap bubbles helps children get used to their bikes. Cycling games help children learn to ride their bikes. Cycling games are a great way to introduce children to cycling and how to deal with traffic lights and other road users when cycling in traffic, later on.

EASY TO GET STARTED
A CYCLING GAME describes a few cycling games which are easy for parents and teachers to get started. Children as young as two can take part in the simple games. Some games are aimed at one child, while others are aimed at larger groups. Make up your own variations of the games to suit the needs of your children. Remember children learn best when they are having fun.

TICKLE MONSTER
Number of children: Four or more. 1
Number of adults: At least one, ideally two.
What you need: Clock – and ideally a monster mask or a lion costume.
Preparation: Draw two parallel lines approx. 30 metres apart – or opposite ends of the playing area. The children should be able to line up next to each other behind both lines.

CANNON BALLS FOR THE GUNNER
Number of children: Four or more
Number of adults: At least one
What you need: Approx. 100 small, light and different-coloured balloons.
Where to play: A playground or a terrace, or gravel playing area.

The game: An adult plays the gunner. The adult throws the balloons in the air and the children then catch out to collect the "explosive" balls. The children carry the balls by hand, under their tops, in their pockets or in any other way. They have to return the balls to the common king.

The gunner can get the children to do all sorts of things – for example, to run around the room, to jump, to roll, etc. The gunner can also decide whether the boys can collect the red ones... Or you can make all the children find three balls which each have a different colour, etc.

TICKLE MONSTER
The children try to cycle across the course to the chalk line furthest away without being caught. The children who cross the line first can tickle the other children off the corner of the eye. The Tickle Monster can tickle the children in any other place he chooses – or where on the body he wants to be tickled. Then the prisoner is released and is back in the game again.

Awhile, play the game with two Tickle Monsters. The children are split into two groups who start moving one after the other. When the first Tickle Monsters stand back to back in the middle of the playing area, the game is played as before except that the Tickle Monsters are in the middle of the playing area.

CATCHING BUBBLES
Number of children: One or more
Number of adults: At least one
What you need: Soap bubbles – and ideally a handful of bubble solution. You will also need a piece of fabric that could be used to make a "bubble tunnel" and a bicycle wheel, etc.

The game: Draw a circle in the middle of the playing area – the circle should be about 1 metre in diameter. The children sit in the circle and then run around the circle. This area is called the wet zone.

OBSTACLE COURSE
Number of children: One or more
Number of adults: At least one
What you need: Cones, activity rings, buckets, balls, sticks, etc. You will also need a piece of fabric which could be used to make a "cycle tunnel" and a bicycle wheel, etc.

The game: Set up an obstacle course covering the entire width of the playing area. The children have to pass through the obstacles in sequence, starting with two parallel lines which the children have to step over. You could make the course narrower in some places. The course can be as long as desired on the pieces of playgrounds and are of least 2.5 metres apart.

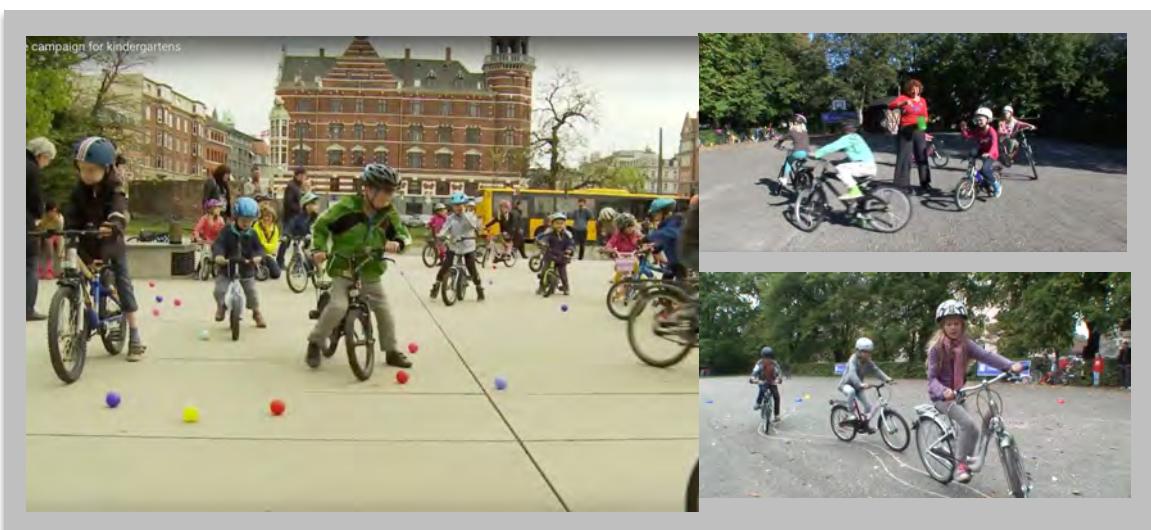
Once you discover the freedom of cycling, and the joy of getting around, that's it, you are a cyclist for life! So let's go and have fun on our bicycles. Cycling is good for our health, and for the environment. Join us!

Birte Ida Jørgensen,
Ambassador of Denmark, London

自転車ゲームに関する資料としては「Cycling Embassy of Denmark」デンマークサイクリング大使館 <http://www.cycling-embassy.dk> から入手できる。
また、YouTube上にも自転車ゲームが動画としてアップされている。

出典 例： <https://www.youtube.com/watch?v=fenLtR73V4g>

例： <https://www.youtube.com/watch?v=2-26mBQngu4>



■自転車ゲームの内容

自転車ゲーム名	内容	ゲーム風景
シャボン玉掴み	玩具を使って沢山シャボン玉を浮遊させ、子どもはキックバイクに乗りながら片手でシャボン玉を掴み取る。	
リング渡し	離れた位置にいる二人の大人の間を行き交いながら、リングを手渡しで貰い集める。	
リングの場所取り	地面にばら撒かれたリング群の周りを楽器が鳴っている間周り続け、楽器が止まったら、決められた色のリングに前輪を乗せる。	
ジグザグ走行	地面に置かれたジグザグやいろいろなコースに沿って、前に続いて進む。	
ボール当て	ボールを次々と転がし続けている間を縫つて、キックバイクで走り抜ける。	

自転車ゲーム名	内容	ゲーム風景
ゴムロール渡り	20センチ幅長さ10メートルのゴム板上をはみ出さないように走行する。	
シーソー	障害物シーソーを落ちないように乗り越す。	
布潜り	大きく上下する布の下をくぐり抜ける。	
洗濯物干し	離れた位置に置かれた布と洗濯ばさみを集め、物干しに干していく、二つのチームに分かれて、干した布の数を競い合う。	
キングス フォロワー	自転車になってからのゲーム。片手離し（ハンドサイン）。	

III-3. ベルギー発（ウィーラースクール・ジャパン）の自転車教育

自転車競技の本場ベルギー及びフランドル地方の自転車連盟が、子ども向けに開発した自転車教材をベースに、過去の経験と日本の環境を考慮に入れたオリジナルカリキュラムを実践している団体「ウィーラースクール・ジャパン」がある。

このカリキュラムは、最終的に自転車競技者の底辺拡大とその育成、強化を目指すことが基本になっているが、スポーツとしての自転車だけでなく「遊び道具」としての自転車、なによりも「楽しい乗りもの」としての要素を取り入れられている。

ウィーラースクールでは、自転車の教育において重要な目標のひとつとしてサイクルスポーツ（サイクリング）中に起こりうる、子どもの将来を棒に振ってしまう重大な事故から、彼らを守ることにある。」としている。

■カリキュラム（第一章～第七章）：第一章から第三章までを抜粋

第一章：自転車を使った教育の意義

第二章：サイクリングスクールの目的とそのゴール

第三章：準備 1 スクールを始める前に

準備 2 クラス分けとトレーニングの3つの要素

準備 3 自転車の基礎知識と交通安全講習

準備 4 実技カリキュラムの構成

実践 1-1 まっすぐ走る～停まる

実践 1-2 一本橋

実践 1-3 スラローム

実践 1-4 ゆっくり走る

実践 1-5 急制動

実践 1-6 8の字スラローム

実践 1-7 ボトルとり

実践 1-8 段差

実践 1-9 みんなで走る

実践 1-10 サーキットトライアル



参加募集チラシ

IV. 他都市を含む事例を見学・調査

IV-1. 横浜市：「横浜開港祭サイクルピクニック」見学調査

(平成29年6月2日)



開会式



おやこ自転車



子ども自転車ゲーム

横浜開港祭サイクルピクニックは「自転車の正しい乗り方」「自転車の楽しさ」「交通とまち（人と環境にやさしい交通が優先のまちの豊かさ）」をPRする自転車利用推進の啓発イベントで、会場はJR桜木町近くの赤レンガパークにあり、「自転車アピール走行」「子ども自転車ゲーム」「バス死角体験」「おやこ自転車なんでも相談室」や「横浜市パネル展示」など盛りだくさんの内容である。

このイベントは、元々大阪で始まった御堂筋サイクルピクニックをモデルとして、横浜の人たちが企画実現したものである。会場では「子ども自転車ゲーム」の運営に大阪から御堂筋サイクルピクニック企画運営メンバーが指導に来ていた。

会場では、次回に向けての後継者育成が同時に進められていた。こうした民間と民間が行政を巻き込んでタッグを組んだ取組は、今後、全国各地に広がっていくことが望ましいと、会場の来場者へ行ったインタビューでも感じた。



車道アピール走行



バス死角体験コーナー



おやこ自転車

IV-2. 大阪市：「安全で楽しい自転車利用ワークショップ」参加 ——

(平成 29 年 6 月 30 日)



開催会場



会場入り口



シンポジウム

「安全で楽しい自転車利用ワークショップ」サブタイトル「自転車を使いやすいまちの未来について一緒に語り、考えていませんか」と題して、大阪市が主催するイベントに参加した。

開催場所は大阪市役所一階正面玄関ホール。内容は、大阪市における自転車に関する取組みを、「海外目線」「まちのり・観光」「子育て目線」「コミュニティサイクル」「スポーツサイクル」とそれぞれの利用者からの話題提供から始まり、後半は会場とのディスカッションへと進んだ。

座長の大阪市立大学 吉田准教授は、今後の自転車活用について、引き続き利用者目線での意見交換をしていきたいとまとめられた。



開催チラシ

IV-3. 大阪市：「第 12 回 御堂筋サイクルピクニック」見学調査

(平成 29 年 6 月 30 日)



車道アピール走行前

子ども自転車ゲーム

子ども自転車教室

歩行者も自転車も安心して通行できる環境づくりを目指して始まった「御堂筋サイクルピクニック」イベントに参加した。第 12 回目の開催とあり、大阪中之島での自転車安全利用啓発イベントとしての定着感が見られ、会場は盛り上がりを感じた。

このイベントでは「ちゃんと走ろう！（自転車の適正な利用）」「もっと自転車レーンを！」との掛け声で、参加者が実際に御堂筋の緩速車線をグループに別れて走るアピール走行を行い、車道走行の走り方等ルール・マナーを学んでいた。また、メイン会場となる中之島中央公会堂前広場では、企業や団体、大阪市等の出店があり、多くの参加者で賑わっていた。

また、車道を締め切って歩行者天国となった部分では、子ども自転車教室が開催されており、デンマークで実践されている自転車を使った「教育ゲーム」を取り入れているのだと説明があった。子どもたちはキックバイクや自転車に乗って楽しみながらぐんぐん上達していた。

歩行者も自転車も安心して通行できる環境づくりを目指して、御堂筋を自転車でアピールを行します。
大阪市内初の自転車レーンがある「本町通」も通ります。
ママチャリでもロードバイクでもミニベロでも、どんな自転車でも参加可能です。
メイン会場では、「自転車マークット」「ランチ・カフェ」「子ども自転車教室」「自転車試乗会」などでお楽しみください。

主催：自転車文化タウンづくりの会
企画・運営：御堂筋サイクルピクニッククラブ
後援：大阪市、木曽大河ヨシノーゼン、水と光のまちづくり推進会議
協力：水辺のまちあそび
協賛：
ARAYA benelli Bici Termini CYCLE HEART DAHON GotsUp! Ride KICTEC KONA Takeda Works YANASE Yifood KOLABO

参加募集チラシ

遊びながら学ぶことができる、こうした取り組みは、これからの中の未来をつくる子どもたちにとって有効な教育手段でもあると感じた。

IV-4. 堺市：「さかい自転車リーダー養成講座」の取組

(平成29年11月8日)

堺市が定期的に開催している「さかい自転車リーダー養成講座」の参加者にヒアリングをした。これは正式には「堺市自転車利用推進委員」と言い、堺市では市民や事業者の方と連携して自転車のまちづくりを進めるため、平成26年10月施行した「堺市自転車のまちづくり推進条例」の第18条「自転車利用推進委員の設置」で、「事業者は、従業員等の自転車の安全利用及び利用促進を図るため、市長が定める基準に基づき従業員等のうちから自転車利用推進委員を設置するよう努めなければならない」と規定している。

このため、事業所では率先して自転車の安全利用に関する指導を行うとともに、事業所内における自転車利用の促進に努める人材を要請する必要があり、本講座がその推進委員の要請場所となっている。参加者は皆真剣に受講していた。

講座内容

- ①安全走行普及講座「A」 頒布教材による座学
- ②事故に合わない、起こさない自転車走行
- ③安全走行普及講座「B」 実技指導・図上訓練教材による座学
- ④安全走行普及講座「C」 コンプライアンスなど教材による座学
- ⑤筆記試験



講座横断幕



講座風景



講座テキスト

IV-5. 金沢市：金沢自転車ネットワーク協議会 発起人ヒアリング

(平成29年9月12日) —————



三国千秋・成子夫妻



自転車走行位置表示



シェアサイクル

今年で6年目となる全国会議「自転車利用環境向上会議」の立上げ人であり、内閣府第10次中央交通安全対策会議専門委員、国土交通省・警察庁「安全で快適な自転車利用環境の創出の促進に関する検討委員会」委員など歴任される、金沢市在住（地球の友・金沢）の三国成子・千秋夫妻に金沢市の取り組みについてヒアリングに訪れた。

金沢市が全国的に自転車利用環境のモデル都市となり、市内における自転車関連事故が、この10年で55%の減少に結びついた背景には、自転車利用環境改善に長年取り組んでこられた、三国夫妻を中心とする金沢自転車ネットワーク協議会（以後「協議会」とする。）が機能して来たことにつきると言っても過言ではない。

この協議会は、三国夫妻が地域住民の声を聞きながら、現場の状況を全体的視点に立って見ることで、交通弱者にも配慮しながら金沢市や県、国、警察と協働のネットワークを広げ続けてきた成果である。

現在も、立場の違う行政の連携が協議会として、継続的な協議と定期的な勉強会を実現させており、痛ましい自転車事故の経験を活かせる仕組みづくりが、住民生活に寄り添った正のスパイラルとして回り続けている。京都市においても、非常に参考になる好事例であると感じた。

IV-6. その他

① 「自転車活用研究会 in 関西」セミナー参加（平成 29 年 6 月 21 日）

NPO 自転車活用推進研究会が定期的に開催しているセミナーに参加し勉強した。今回のテーマは「必見！各種データに基づく自転車活用推進法の施行推進方策」と題して、超高齢社会における自転車環境を変える最新の研究データから分析する「高齢者の自転車の活用の在り方」「自転車事故の詳細」についてなどという盛りだくさんの内容であった。



自転車活用研究会 in 関西会場

講師の古倉宗治先生は東京大学法学部卒業。建設省を経て現在、京大大学院講師など、国における自転車の利用促進策などを研究している第一人者である。

このような勉強会で「知る・学ぶ」ことは、とても大事であり、京都市において多くの関係者の参加を期待したいところである。

② 「デンマーク式自転車教育」参加（平成 28 年 10 月 9 日）

京都市のこども未来館で開催された国際交通安全学会「幼児・小学生を対象としたデンマーク式自転車安全利用教室の国際ワークショップ企画」で、デンマークに学ぶ自転車交通安全教室のあり方を知る絶好の機会となった。

自転車交通安全教育の初期に位置付けられる実践的な教室のあり方について、現在、世界で実践されているデンマーク式の自転車安全利用教室の内容からは、楽しく効果的に自転車に慣れ、技能も実践から習得でき、習熟した技能を身につけることで、後々実際の交通状況下において自転車に乗らなければならない時に、自転車ルールや信号や他の交通参加者への対処方法のより良い学びとなることが期待できるとの説明に納得できた。



自転車ゲーム会場



ロッテ・ベック講師



セミナー会場

③ 「京都マナーアップフェスタ」参加（平成 29 年 5 月 21 日）



会場



子ども自転車教室 座学



実技

京都市と京都府警が主催する「自転車マナーアップフェスタ in 京都」が平安神宮前の岡崎公園で開催された。子どもを対象とした自転車安全乗り方教室では、紙芝居による交通ルール・マナーを学んだ後、実際に自転車に乗って障害物を乗り越えたり、一時停止をしたりして楽しくバランス感覚を身につけるトレーニングを行なっていた。子どもたちの真剣な表情の中に見せる、楽しそうな眼差しがとても印象的。子どもの時期から、段階的に自転車について学ぶことは、改めて必要だと感じた。

④ 「見てわかる！自転車交通安全教室」参加見学（平成 29 年 6 月 16 日）



開催中学校



教室風景



スライド画面

京都市で今年度から本格実施が始まった「見てわかる！自転車交通安全教室」を見学しに小栗栖中学校を訪問した。この教室は自分たちの校区の中に潜む危険な箇所、過去に自転車事故の起きた場所等を具体的に示して、何が危ないのか、なぜ危険なのか、そしてどのようにすれば事故に合わないのかという、生徒が知りたいことに答えて活かせる授業内容だった。

ここでは、中学校生徒以外に近隣の小学6年生や住民の方も参加されており、自分たちが住んでいる町の写真が多く出てきた説明に真剣に耳を傾け、しっかり聞いておられた。こうした新しい取り組みは、今後継続して全校に広げていく必要性を感じた。

⑤「スケアード・ストレイト自転車安全教室」参加見学

(平成29年7月7日)



スタント車両



実施グラウンド

スケアード・ストレイト教育技法による、プロスタントマンが自転車事故を再現する自転車安全教室を桃山中学校で見学した。事故の再現は相当な迫力であり、「怖い」と感じるか、「凄い」と感じるかによって、この技法による教育効果が大きく分かれると感じた。

現在、この教育技法による自転車ルール遵守率が上がったとする意見と合わせて、効果を疑問視する学識経験者の意見も存在しており、特に自転車先進国ではこの技法による教育を採用している国はない。京都市においても、改めて意見を整理確認する必要がある。(98頁で詳しく説明したい)

⑥ベルギー発の自転車教室「ウィーラースクール」の取組

(平成29年11月6日)

全国で精力的に活動する京都府南丹市美山町の自転車愛好家ブラッキー中島さんらが実践している「ウィーラースクール」の参加者にヒアリングを行った。

これはベルギーで開発された自転車教育のカリキュラムがベースとなっており、子どもの頃から正しい交通安全・マナーなどを学ぶだけでなく、自転車の操作技術の向上を図ることで、知識だけではなく、技術的な側面からも、子どもが自らの安全を守れるようにすることを目的としている。

「一人でも多くの子どもに、自転車の楽しみを。」を合言葉に、実技練習中心の自転車教室である。



Wieler-Schule Japan
（自転車教室）



実技

⑦サイクリングを組み合わせた「子ども自転車教室」

（平成 29 年 3 月 18 日）

地域に密着した（一社）団体が、地域の小学校中高学年を対象に希望者を募り、集団走行時のルールや公道における注意点などを校庭で学ばせた後、車や歩行者に気をつけ、ハンドサインも取り入れて目的地まで休憩をとりながら、楽しくサイクリングを実施しています。この活動の主催者である CMA(一般社団法人 コミュニティマネジメント協会)にヒアリング調査を実施した。

実施当日、参加者同士少し緊張しながら学校を出発。見知らぬ校区外へと進むにつれて、ワクワク感や仲間意識が高まり、目的地での昼食時には皆笑顔でサイクリングの達成感を喜んでいた。

こうした取り組みは、単に子どもたちを自転車に乗せてサイクリングに連れてゆくといった事柄だけではない効果が期待される。当然、プログラムや、コースの下見など、企画運営する側の経験が問われるところであり、このような経験豊富なインストラクターの養成が今後の課題だと感じた。



サイクリング出発



サイクリング風景



メンテナンス

V. 京都市の現状と課題

V-1. 京都市の自転車安全教育

京都市では警察や学校、各区域や団体等で様々な啓発や教育が継続して行われてきている。しかし、街中での自転車利用者の行動を見るにつけ、まだ十分な成果を上げているとは言い難い状況にあるといえる。また、京都市の自転車関係事故を検証すると、全国平均や京都府内と比べて高い割合となっている。

全交通事故に占める自転車関連事故の構成率・発生件数（平成28年）

	京都市	京都府	全国
構成率	24.1%	20.7%	18.2%
事故件数	1,183	1,678	90,837
事故件数割合（市／府）	70.5%		

出典：京都市調べ（平成30年1月）

京都市における自転車教育は、独自の副読本「安全ノート」を用いた学級活動（特別活動）等や教科指導（体育科・保健体育科）による保健学習とともに、警察やPTA、地域団体等の関係機関と連携した「自転車交通安全教室」を活用し、系統的な指導が実施されている。

①市立校における自転車交通安全教育

子どもたちを被害者にも加害者にもしないとの視点に立って、家庭・地域はもとより京都府警察とより一層連携を図り、各学校においては、交通安全教室の実施や「安全ノート」の活用など、更なる自転車交通安全教育の充実に取り組まれている。

その一方で、画一的な教材による交通知識（ルール）偏重主義との見方もあり、安全な運転ができるようにするための運転スキルを学ぶ実技教育不足との指摘もある。また、自転車の楽しさや可能性について知る・学ぶ・体験する機会が少ないという点は否めない。

我が国の将来を担う世代が自転車活用推進法に基づき、自転車の活用を通じて健康増進、交通混雑の緩和、経済的、社会的な効果を得られるような自転車教育を検討する時期に来ているのではないだろうか。

V-2. 国内トップクラスの取組

①未就学児童対象の自転車教室

平成28年10月10日に中京区の竹間公園及びこどもみらい館において、公益財団法人国際交通安全学会の「子どもの交通安全教育プロジェクト」の主催による、デンマーク式の自転車教室と国際セミナーが開催された。自転車教育の先進国として知られるデンマークにおける自転車教育の一端に触れられる良いきっかけとなった。



ロッテ・ベック氏講演



デンマーク式自転車教室

建設局自転車政策推進室では、それを受け自転車に乗り始める年齢層である幼児を対象に、基本的な自転車の乗り方やルール・マナーを楽しみながら学べる教室（キックバイク教室）を、平成28年度に試行的に開催している。



平成28年度 キックバイク教室



また、平成29年10月からは京都市立の保育所7箇所でデンマーク式教育をベースとした「キックバイクを用いた子ども自転車教室」の試行実施が始まった。

これは保育所等の園庭にコースを設営し、各種自転車ゲームを行いながら、バランス感覚などの身体機能、ルールやマナーを守るという規範意識、他の人への配慮といった思いやりなどを複合的に学ぶプログラムを試行実施している。

「キックバイクを用いた子ども自転車教室」



重視しているポイント

- ぶつからないように他を思いやる
- ルールを守り、順番待ちができる
- チームプレーができる
- やる気、喜び、達成感を実感する

この自転車教室は、子どもをスタートラインに立たせて、ヨイドンとゴール目指し、人より早く走ることを競い合うレースは行わない。

「①未就学児童対象の自転車教室」についての課題



現在、実施保育所での試行段階である。保育所での開催にあたっては、所有するグランドの広さ、キックバイクの移動、コースの設営など、今後段階的にプログラムを進めるにあたっての制約が考えられる。試行実施で得られた保育所側のアンケート、委託先の意見等を踏まえ、さらなる検討が必要である。

②小・中・高校向けの自転車教室

教科等における自転車交通安全教育

- ・ 学習指導要領や教育課程指導計画（京都市スタンダード）等に基づき、体育科又は保健体育科、特別活動等を通じて計画的に実施されている。
- ・ 小・中学校では、「安全ノート」を活用し、教育活動全体を通じて、「自転車の正しい乗り方」や交通ルール・マナー、自転車の整備点検等、系統的な指導を実施している。

■ 「安全ノート」の活用（活用頻度 1回／月：1P：20～30分）毎月16日の安全の日に実施が計画されている。

小学校1年生から中学校3年生までを対象とし、児童生徒の発達段階等を踏まえ、系統的に交通安全や災害安全を学び、子どもたちが実践につなげられるよう工夫されている。しかし、安全という守備範囲が広く「自転車安全」としてだけでみると、交通規則等の記述は少なく内容や実施回数についても十分とは言えないのが実情である。

ア. 「安全ノート」1・2年用 目次

- 4月 学校の行き帰り・遊具の使い方
- 5月 自転車の乗り方 1. 地震のとき
- 6月 道を渡るとき 1
- 7月 郊外の安全
- 9月 避難訓練
- 10月 道を渡るとき 2
- 11月 自動車と人 1
- 12月 校内の安全
- 1月 自転車の乗り方 2. 地震に備えて
- 2月 踏切を渡るとき
- 3月 自動車と人 2
- 共通 自動車に乗るとき



■ 1・2年用における自転車についての項目

1年 5月 じてんしゃの のりかた 1

からだに あつた じてんしゃは どれでしよう

1年 1月 じてん車の のりかた 2

あんせんな のりかた
○はしりだす とき ひだりがわがらのる
まこと うしろを たしかめて
○とまる とき
まこと うしろを かしあで たまて

2年 5月 じてん車の のりかた 1

○ じてん車で はしれるところは
どこか かんがえてみましょう。
○ からだに あわない じてん車
○ どんな じてん車に のりば よいか はなしあいましょう.
○ のる まえに、
かならず しらべましょう.

-17-

2年 1月 自てん車の のりかた 2

自てん車に のる ときは、どんな ことに、気を
つけたら よいかを よく 考えてみましょう。
○ つぎの 緒を 見て どんな ことに 気を つけ
たら よいでしょう。
○ あぶない のりかた
○ 正しい のりかたを 話し合いましょう
自てん車に のるときは、()をかぶる。
のるときやおりるとときはかならず、()がわからする。
走るときは()にも気をつける。
走っているときは、とくに()に気をつける。

(1) (2)
(3) (4)

-25-

京都市教育委員会・京都市小学校安全教育研究会 編
イ. 「安全ノート」3・4年用 目次

- | | |
|-----|-----------------|
| 4月 | 学校の行き帰り・遊具の使い方 |
| 5月 | 自転車の乗り方1・地震のとき |
| 6月 | 道を渡るとき1 |
| 7月 | 校外の安全 |
| 9月 | 避難訓練 |
| 10月 | 道を渡るとき2 |
| 11月 | 自動車と人 |
| 12月 | 校内の安全 |
| 1月 | 自転車の乗り方2・地震に備えて |
| 2月 | 踏切を渡るとき |
| 3月 | 自動車と人2 |
| 共通 | 自動車に乗るとき |

■3・4年用における自転車についての項目



4年 5月 自転車の乗り方 1

○ 自転車に乗るときは、どんなことに気をつけたらよいのか考えましょう。

自転車の事故原因

- ・歩行者の歩道の立ち入り
- ・右折の際で後をとる
- ・他の自転車
- ・自家用車の干渉
- ・しゃがむ
- ・左回り
- ・足踏み運び(けいひ)

○ 乗る前にはかなり点検しよう。

●悪い所があれは、赤でくじらしをつけ、360人か、自転車界さんで貰てもらいましょう。

点検か所と点検項目

フレーム	●フレームの各部はつぶしていないか。
ハンドル	●手が回り、ハンドルを握り落してもハンドルが倒れないか。
ハンドル	●ハンドルを握り落してもハンドルが倒れないか。
シート	●シートはさすがにいいか。
シート	●学生のより具合はさすがにいいか。
シート	●座る場所
ハンドル	●直進して走ることが出来ているか。
ハンドル	●ハンドルと足元が固定されているか。
ハンドル	●右回りに曲がる時
ハンドル	●またがって速度が遅くなるとどういくか。
ハンドル	●上を向いて右回りしないか。
ハンドル	●左を向いて左回りしないか。
ハンドル	●左を向いて左回りしないか。
ハンドル	●ちゃんとさきがけがあるか。

まとめ

自転車に乗る前に、() はよく歩、() の乗りの入り具合はよいか。() に歩る所はないか。() は悪いか。() は左右に自転車をかからず点検し慣習する。

自転車に乗るときは、自転車規則などに() をかけてとめる。

京都市教育委員会・京都市小学校安全教育研究会 編

ウ. 「安全ノート」5・6年用 目次

- 4月 登下校・遊具の使い方
- 5月 自転車の乗り方・地震のとき
- 6月 道路の横断1
- 7月 校外の安全
- 9月 避難訓練
- 10月 道路の横断2
- 11月 自動車と人1
- 12月 校内の安全
- 1月 自転車の乗り方2・地震に備えて
- 2月 踏切を渡るとき
- 3月 自動車と人2
- 共通 自動車に乗るとき



■5・6年用における自転車についての項目

5年 5月 自転車の乗り方1

○ 自転車に乗ることのきまりを知り、正しく安全に乗ることを考えよう。

○ 自転車部品の名前と点検か所の確認

○ 自転車に乗ることのきまりを知り、正しく安全に乗ることを考えよう。
・さけんなとき

○ 自転車で人や車にめいわくをかけたことはないか話し合おう。

まとめ

- ・自転車に乗るとときは（ ）をかぶり。（ ）や（ ）を考えて乗る。
- ・（ ）や（ ）にめいわくをかけないように乗る。
- ・歩道を走るときは（ ）にぶつからないよう。いつでも（ ）スピードで走る。
- ・また（ ）になる停め方はしない。

-3-

5年 1月 自転車の乗り方2

○ 交差点での正しい通行の仕方を考えよう。

○ 一時停止をしなければならない所はどこだろう。

○ 一時停止の場所には印があるだろうか。

まとめ

交差点やふみきり、見通しの悪い所では、必ず（ ）をし、安全をたしかめてから進む。

-11-

6年 5月 自転車の乗り方1

○ 自転車に乗ることのきまりを知り、正しく安全に乗ることを考えよう。

○ 安全運転のため、自転車を毎月1回必ずしょよう。

○ 安全運転のため、正しく安全に乗ることを考えよう。

○ 自転車部品の名前と点検か所の確認

○ 自転車に乗ることのきまりを知り、正しく安全に乗ることを考えよう。

まとめ

- ・自転車に乗るとときは（ ）をかぶる。
- ・自転車に乗る前に必ず（ ）をする。
- ・道路標識や道路標示に（ ）を守る。
- ・スピードは（ ）すぎない。
- ・交差点では正しく右折（ ）をする。
- ・交差点や見通しの悪い所では必ず（ ）する。
- ・歩行者の多い歩道では、自転車を（ ）おして歩く。

右の表は、京都府内で自転車事故中に発生した事故による学年別の死傷者数を表したもののです。
なぜこんなに事故が起っているのか考えてみよう。

学年	死傷者数	割合
1年	0	17
2年	0	34
3年	0	40
4年	0	29
5年	0	17
6年	0	28

-17-

6年 1月 自転車の乗り方2

○ 交差点を安全にわたるには、どうすればよいたろ？

○ 在折の仕方

在折のときは、（ ）にそって、
進行し、（ ）を確実にする。
また、その時、歩行者にも（ ）する。

・右折の仕方
右折するときは、信号にしたがい（ ）進行する。
信号のない交差点では、左右、前方確認をし、右側の歩道を、右に大きく曲がる。
交差点での手の会話

○ 交差点での手の会話

-25-

■中学生向けの自転車教育

京都市教育委員会・京都市中学校安全教育研究会 編

工 「安全ノート」 中学1年用 目次

- 4月 安全な通学 (1)
 - 5月 安全な通学 (2)
 - 6月 自転車の点検整備
 - 7月 自転車の安全な乗り方
 - 2月 自動車と人



■中学1年における自転車の項目

才「安全ノート」中学2年用 目次

- 5月 様々な環境での自転車の安全走行
 - 6月 自転車の集団走行
 - 9月 自転車と交通法規
 - 10月 自動車の停止距離
 - 2月 自動車の特性

■中学2年における自転車の項目

力、「安全ノート」中学3年用 目次

9月 地域の救急体制と救急処置

生活の安全

　学校生活の安全

　夏休みの生活と安全

　校外学習時の安全

　修学旅行の安全

　道路標識・標示一覧

防災編

　阪神・淡路大震災の様子

　災害（地震）に備えて

　1 地震とは

　2 地震の種類

　3 マグニチュードと震度

　4 津波発生と伝播のしくみ

　5 京都に影響のあった過去の地震

　6 大地震発生時の状況について考えてみよう

　7 地震発生時の安全な行動について考えよう

　8 避難について考えてみよう

　9 地震や災害の備え

10 避難する時や避難後の生活において、どのような協力ができるのか考えてみよう

「②小・中・高校向けの自転車教室」についての課題

小中学校の授業における「安全ノート」は学校安全の観点から作成されているもので、交通安全はもとより自転車安全教育について安全ノート単体使用では、自転車安全に関わる部分については十分とは言えず、複数の教材との併用が行われ、かなり専門性が高い内容となっていることから、専門職の設置も考慮する必要が考えられる。

また、子どもの学習にリンクした家庭内学習による復習と保護者への再教育、家庭内での問題意識の共有と言った観点から、保護者向けEラーニング教育の可能性を指摘する。これは電子版「安全ノート」とも位置付けられるもので、フランスではすでに導入されている例が見られる。

③他の教材等の活用

条例制定の趣旨を踏まえ、教育委員会と京都府警察が共同で作成した「自転車交通安全教育プログラム」等も随時活用することで、理解を深めるとしている。

ア. 自転車交通安全教育プログラム 小学校用

京都市教育委員会、京都府警察本部交通企画課

目次：

■低学年

①自転車に関する基本的事項

- ・身体にあった大きさの自転車を選ぶ必要性と身体に合わない自転車の危険性
- ・自分の身体に合った自転車の選び方と正しい乗車姿勢
- ・各部品の働きと使い方
- ・主要部品の簡単な点検要領
- ・自転車に乗るのに安全な場所

■低学年

②自転車の正しい乗り方

- ・正しい発進と停止の仕方
- ・自転車の特性
- ・車道の正しい通行方法
- ・歩道の正しい通行方法
- ・自転車に乗る時のルール
- ・安全な乗り方

■中高学年

③自転車に乗る時の基本

- ・標識・標示の種類
- ・標識・標示の必要性
- ・歩道を通行する時の注意点
- ・交差点の右左折方法と安全確認の仕方
- ・道路の横断方法と安全確認
- ・雨天・夜間走行時の注意点と安全な乗り方①
- ・雨天・夜間走行時の注意点と安全な乗り方②



■中高学年

④自転車乗用時の様々な危険

- ・故障による危険
- ・危険な乗り方
- ・信号機のある交差点の危険
- ・信号機のない交差点の危険
- ・学区内の交差点を知る
- ・車の運転手からの見え方と危険回避

■選択項目

⑤自転車事故

- ・様々な場面での危険予測①
- ・様々な場面での危険予測②
- ・学区内の危険箇所
- ・危険回避と自転車の安全な乗り方①
- ・危険回避と自転車の安全な乗り方②
- ・事故事例検討
- ・事故にあった時にすること

ファイルNo.④-1

自転車乗用時の様々な危険

④ 故障による危険

中高学年(4)~1		
指導のねらい	道具に故障があれば危険であることを知り、日常点検の大切さを理解する。	
チェックポイント	ちょっとした故障でも危険なことが、理解できたら、実践できるようになつたか。	
指導内容	学習内容	指導上の留意点
④ 故障による危険	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各道具の働きを復習し、その部品が故障されば、どのような危険があるか察する。 <p>※「安全」(1年、2年生用) 関連ページ (P.17)</p> <p>※「安全」(3年、4年生用) 関連ページ (P.17)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 故障したまま乗車すると、危険なだけではなく、法令違反になる場合もあることから、来る前の点検の大切さを理解させる。 <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ブレーキ不具合の運転 (道路交通法62条の9第1項) ・ 燃料欠損 ・ 反射器付 (尾灯を含む) の装備義務 ・ 聲音器不備車の運転 (道路交通法63条の9第2項)

■選択項目

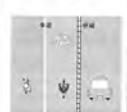
⑥自転車乗用時のモラルとマナー

- ・歩行者の保護
- ・迷惑行為の影響
- ・ヒヤリ体験の発表
- ・自転車を止める場所

ファイルNo.④-3

自転車の正しい乗り方

④ 歩道の正しい通行方法

低学年(2)~3		
指導のねらい	自転車も車両であることを理解させ、決められた通行場所と通行方法を守って、安全な通行ができるようにさせること。	
チェックポイント	正しい通行方法を理解し、実践できるようになったか。	
指導内容	学習内容	指導上の留意点
④ 歩道の正しい通行方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学生は歩道を通行できることを理解させ、普通自転車の通行部分がある歩道(自転車のマークと自転車により、歩道を分けられている。)  <ul style="list-style-type: none"> ○ 普通自転車の通行部分がある歩道(自転車のマークと自転車により、歩道を分けられている。) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学生の歩道通行については、道路交通法第63条の4 第3項の規定により、可能であることにも触れておく。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車のマークが描かれている所を通じる。 ・ 自転車のマークのみで自転(歩行者の歩く所と分けるためのもの)がない場合は、普通自転車通行可の標示なので、普通自転車は歩道の車道割りを行なう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 普通自転車とは、車体の大きさ、構造が次の基準を満たす二輪車たゞ二輪の自転車で、他の車両をけん引していないもの。 ・ 長さ 100 cm以内及び幅 60 cm以内 ・ 制動をつけていない。(補助輪に除く!) ・ 運転者當辺以外の乗車装置がない。(幼児用座席は除く。) ・ ブレーキが走行に簡単に操作できる位置にある。 ・ 行き来する歩行者に対するそれがある利點な乗車装置がない。 <p>(参考)</p> <p>この自転車のマーク</p> 

次ページあり

イ. 自転車交通安全教育プログラム 中学校用

京都市教育委員会 京都府警察本部交通企画課

目次

■中学1年生

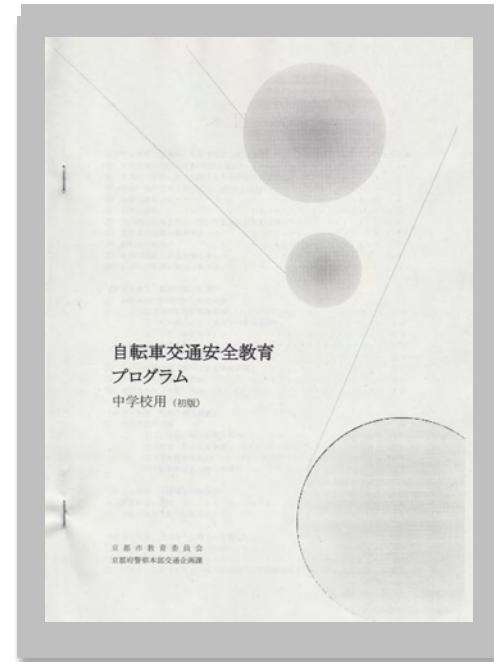
交通ルールを守ることの重要性

- ・安全な乗り方の大切さ
- ・各部品の故障による危険性と乗る前の点検方法について
- ・歩道の通行方法
- ・信号の意味
- ・信号機のある交差点、ない交差点の右左折方法
- ・交差点と道路の横断方法
- ・自転車の特性
- ・夜間の危険と安全な乗り方
- ・雨天時の危険と安全な乗り方

■中学2年生

危険予測と回避

- ・事故事例の原因究明と防止対策
 - ①「夜間の道路横断事例」
 - ②「信号機のある交差点での衝突事例」
 - ③「安全不確認事例」
 - ④「並進事例」
 - ⑤「傘差し運転事例」
- ・自己の状態把握 「焦りによる事故事例」
- ・学区内の危険箇所の把握
- ・身近なヒヤリ体験の発表



■中学3年生

危険予測と回避

- ・危険予測と回避
 - ①「一方通行路の交差点事例」
 - ②「死角・巻き込み事例」
 - ③「道路横断事例」
 - ④「駐車車両追い越し事例」

交通事故の怖さ

- ・交通事故の責任



- ・交通事故発生時の対応方法
- 交通ルール順守の定着化
- ・歩行者の行動特性と歩道通行時のマナー
- ・マナー向上について
- ・交通ルール遵守とマナー向上を目的とした目標設定

ウ. 自転車交通安全教育プログラム 高等学校用

京都市教育委員会、京都府警察本部交通企画課

■高校1年生

「交通ルール遵守の重要性」

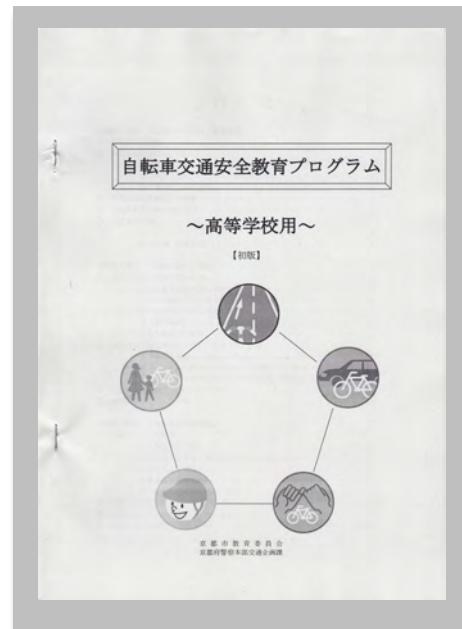
目次

- ・自転車事故統計
- ・事故事例研究
 - ①「無灯火運転、携帯電話使用事故事例」
 - ②「傘差し運転、一時不停止運転事故事例」
 - ③「飛び出し事故事例」
- ・日常の自転車運転との比較
- ・交通事故発生時の対応方法
- ・交通事故の責任
 - ①交通事故の責任
 - ②民事、刑事判例

■高校2年生

「危険予測と回避」

- ・通学路に潜む危険予測と回避
 - ①「注射車両追い越し事例」
 - ②「信号機のない交差点事例」
 - ③「信号機のある交差点事例」
 - ④「並進事例」
- ・通学路にある危険箇所の把握
- ・道路状況（通行方法）に応じた危険予測の把握
 - ①「傘差し運転と一時不停止事例」
 - ②「ハンドルに荷物をかけながら歩道通行した事例」
 - ③「携帯電話を使用しながらの無灯火運転の事例」
- ・行動の特性理解
- ・相手の立場を考えた行動



■高校3年生

「自転車の安全利用」

・交通ルールの再確認

- ① 「自転車の点検」
- ② 「車道・路側帯・歩道の通行方法」
- ③ 「交差点の通行方法」
- ④ 「道路の横断方法」
- ⑤ 「夜間・雨天時の通行方法」

・夜間の視認性

・危険な乗り方と交通違反

・違反行為の迷惑性

ファイルNo.1
(平成26年1月版)

『交通ルール遵守の重要性』

指導のねらい	自転車の交通事故が多い原因を理解させ、事故の原因を明確にして、交通ルールを守ることの重要性を認識させる。	
チェックポイント	交通事故の原因を把握し、交通ルールを守る重要性が理解できたら。	
指導内容	学習内容	指導上の留意点
○ 自転車事故計	○ 自転車事故に限らず負傷者数が、小学生や中学生に比べて著しく増加することを、統計グラフから読み取らせ、自転車事故が身近な実験であることを学習する。(グラフ資料①)	高校1年生
	《グラフ資料①》	

《平成25年》

[次ページあり]

ファイルNo.5

『危険予測と回避』

指導のねらい	過学年になると危険予測と回避ができるようにする。 身近な場面から危険を予測し、安全に通行できるようになったか。 日頃の通学で実践し、安全な自転車通行ができるようになったか。	
チェックポイント	過学年時に限らず危険予測と回避ができるようになる。	
指導内容	学習内容	指導上の留意点
○ 渡学年時に限る危険予測と回避	○ 渡学時にこころる身近な場面で例示し、どこに危険が潜んでいるか、どうすれば安全に通行できるかを説明する。	高校2年生
(事例例①) 【自転車両追い越す事例】	<p>事例例① △ 白色車で、車道の左側を通行中、道路前方に駐車車両があったので避けために駐車車両の右側に曲げようとした直後(危険予測)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 駐車車両の横を通行する時は、右側に出る前に後方確認をしないと、後ろから来る車やバイクと衝突する危険がある。 - 駐車車両のアームを開けたり、ドアを開けたり、車から降りた人と衝突する危険がある。 - 駐車車両の横(前方)から歩行者が自転車等が、飛び出でてこら危険がある。 <p>(危険回避)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 駐車車両の右側を通行する時は、後方確認をしっかりする。荷台に上っている時は、荷台に当たる時に一時停止して、車やバイクが走っていないか確認する。 - 車やバイクが走っていないなら、直進に右側に曲げることなく、車をバゲージは運搬するのを待って通行に出る。 - 駐車車両の横(前方)、「もしもドアを開けたり、車から降りた人がいる」と危険を予測し、駐車車両との距離を十分に保つで通行する。 - 車道を過ぎる上、車両と接触する恐れがあり、歩道を確保するため歩道通行が出来る限り、車両を離れて歩く場合は、歩道を確保するため歩道通行できる。 <p>《次ページあり》</p>	

エ. 自転車セーフティーガイダンス

(自転車交通安全教育指導実践資料) 京都府
教育委員会

児童生徒が興味関心を持って学習し、交通上の危険を実感することで安全な行動につながる指導ができるよう、視聴覚教材等を効果的に活用した教育手法を開発したものである。

本ガイダンスは児童生徒が視聴覚映像に自らを置き換え、スケアードストレイト手法と同様に、どのような事故を引き起こす可能性があるのかを間接的・擬似的に体験させながら、自転車走行に関わるルールやマナーの理解と事故の被害者にも加害者にもならない安全行動の形成を促すことをねらいとしている。

目次

1. 京都府の交通事故災害
2. 京都府の交通安全教育
3. 学校安全計画における交通安全教育の効果的な位置付け
4. 自転車セーフティーガイダンス
5. 自転車セーフティーガイダンス 小学校編
6. 自転車セーフティーガイダンス 中学校編
7. 自転車セーフティーガイダンス 高等学校編
8. ワークシート

京都府警察本部監修による自転車の安全利用に係る啓発用「京都府自転車交通安全DVD」を中学校・高等学校に配布（平成26年4月）

「③他の教材等の活用」についての課題

これら補助教材は「安全ノート」では説明しきれていない「自転車交通安全」についての具体的且つ専門性の高い内容となっている。しかも、内容に専門性が高いこともあり、専門職の必要性とともに、実技を伴わない教室内での座学だけでは限界を感じる。今後、「安全ノート」を含めて学校での利用実態や効果を確認する必要がある。



④Enjoy 自転車 Life in Kyoto

京都市建設局自転車政策推進室が、編集発行した自転車の安全な乗り方を示した安全啓発冊子である。従来の多くの安全啓発冊子と比べ、手に取り読みやすくポイントが絞られた革新的な内容になっている。特筆すべきは、内容が交通規則一辺倒の、いわゆるダメダメ本ではなく、生活場面における自転車の安全な乗り方をわかりやすく示して点にある。京都市内の全児童・生徒へ配布された。また、他府県からも好意的な多くの問い合わせが来ている。

「④Enjoy 自転車 Life in Kyoto」についての課題

自転車の基本的なルール等を分かりやすく取りまとめられた、これまでにならない斬新的な内容になっている。配布箇所が区役所・支所、図書館、市営駐輪場のほか、民間企業や市内の保育施設、幼稚園、小中高等学校等の全児童・生徒に配布されているが、配布先からの声や意見、感想などの集約があれば、今後の展開にも生かされるだろう。

配布部数 一般向け：約143,000部（うち、学校等配布分約87,000部）
子ども向け：約148,000部（うち、学校等配布分約123,000部）



V-3. 関係機関と連携した自転車交通安全教室

①交通安全教室

PTAや地域各種団体、所轄警察等の関係機関の協力の下、自転車教室を含む交通安全教室が実施されている。小学校の低学年では、道路の歩き方や自転車の基本的な乗り方、高学年では、交通ルールやマナーに重きが置かれている。

平成28年度 小学校145校が実施（87%）残り21校
小学校入学前の半日入学等の機会で実施している学校もある。

市立高校では、所轄警察等の関係機関と連携し、通学時の街頭安全指導や交通安全教室等の取組を全校で実施している。



西京区内小学校

出典：西京区ホームページ



西京区内小学校

出典：西京区ホームページ

「①交通安全教室」についての課題

所轄警察署が継続的に実施しており、全校実施に向けての取組が期待される。

②自転車交通安全教室

休日に地域が開催する自転車教室とともに、所轄警察署との連携により、自転車交通安全教室を実施している。基本的に小学校4年生が対象であり、小学校全校164校で実施されている。（平日開催が主だが、土日開催もある）

講義と実技指導による講習をとおして、自転車の安全な乗り方や交通ルール・マナー、自転車の整備点検などを学習する。主に警察官の指導による教室と自校教員が指導する教室が実施されている。



座学



実技

「②自転車交通安全教室」についての課題

これらの自転車交通安全教室は、地域の関係諸団体にも協力いただき実施されているため、自転車等交通教材の準備や支援人数の確保、場所の制約（屋外：天候等　屋内：スペースの確保、施設の傷み等）といった課題があり、各校・各学区で実情に合わせた工夫がなされている。

また、自転車安全教育に欠かせない実技を伴う唯一の教室としての重要性がある。しかし、学校のグラウンドに擬似的な道路や信号機、見通しの悪い交差点など、実態とは異なる仮設したものを使用するなどの制約があるため、リアリティに欠けてしまい効果が下がってしまう。また、準備できる自転車の台数なども制限が出てしまう傾向にある。個人の自転車を持ち込む場合においては、会場までの道中の事故リスクに合わせて、自転車の整備状態にばらつきが多く、個々に整備（調整）対応が必要になるため、実技教育時に支障を来してしまうリスクがある。その他、休日開催においては、地域の部活動との調整も必要である。

③「自転車運転免許証の発行を伴う」自転車交通安全教室

京都府警交通企画課所管の小学4年生を対象とした教室で、警察官による自転車安全運転講習、学科テスト・実技テストの実施があり、後日児童一人一人に「自転車運転免許証」が交付される。他学年での実施も可能となっている、希望校は直接警察署に申し込む形だが、年々、希望校が増加している。

「自転車運転免許証の交付を伴う自転車交通安全教室」実施小学校数推移

年度	23	24	25	26	27	28
校数	86	94	105	120	126	114

平成28年度は、警察の都合により日程調整が困難であったため、実施校数が減少。日程調整できなかった学校は、自校教員による教室を開催していることが多い。

③「自転車運転免許証の発行を伴う」自転車交通安全教室の課題

実施希望校増加に伴う体制づくりと、継続実施の仕組みづくりが必要である。

④自校教員の指導による自転車交通安全教室

警察官による自転車交通安全教室同様に、自転車の安全運転に係る内容の講義と実技指導を実施。(学科テスト・実技テスト、自転車運転免許証の交付はない。)

「④自校教員の指導による自転車交通安全教室」についての課題

教員のマンパワーによるところが大きいため、継続できる仕組み作りの確立が必要である。

⑤中高生向け自転車安全教室

スケアード・ストレイト方式（以下「SS方式」という。）建設局自転車政策推進室が中高生を主な対象として、プロのスタントマンによる交通事故の再現を交えた自転車安全教室に取組んでいる。

SS 方式実施場

平成28年度 全13校

平成29年度 全10校



近年、採用されているSS方式についてでは賛否両論が存在する。日本ではスタントマンによる交通安

全教室が1992年（平成4年）に東京都の板橋警察署で実施され、2007年（平成19年）の道路交通法改正に自転車利用者対策の推進が盛り込まれたことをきっかけに、交通ルールを徹底する方法として小・中学校、高等学校、地域などの交通安全教室で広く採用されるようになった。

「⑤中高生向け自転車安全教室」についての課題

SS方式については、自転車利用についての教育やハード整備を伴わず、自転車利用者に対して一方的に危険や恐怖のみを示すことは健全な自転車の利用に影響を及ぼすことが懸念される。

リスクを教える方法は、受講者は問題を把握するが、実際への行動には至らない場合が多く、成果について過剰評価の傾向にあるとの報告がある。

「中学生を対象としたスケアード・ストレイト的自転車交通安全教室が安全意識に与える影響に関する一考察」土木学会論文集D3（土木計画）, Vol. 72, No. 5 (土木計画学研究・論文集第33巻)では、この教育方法の効果に対して「スケアード・ストレイトの有無により安全意識に顕著な違いや変化は見られないものの、危険認知度については実施しない場合よりも経時変化が少ない」とまとめている。SS方式での教育は、開催側の期待度とは大きく異なる結論となっている。

高額なアクション映画のワンシーンを提供するだけではなく、受講生には、事故を人ごととせず、自身のこととして正しく学ぶ機会でなければならない。

⑥ 「見てわかる！自転車交通安全教室」

建設局自転車政策推進室が中高生を対象に、自転車の交通ルール・マナーを啓発し、自転車事故を防止するため、開催校の周辺地域の交通事情を踏まえ、より身近な交通環境を題材にした座学形式の教室を、平成28年度に試行的に開催し、平成29年度から本格実施している。



座学スタート画面



開催風景

(平成28年度取組実績 全2校)

(平成29年度取組実績 全9校)

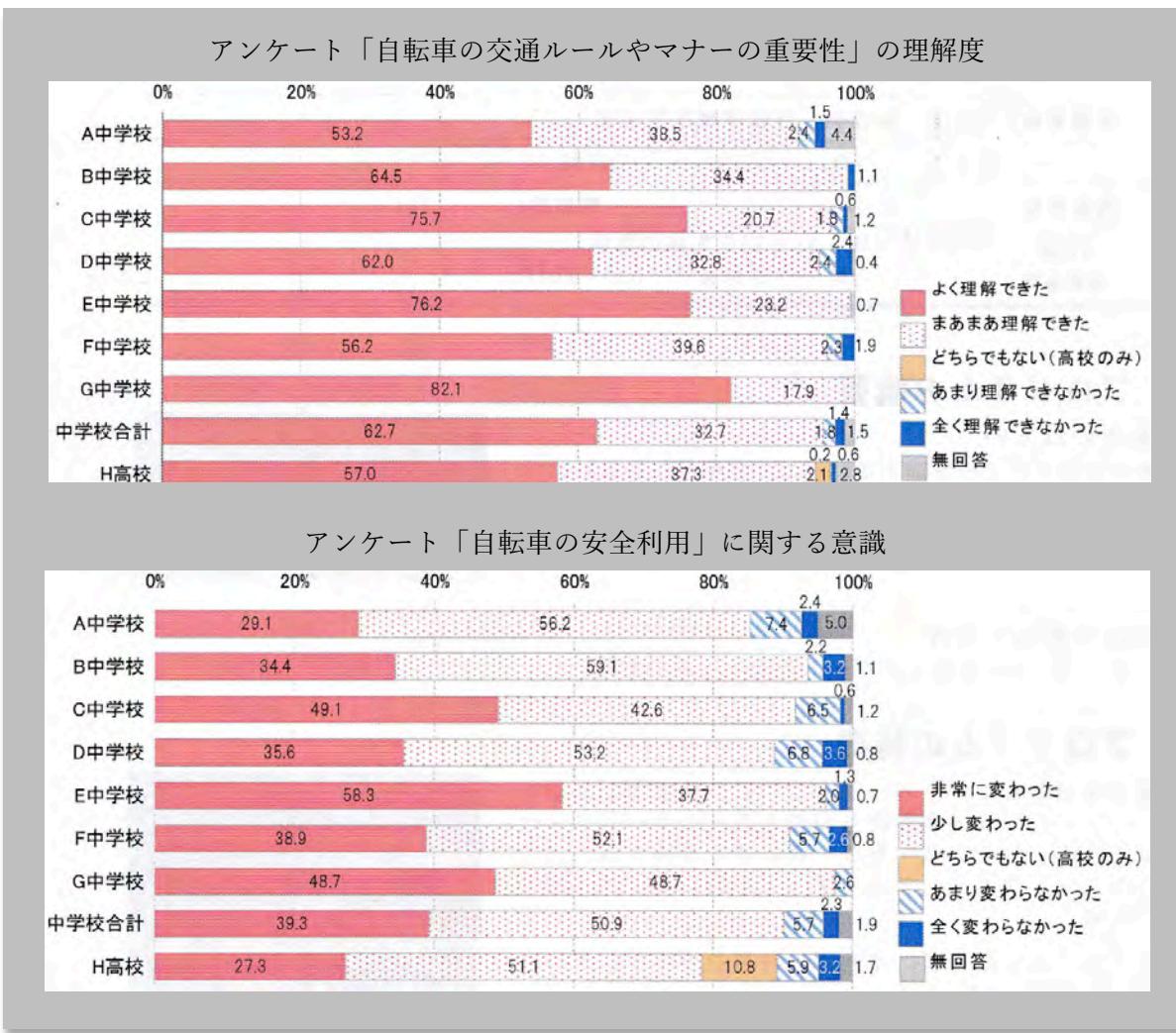
これは、画像を見てわかりやすく、話を聞いて納得できる座学形式の講習で、40から50分程度、スクリーンなどに映し出した画像を示しながら、自転車のルール・マナーについて「自分の身を守りためになぜ遵守しなければならないのか」を理解できるように解説している。また講習では、地域の交通事情や過去の自転車事故発生場所を具体的に示した画像を用いるため、受講者は自身の町のこととして率直に捉えることが期待できる新たな取組として、全国から注目されている。又、(公)日本交通政策研究会等の研究機関を始め、全国自転車活用フォーラム・第6回自転車利用環境向上会議in松山等からも事例報告や見学の依頼がきている。



地域の交通事情画面



地域の風景を利用



⑥「見てわかる！自転車交通安全教室」についての課題

実施校の受講後のアンケート結果において、「自転車の交通ルールやマナーの重要性」の理解については、「まあまあ理解できた」まで含めると96%となっている。又、「自転車の安全利用に関する意識」については、「少し変わった」まで含めると90%となっており評価できる一方で、実施する講師に限りがあり、今後の継続実施と合わせて、開催校の拡大等に対応できる仕組み作りが求められる。また、プログラムの内容が地域密着スタイルであるため、学校以外での利用も考えられる。

⑦自転車安全教室（事故のリスク・社会的責任編）

建設局自転車政策推進室が中高生を対象に、自転車利用時に発生する事故について保険の専門家による具体的な事例を交えた説明を受けた。

自転車事故は被害者だけでなく加害者にもなりうることから、「事故を起こさないための自転車の安全な乗り方」、「事故を起こした場合のリスクや社会責任」等を学ぶ教室「自転車の交通事故とその責任」と題したテーマで平成29年度に試行的に開催している。

(平成29年度取組予定 全6校)



中学校自転車安全教室

出典：京チャリ Facebook

⑦自転車安全教室（事故のリスク・社会的責任編）についての課題

講義には説得力があり貴重だと言える、中高生以上にさらに対象を拡大しての継続が望まれる。

⑧大学生（定例の自転車講習会ほか）

建設局自転車政策推進室が大学生を対象に、自転車安全利用教育プログラムの試行的取組を同志社大学青木ゼミで実施した。会場のこどもみらい館では、前半に座学による自転車の安全利用について学び、後半はグランドに出て、実技を通して自転車の日常的な整備方法や徐行速度の確認などを体験した。



出典：京都新聞

「⑧大学生（定例の自転車講習会ほか）についての課題

国公立市立、私立の大学は独立した法人として存在しているため、市内に位置しているにもかかわらず、市の権限で自転車安全教育を受講しているかの把握を行うことの障害となっている。市内で自転車を利用する学生に漏れがなく自転車安全教育が受講できるよう、学校側に促す権限と仕組みづくりが必要である。

⑨パパママ自転車教室

建設局自転車政策推進室が子ども乗せ自転車の事故をなくすため、「ママ」や「パパ」の視点で自転車の事故をなくすことや、子どもに正しい自転車ルール・マナーを伝えることを目的に「パパママ自転車教室」を開催している。

内容は座学形式となり、特に子育て時の正しい自転車利用の仕方を中心に、ヒヤリハットの共有や、自転車のルール・マナーを学ぶことが目的である。開催場所は、子育て中の保護者向けに、保育所・幼稚園等において実施している。

平成28年度取組実績

市立幼稚園（16園）
私立幼稚園（7園）
市営保育所（3園）

平成29年度取組実績

市立幼稚園（8園）
私立幼稚園（1園）



教室開催風景



開催会場

「⑨パパママ自転車教室」についての課題

子ども乗せ自転車は、三人乗りや電動アシスト等車種も多く、特有の使い熟しが必要であるため、ヒヤリハットの共有は重要である。また、自転車選びや日頃の点検、健康面等についてなどの適切なアドバイスができるよう等、講師を選定することが重要である。

一方で、仕事や育児に手を取られてしまい、参加者が限られるため、開催時間や日にちなどの工夫で、多くの参加が欲しいところである。

⑩自動車教習所を活用した自転車安全利用教室講習

建設局自転車政策推進室が市内の各自動車教習所において、教習生向け及び一般市民向けの自転車講習を実施している。

平成28年度取組実績 全10校

- ① 教習生向け
- ② 一般市民向け

平成29年度取組、上記10校において、
引き続き実施している。



講習風景（出典：京チャリ）

「⑩自動車教習所を活用した自転車安全利用教室講習」についての課題

実技と合わせた継続的実施が望まれる。自動車教習所における自転車安全教育として、自動車運転免許取得時の講習がある、自転車を車両として扱い、車道における弱者としての自動車側のマナーを教育する必要がある。

また、法定外表示ではあるものの、自転車通行位置表示のピクトグラムや矢羽表示についても教育する必要性がある。 (吹田市・茨木市の自転車安全教室)



⑪高齢者向け自転車安全教室

高齢者向けとして警察庁が示している交通安全教育指針における自転車に関する述としては、第2章「交通安全教育の内容及び方法」の第6節に「高齢者に対する交通安全教育」とした項目が記されている。

下記に項目中の「自転車の利用者の心得」部分を抜粋する。

交通安全教育指針 (4) 自転車の利用者の心得

ア 目標

加齢に伴う身体の機能の変化が自転車の乗り方に及ぼす影響を理解させるとともに、自転車を安全に利用するためには交通ルールを遵守し、交通マナーを実践しなければならないことを理解させ、正しい乗り方を習得させることにより、安全に道路を通行することができるようとする。

イ 内容

- (ア) 加齢に伴う身体の機能の変化が自転車の走行に及ぼす影響加齢に伴い、自転車での走行が不安定になったり、交差点を通行する場合に安全確認が不十分になったりすることについて、交通事故の実例等を用いて具体的に説明して理解させる。
- (イ) 乗ってはならない場合 酒を飲んだ場合又は疲れが激しい場合に自転車に乗ること等の危険性を説明し、これらの行為が禁止されていることを理解させる。

(ウ) 安全に自転車に乗るために習得する必要のある事項

免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、安全に自転車に乗るために習得する必要のある事項を、教則第3章の内容に沿って指導する。特に、70歳以上の者が普通自転車を利用する場合は歩道を通行することができるが、歩道では原則として直ちに停止できるような速度で徐行し、警察官又は交通巡視員が歩道を通行してはならない旨を指示した場合はその指示に従わなければならぬことを理解させる。

現在、自治体や警察、自治会や地域のコミュニティが主催する自転車安全教室には、開催時間の制約などから参加者の多くは高齢者に位置する年齢層が多いのも実情である一方で、参加されない高齢者が多く存在することも事実である。

「⑪高齢者向け自転車安全教室」についての課題

高齢者に対する特別な自転車安全教育プログラムについては、今後の議論が必要ではあるが、自転車活用による健康づくり等、正しい知識の普及についても合わせて考える必要がある。

⑫訪日外国人向け自転車安全教育

訪日外国人向けに「自転車利用ガイド（英語表記）」を作成し、平成28年9月より関係先に配布が始められた。



ガイド

出典：京チャリ ガイド説明風景

「⑫訪日外国人向け自転車安全教育」についての課題

訪日外国人向けに自転車を貸し出す宿泊施設やレンタサイクル業者に対し、貸出手続きの中で一定レベルの注意事項が伝えられる仕組みの構築が必要である。

⑬自転車安全利用推進員制度と街頭指導

京都府では、「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」第10条に規定する、自転車に関する交通安全教育や広報・啓発活動等を行う「自転車安全利用推進員」を積極的に募集している。

活動の内容は自転車交通安全教室での指導や、自転車の安全な利用に関する広報啓発活動を、出来る範囲内にて自主的に行うものである。

※ 京都府や警察から、自転車の安全利用に関する活動についての情報提供が行われ、警察等の協働活動への参加についても案内がある。

自転車安全利用推進員は公務員ではなく、また報酬は支給されない。委嘱期間は委嘱を受けた年度の翌々々年度の10月31日までとされたボランティア活動制度である。

自転車安全利用推進員の講習会を平成28年12月16日「都心部の放置自転車をなくす会」と京都市の共催により実施された。



推進員用ベスト



講習風景（出典：京チャリ）

「⑬自転車安全利用推進員制度と街頭指導」についての課題

街頭指導・啓発活動には、交通管理者のように法的な強制力等がなく、あくまでも「呼びかけ」の域にあるが、推進員の登録者数増加に伴う日常行動の波及効果も期待できる。

自転車安全利用推進員ニュース

平成29年度 第2号

発行
京都府府民生活部 安心・安全まちづくり推進課
TEL 075-414-4267 FAX 075-414-4255
E-mail : anshinmeichi@pref.kyoto.lg.jp

自転車の安全利用について、御理解と御協力をいただきますようよろしくお願い申上げます。

■ 交通事故発生状況		
【全 事 故】	発生件数	5, 784 件 (前 年 比 - 193件)
死 者 数	死 者 数	58 人 (" + 6人)
負傷者数	負傷者数	6, 902 人 (" - 906人)

また、自転車が関係する交通事故の発生状況(平成29年10月末・概数)は、前年同期と比較して、発生件数、負傷者数は減少しています。

【自転車事故】発生件数		
死 者 数	死 者 数	11 人 (" + 2人)
負傷者数	負傷者数	1, 094 人 (" - 208人)

また、自転車が関係する交通事故の発生状況(平成29年10月末・概数)は、前年と比較して、発生件数、負傷者数は減少しています。

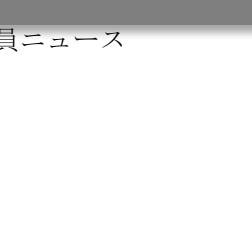
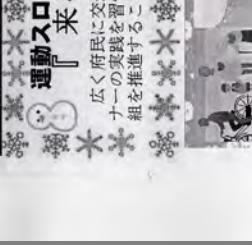
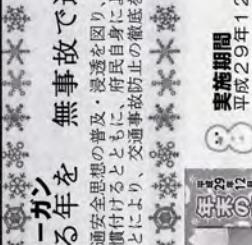
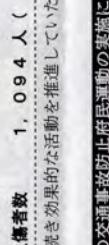
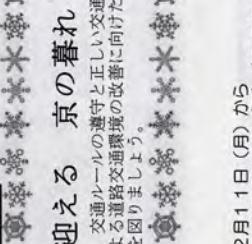
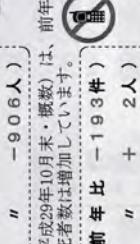
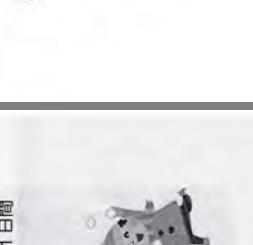
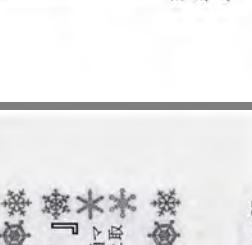
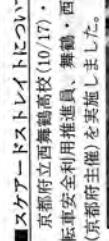
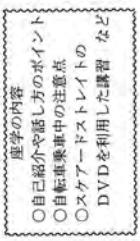
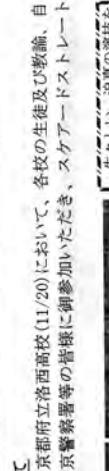
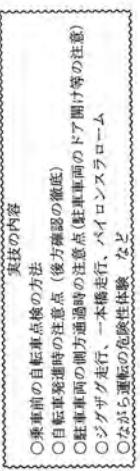
【自転車事故】発生件数

死 者 数

負傷者数

■ 自転車安全指導員講習について

この講習は、既に京都府が委嘱している事業所や学校等において自転車安全教育を担う指導者のことです。
この講習は、既に京都府が委嘱しておらず、自転車安全指導員として育成することを目的としています。
と思われる方を対象にしており、自転車安全指導員として育成することを目的としています。
第1回目はきんき安全自動車学校において20名、第2回目は京都府舞鶴自動車学校において12名、第3回目は團塊安全自動車学校において6名の方に受講していただきました。



■ お知らせ

○ 京都府自転車安全利用推進員現員数

2, 871人 (平成29年11月30日現在)

○ お問い合わせ

巡回員ニユース等の情報をタイムリーに発信し、事務の合理化にもつなげるために、以下のところについて御協力をお願いいたします。

◆ パソコン・メールアドレスを教えてください。

◆ 送信先は、担当者新井『 sara154@pref.kyoto.lg.jp 』

◆ 氏名・住所等を変更された場合、必ず同一機関へお届けください。

連絡先：京都府府民生活部安全部・安全まちづくり推進課

TEL 075-414-4367 FAX 075-414-4255

自転車安全利用推進員ニュース

⑯京都市自転車安全利用推進企業制度と企業内教育

京都市と京都府警察が共同し、本店または支店・営業所等が京都市内に所存する企業のうち、従業員に対する自転車安全教育や地域における自転車安全利用活動に積極的に貢献しようとする企業等を広く募集し、自転車安全利用管理者を選任するなど一定の参加要件を満たす企業について審査の上「京都市自転車安全利用推進企業」として京都市長による指定を行い、企業を核とした市民参加型の自転車安全利用の推進を図るものである。

8月4日「京都市自転車安全利用推進企業」第4回指定式と管理者研修をキャンパスプラザ京都で行われた。



研修風景



指定式（出典：京チャリ）

「⑯京都市自転車安全利用推進企業制度と企業内教育」についての課題

この制度の条件にある、企業内の自転車安全利用管理者の管理者研修への継続的参加と、社内に対するフィードバックと企業側の雰囲気づくりが重要である。

V-4. 自転車イベントにおける啓発と教育

①京都市 Presents 自転車マナーアップフォーラム

10月1日（日）に岡崎公園で、子どもから大人まで楽しめるイベント（KBS主催）が開催され、本イベントにおいて、自転車保険の加入義務化や自転車のルール・マナーをPRするため、フォーラムを開催し、KBS京都ラジオにおいて公開生放送がされた。

フォーラムには、京都市長や、自転車保険、自転車ルール・マナーに関する各プロフェッショナルらが出演し、自転車保険の加入に係る留意点や、自転車利用時の正しいルール・マナー等について、時折クイズなども交えつつ、ラジオパーソナリティーの芸人さん、KBS京都アナウンサー、当日参加いただいた多くの観客が楽しく学べる内容だった。



開催会場風景



安全啓発等展示

②京都カーフリーデー2017「きょうと学生自転車安全利用講習会」



講習会風景



現地見学風景（出典：京チャリ）

京都カーフリーデー実行委員会主催の「きょうと学生自転車安全利用講習会」が開催され、約60名の大学生が受講した。

③元・立誠小学校で「交通安全フェスタ」

8月20日（日）に、中京区の元・立誠小学校にて、京都市都市整備公社の主催の「交通安全フェスタ」が開催された。当日は、バッテリーカーによる安全教室や子ども運転免許証の発行、自転車運転シミュレーターのほか、アンパンマンショ一なども行われ、多くの親子連れ等が来場された。

会場には自転車の安全利用や自転車保険の義務化のPRコーナーを設け、自転車ルール啓発冊子である「Enjoy 自転車 life in Kyoto」や自転車保険の加入を呼びかけるうちわの配布などが行われた。



交通安全フェスタ 出典：京チャリ

④自転車の交通安全の街頭啓発

街頭では自転車で通行されている方にチラシ等を配布、「自転車運転中の携帯電話・スマートフォンの操作やイヤホンの使用は、周囲の様子が気づきにくくなり、重大な事故につながる危険性があります。」と自転車の安全利用を呼びかけた。



街頭啓発風景（出典：京チャリ）



街頭啓発風景

⑤自転車マナーアップフェスタ in 京都

5月21日（日）に左京区の岡崎公園にて、第4回目となる「自転車マナーアップフェスタ in 京都」が開催された。



会場ステージ風景



子ども自転車教室

会場では、子ども自転車教室やキックバイク教室、電動アシスト自転車の試乗などの体験型メニューのほか、ステージイベントでは、岡崎中学校吹奏楽部の演奏や学生祭典による「京炎 そでふれ！」の演舞、自転車安全トークセッション、みんなの自転車検定（○×クイズ）、お楽しみ抽選会などが開催された。

また、出展ブースでは自転車保険の義務化やルール・マナーのPR、無料自転車点検なども行われた。

「自転車イベントにおける啓発と教育」についての課題

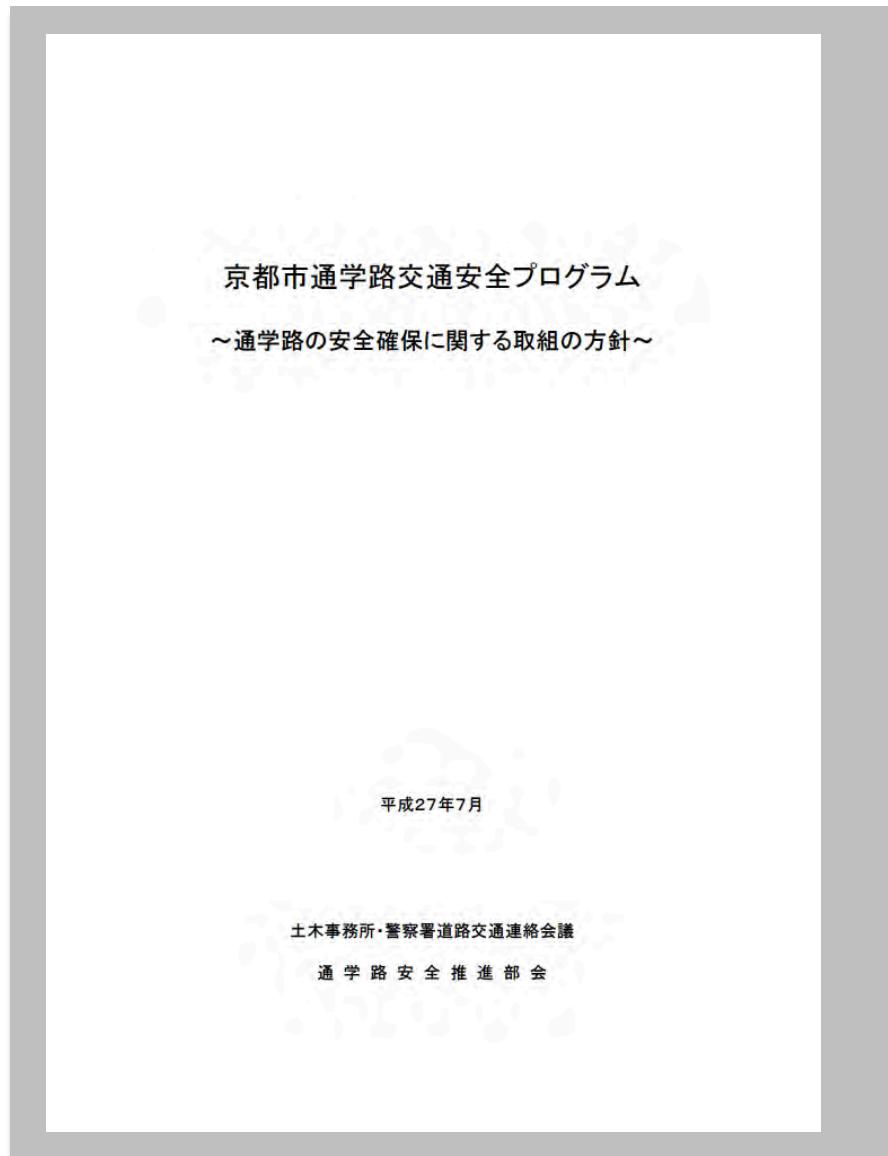
自転車イベントにおける費用対効果の算出は難しいが、来場客数の推移が年々増加傾向にあることは評価できる。今後、集客と内容の充実がさらに期待できる。

V-5. 交通事故再発防止に係る取組

痛ましい交通事故の経験を活かし、再発防止につなげるハード、ソフトの両面における対策に取り組む組織として、土木事務所・警察署道路交通連絡会議の通学路安全推進部会が発足し、「京都市通学路交通安全プログラム」が示されている。

現在、京都市立の全小学校（164校）の通学路を対象に点検と交通安全上の課題が確認されている。

①京都市通学路交通安全プログラム



京都市通学路交通安全プログラム

1. プログラムの目的

京都市では、平成24年4月に東山区大和大路通及び亀岡市で発生した交通事故を契機として、教育委員会、土木事務所及び警察署が連携し、市内の全小学校の通学路を対象に緊急合同点検を行い、通学路の安全確保に向けた方策を三者で協議し、必要な対策を講じてきました。

これまでの取組により得た知見を活かし、引き続き通学路の安全確保に向けた取組を進めるため、このたび「京都市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関がより強固に連携し、児童が安全に安心して通学できる通学路の交通安全対策を、計画的かつ継続的に実施していきます。

2. 推進体制

平成24年度、通学路の安全確保のための緊急対策を円滑に実施するため、各土木事務所及び土木事務所の管轄区域を有する各警察署で構成された「土木事務所・警察署道路交通連絡会議」を活用し、構成員に教育委員会及び区役所・支所を加え、四者で取組の方針を共有し、連携のもと安全対策を進めました。

今後は、「土木事務所・警察署道路交通連絡会議」に以下の関係機関で構成された「通学路安全推進部会」を設置し、構成機関のより一層の連携のもと、通学路の安全対策を進めます。

〔土木事務所・警察署道路交通連絡会議 通学路安全推進部会 構成機関〕

○学校関係者

京都市教育委員会(体育健康教育室)

○道路管理者

京都市建設局 各土木事務所(土木管理課), 国土交通省京都国道事務所

○交通管理者

警察署(交通規制課)

※部会長は京都市教育委員会体育健康教育室保健安全課長をもって充てる。

※京都市教育委員会は、各京都市立小学校長等から通学路の安全対策に係る意見等を聴取りまとめることとする。

※各京都市立小学校長は、通学路の交通安全対策について関係団体等(PTA, 交通安全関係団体, スクールガードリーダー, 学校安全ボランティア(見守り隊)等)と連携を図る。

※通学路安全推進部会には、必要に応じて、区役所・支所(地域力推進室), 京都市交通安全関係各課, 交通安全関係団体などの関連機関の他, 自治会代表者, 学識経験者等を加える。

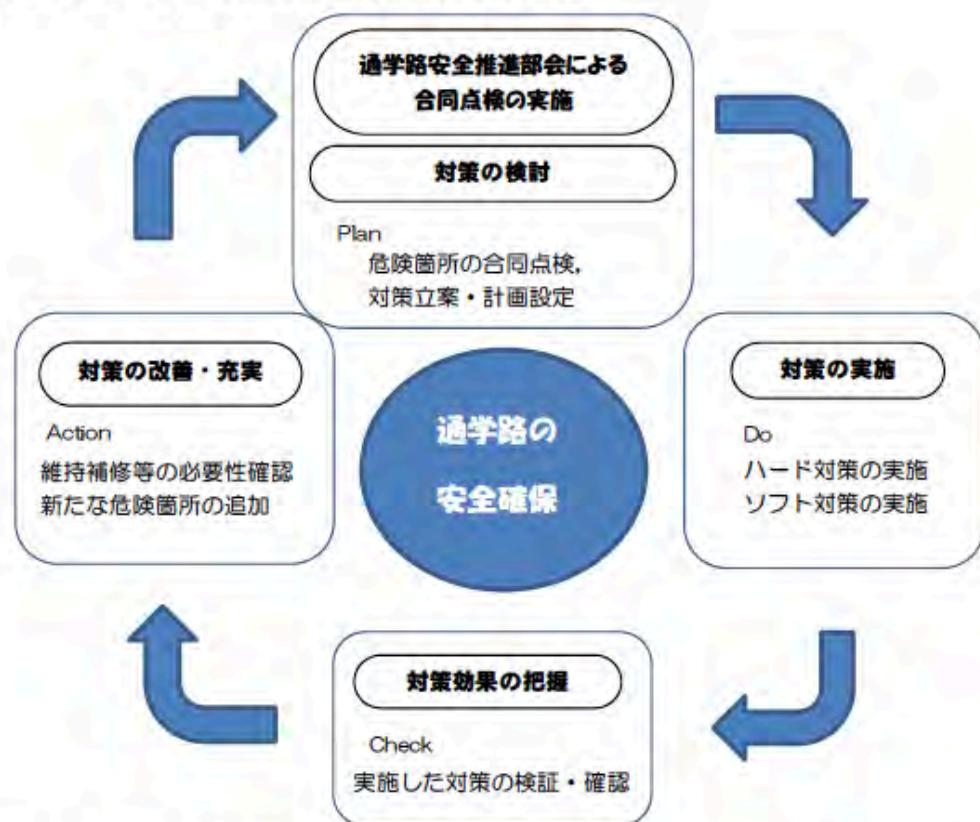
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

通学路安全推進部会構成機関の連携を基盤とし、点検や対策の検討・実施を進めるとともに、対策後の効果の把握や対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのP D C Aサイクル]



(2) 年度ごとの構成機関による合同点検の実施

通学路安全推進部会構成機関の互いの連携のもと、交通実態に応じ、課題を踏まえた効率的・効果的な合同点検を実施するとともに、必要に応じて区役所等通学路安全推進部会構成機関以外の関連機関とも連携した合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

通学路安全推進部会において、対策や改善を必要とされた箇所について、各箇所ごとに歩道整備や防護柵設置のようなハード面の対策や、交通規制や交通安全教育の実施等のソフト面の対策など、具体的な対策内容と実施時期について検討します。

(4) 対策の実施

具体的な対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、通学路安全推進部会の構成機関で連携・調整を図ります。

(5) 対策効果の把握

対策実施後の箇所等について、対策が有効に機能しているか、効果が上がっているかなど、対策効果を把握します。

(6) 対策の改善・充実

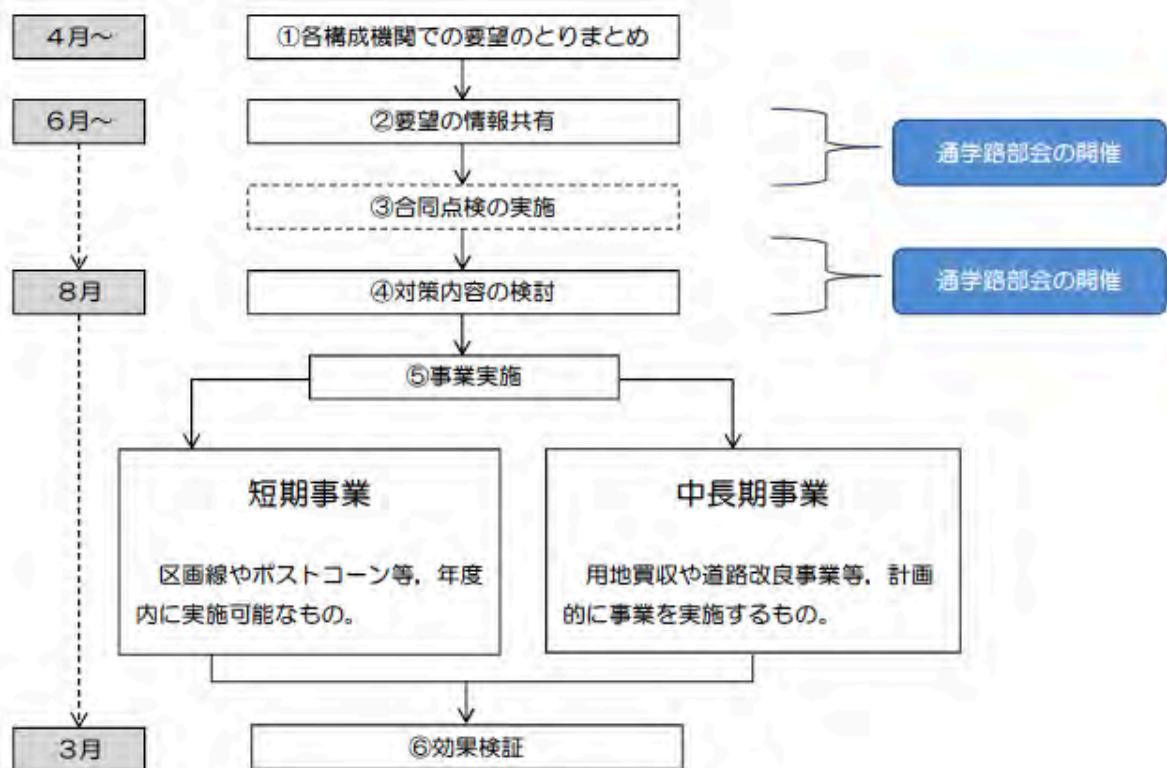
対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえ、対策内容の改善・充実を図るとともに、その知見を共有し、次期の対策に活かします。

4. 今後の取組

上記の取組方針に基づき、京都市教育委員会(体育健康教育室)の招集のもと「通学路安全推進部会」を開催します。

通学路安全推進部会では、各行政機関等に寄せられた通学路に係る危険箇所等の改善要望について、通学路安全推進部会構成機関で情報の共有を図り、必要に応じ合同点検を実施し、ハード面やソフト面の対策など、具体的な対策内容や実施計画について検討し改善を図ります。

[フロー図]



5. これまでの取組

交通安全対策については、これまでからも警察署や土木事務所が連携し、必要な対策を講じてきました。その様な中、平成24年4月の事故をうけ、京都市立小学校全170校の通学路を対象に、市内8土木事務所と各警察署、教育委員会が合同で緊急総点検を実施し、交通安全上の課題を確認しました。

講じた対策として、区画線の補修、ポストコーンの設置や、自動車等の運転手に対して近くに小学校があることを知らせ注意を促すための、路側帯のカラー化、交差点のカラー化等のハード面の対策に合わせて、歩行者又は運転手への注意喚起のための電柱幕設置や飛び出し防止看板の設置、各学校においてはボランティアによる「見守り隊」の見守り活動や児童への交通安全指導の充実等、ソフト面の対策についても取り組みました。

なお、「飛び出し防止看板」については、京都市立学校的管理用務員で組織する「学校用務研究会」の主体的な取組として推進しているほか、右京交通安全協会における取組等により、市内の多くの小中学校等で設置が進んでいます。

注意喚起 	区画線の補修、電柱幕設置 	飛び出し防止看板設置 
防護柵等による歩車分離 	防護柵の設置 	ボラードの設置 

歩行空間の確保	<p>路側帯のカラー化</p> 	<p>交差点のカラー化</p> 
横断歩道	<p>横断歩道設置に伴う歩道の切下げ</p> 	<p>横断歩道設置に伴う歩道の切下げ</p> 
交通規制の変更	<p>通学時間帯に合わせた規制時間変更（自転車及び歩行者用道路）</p> 	
ソフト面の取組充実	<p>ボランティアの協力による見守り活動</p> 	<p>交通安全教育の充実</p> 

「V-5. 交通事故再発防止に係る取組」についての課題

痛ましい交通事故からの経験とデータを、今後に生かすための取り組みに対する効果検証と、さらなる改善の要素はないのかについて確認をお願いしたい。決して犯人探しを目的とせず、より良い交通環境の実現に向けて機能することが重要である。

この命題となる「通学路の安全確保」としての対象は、車以外に通学路を行き交う自転車等との接触も想定される。また、中学・高校生の自転車通学での安全確保の視点も対象の範囲に入っているのか確認が必要である。もちろん自転車が加害者、被害者となりうる状況についても同様である。

③京都府道路交通環境安全推進連絡会議

京都府の取り組みとして京都府道路交通環境安全推進連絡会議がある。ここでは京都府の交通事故を減らす取り組みとして、4項目に分けて検討が進められている。

- 検討内容
- 幹線道路対策：車が多い幹線道路の事故を減らします。
 - 生活道路対策：私達の身近な生活道路の事故を減らします。
 - 自転車対策：自転車が安全に走れる道づくりを進めます。
 - 通学利対策：子供達が安全に歩ける道づくりを進めます。

1 車が多い幹線道路の事故を減らします

京都府内の幹線道路における交通事故のうち80%の事故が約15%の箇所に集中※
事故が多発する箇所を集中的に対策しています。

危険な交差点が安全に通行できるようになりました。



※H25年の京都府内の国道・府道・京都市道での交通事故7,476件の内5,978件が、15%の区間に偏って発生。
出典：公財）交通事故総合分析センター 交通事故・道路統合データベース

交通事故を防ぐため、有識者の助言・指導のもと各関係機関が協力して取り組んでいます。

京都府道路交通環境安全推進連絡会議

2 私達の身近な生活道路の事故を減らします

京都府内における交通事故死者のうち約3割が自宅から1km以内で歩行中・自転車乗車中に遭遇※
生活道路を安全にする取り組みをしています。

家の近所を安心して出歩けるようになりました。



※H27年の京都府内の交通事故死者87人のうち、歩行者24人、自転車利用者3人計27人が自宅から1km以内で事故に遭遇。
出典：京都府警本部 提供データ

事故を減らすためには道路利用者や沿道の方々などの協力が必要です。
ご協力をお願いします！

京都府の交通事故を減らす取り組み

3 自転車が安全に走れる道づくりを進めます

京都府内における交通事故のうち約5%に1件が自転車の事故※
皆に分かりやすく安全な自転車の通行空間を考えています。

自転車専用の道ができるようになりました。



※平成26年の京都府内の交通事故10,185件のうち2,182件が自転車関連事故。
出典：京都府警本部 提供データ

4 子供達が安全に歩ける道づくりを進めます

京都府内において交通事故死傷者に占める歩行中の死傷者の割合は
おとなど比べてこどもは2倍以上※
地域と協働してこども達の安全を考えています。

毎日、安心して通学できるようになりました。



※京都府において、平成26年に交通事故に遭遇した中学生以下の子供693人の内159人（23%）が歩行中に遭遇。子供以外では9%（11763人中1015人）。
出典：京都府統計年鑑・交通統計

「③京都府道路交通環境安全推進連絡会議」についての課題

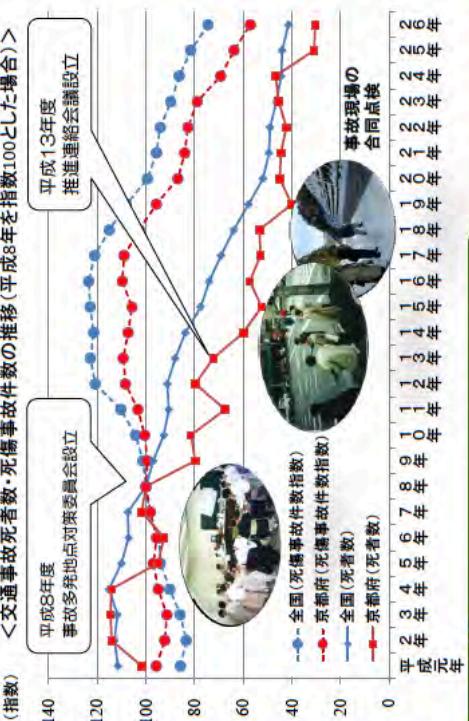
京都府域における広域的な活動であり、取り組みについては、予算等の絡みもあるため、短・中・長期計画を上げた上で優先順位を示したロードマップの作成と見直し、さらに個別の対策に対する効果検証が必要である。

京都府道路交通事故環境安全推進議會

緯經立設

平成8年度に、京都府内の交差点が安全度の偏差値で全国1位～10位以内に該当し、さら
に京都市内8箇所の交差点が全国1位～10位以内に該当する状況となりました。この状
況を重く受けとめた「公安委員会」と「道路管理者」が連携して、「学童導者」の助
言・指導のまちごと安全な道路環境の整備を推進する組織として「交通事故多発地点対
策検討委員会」を設立しました。

その後、平成11年度に中央省庁（警察庁、旧建設省）で「道路交通事故安全推
進会議」が設立されたことに伴い、平成13年度に各都道府県においてもその支部
組織が設置されることになりました。京都府では全国に先駆けて設立されていました。
「交通事故多発地点対策検討委員会」が母体となり、名称を改めて「京都府道路交
通環境推進連絡会議」が設立されました。以来、現在までに学識者を部会長とする
5つの部会を設置し、交通事故削減に向けた取り組みを継続して推進しています。



卷三

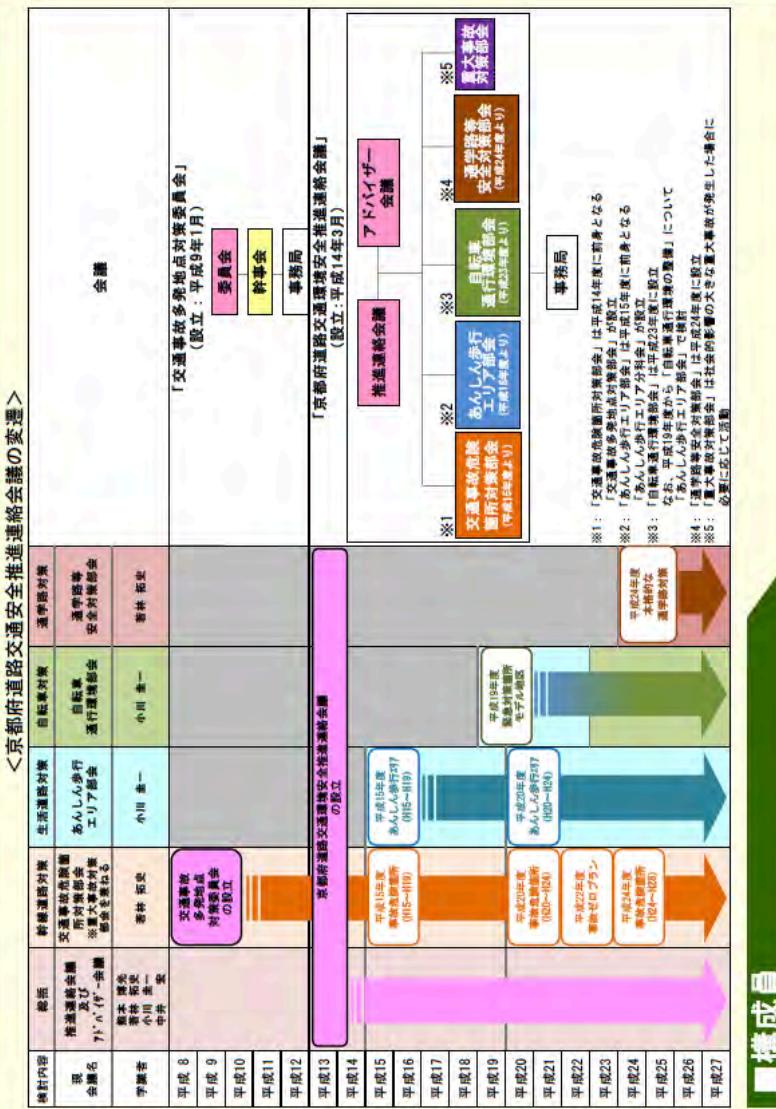
（参考）外務省「交通安全のための国際連携」（2003年）

（参考）外務省「交通安全のための国際連携」（2003年）

内容

目的を達成するため、次の事項を検討を行っています。

- (1) 主要施策の実施方針の策定
- (2) 地域住民等への広報
- (3) 地域住民等の道路交通環境に関する意見の主要施策
- (4) 重大事故の再発防止
- (5) その他、安全な道路交通事故の整備に関する事項



貢成構



121

1 交通事故危険箇所対策部会での活動



「完了」または「一部完了」
84%の箇所が

>

<

>

<

京都府危険箇所

事故危険箇所

全箇所

京都府全般

全箇所

3 民主主義の運動

自転車の通行規則に関する検討

- ・安全で快適な自転車通行環境の創出を目的とし、自転車通行環境整備箇所の効果把握、京都府自転車道等設計基準書(案)の作成、自転車通行環境整備に資する基礎調査などを実行しています。
- ・自転車道整備箇所において、自転車・歩行者の通行実態調査を実施し、適切な通行を促進する効果などを把握しています。
- ・京都府における自転車専用道等の仕様や整備の参考とするため、京都府自転車道等設計基準書(案)を作成しました。また、道路管理者等へ配布して説明会も行いました。
- ・自転車通行環境整備に関する基礎資料を得るために、調査手法を検討して、自転車の通行経路調査などを実行しています。

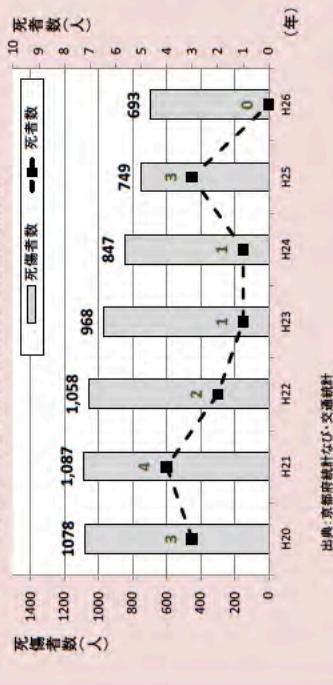


4 運営等安全対策部会での活動

■ 通学路の交通安全の確保に向けた取り組みの支援

通路の交通安全の構築に向けた取り組みの推進

- ・京都府におけるここまでの交通事故死傷者数は、平成24年4月・6月の合計回数により抽出されし、総合的に対策を行っていくための出走車を検討します。
- ・今後、一定の対策実施後にため対策効果を把握します。



11

立身

重大事故再発防止を目的として、重大事故発生箇所において、現地状況の確認や対策検討を行っています。

100

調査などを行っています。
理者等へ配布して説明会も行いました。



京都府自転車道等設計基準書(案) <

京都府自転車道設計参考図集(案)及

いくたかの仕組みの検討・試行を行っています。
第二回 報告会（第2回）を実施しています。



総合的二通学路対策を行つていくための仕組み

卷之三

卷之三

成24年6月 通学路等の緊急合同点検
京都府内406小学校区

- ・平成26年度末までに2,193箇所で対策を実施
(対策実施率：船内96%、全国平均89%)

提世子一命

卷之三

卷之三

④京都府自転車安全利用促進計画（平成28年度～平成32年度）

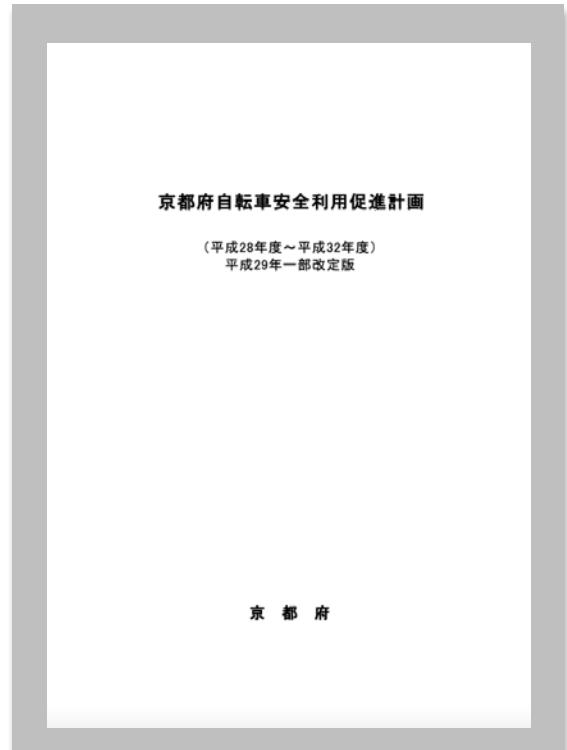
この計画は、平成26年度9月に制定された京都府交通安全基本条例（平成26年京都府条例第46号）の趣旨も踏まえ、自転車事故の現状や利用実態を分析するとともに、これまでの取組の成果を検証し、自転車事故の防止と秩序ある利用を更に推進するために、5年計画として策定されたものである。

第1章 自転車に係る交通事故発生状況等

- 1 府内における交通事故の発生状況等
- 2 府内の自転車利用実態の特徴

第2章 自転車の安全な利用促進のための施策の方向性

- 1 計画期間
- 2 目標
- 3 施策展開の視点・方向性
 - ①利用者の実態に応じた自転車安全利用講習の充実・強化
 - ②取締り等の強化と啓発活動の推進
 - ③自転車事故に備えた保険の加入促進等
 - ④安全利用を促進するためのその他の取組



第3章 施策の具体的な推進

- 1 利用者の実態に応じた自転車安全利用講習の充実・強化
- 2 取締り等の強化と啓発活動の推進
- 3 自転車事故に備えた保険の加入促進等
- 4 安全利用を促進するためのその他の取組

「④京都府自転車安全利用促進計画」についての課題

この計画作成に関わる検討委員会はすでに終了している。この計画の意図するところは「自転車事故に備えた保険の加入促進等」にあると考えられるが、平成32年までの5年計画で進められている記載項目として、本計画の第2章と第3章で触れられている「1 利用者の実態に応じた自転車安全利用講習の充実・強化」とした以下6項目が「施策の具体的な推進」として示されていることに注目したい。

- (1) 幼児・保護者等に対する教育
- (2) 学校等における安全教育
 - ア 小学校の安全教育
 - イ 中学校の安全教育
 - ウ 高校生の安全教育
 - エ 大学生の安全教育
 - オ 特別支援学校児童・生徒の安全教育
- (3) 地域における安全教育
- (4) 事業所における安全教育
- (5) 高齢者に対する安全教育
- (6) 外国人に対する安全教育

上記(1)から(6)が示す通り、各年齢層における安全教育の実施や促進が本計画により具体的に求められている。平成29年時点での進行状況と平成32年に向けてのロードマップの確認が必要である。

⑤京都新自転車計画（平成 27 年度～平成 32 年度）

この計画は平成 22 年策定された「改訂京都市自転車総合計画」の見直しとして、平成 27 年 3 月に策定された。

自転車教育にかかる部分として、第 3 章「自転車の現状と課題」として以下の二点が上げられている。

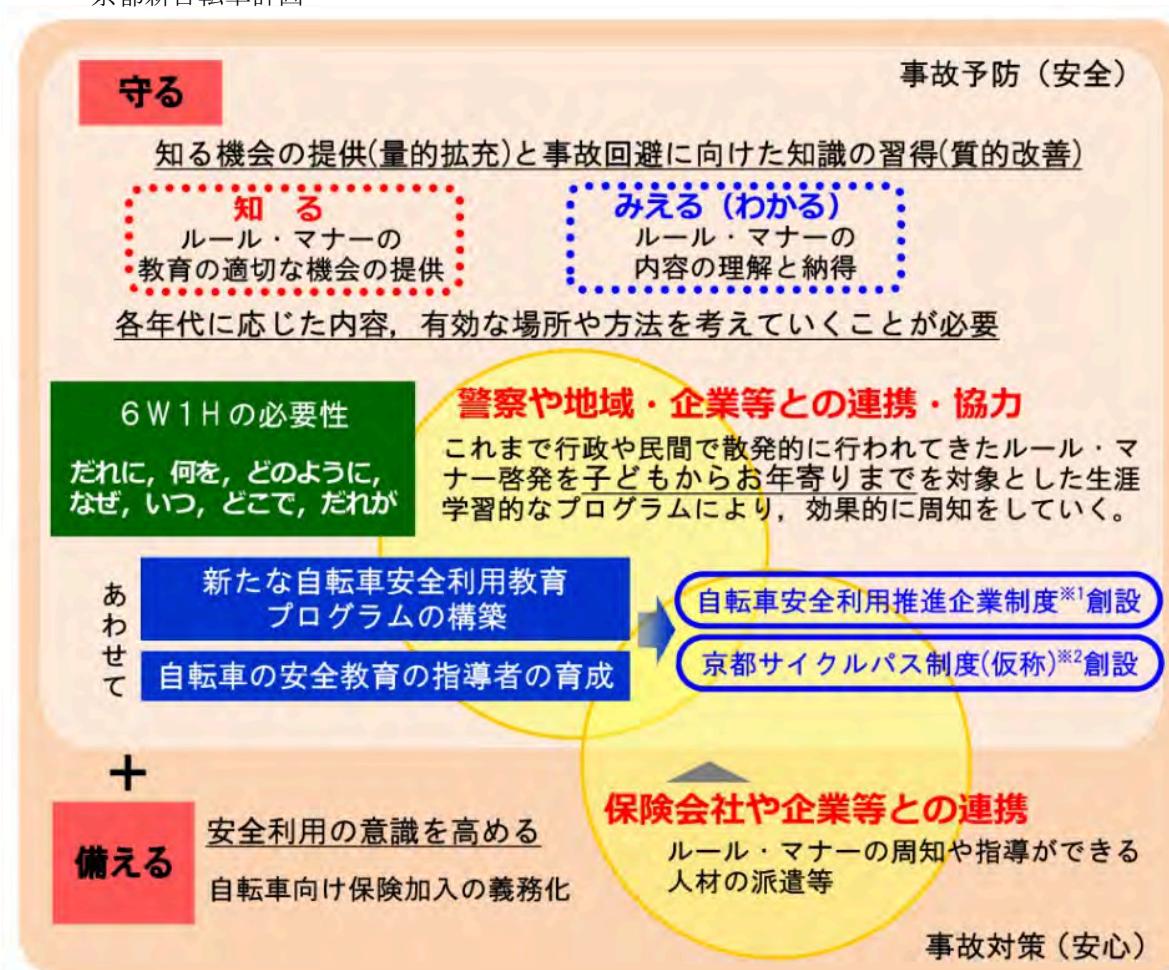
課題 1 ルール・マナー教室等の受講機会に偏りが見られる

課題 2 安全運転につながるルール・マナーの本質が理解されていない



京都新自転車計画

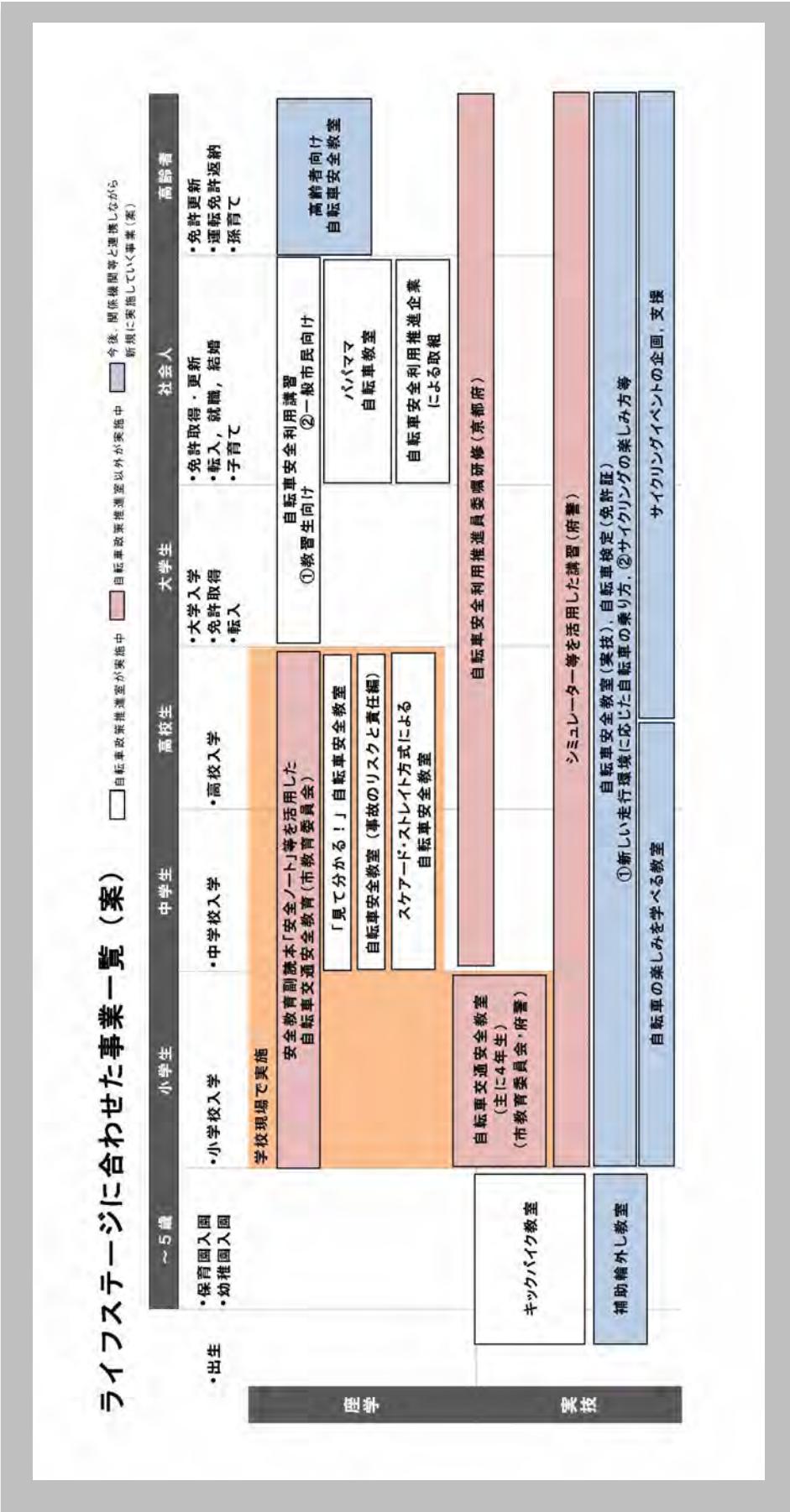
京都新自転車計画



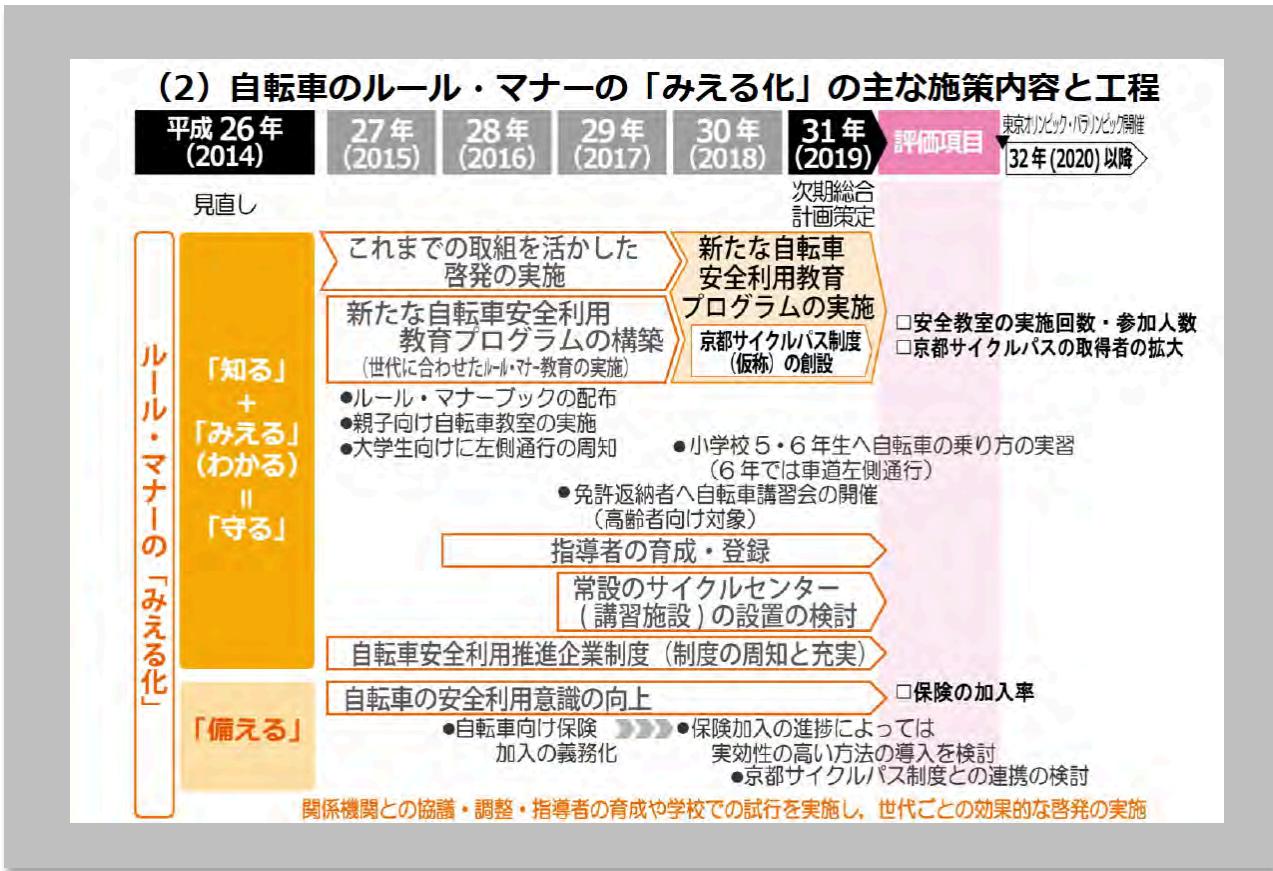
本計画「今後の方針」に示された「ルール・マナーの見える化の施策と取組内容」

施策名	施策No.	取組内容	概要
継続したルール・マナーの啓発	2-1	小学生・中学生への自転車の交通安全に関する教育	安全教育副読本「安全ノート」を活用し、系統的な自転車の交通安全に関する教育を継続的に実施する。
	2-2	警察等の協力による小学生への自転車交通安全教室の実施	各警察署などの協力による自転車交通安全教室を実施する。
	2-3	スケアード・ストレート方式による自転車交通安全教室の実施	中学生や高校生を対象に、スケアード・ストレート方式による自転車交通安全教室を実施する。
	2-4	TSマークの普及・啓発	自転車安全教室を受講した小学生や市民などを対象として、100円の負担で自転車の点検及びTSマークの貼付が受けられるチケットを発行する。
	2-5	学生など若者世代を対象とした自転車マナー啓発	大学生など若者世代を対象として、学生向けの情報誌等を活用した自転車マナー啓発を実施する。
	2-6	大学入学式での啓発パンフレットの配布	大学生の入学式で、京都市の啓発パンフレットの配布を行う。
	2-7	自動車教習所を活用した自転車講習の実施	自動車教習所を活用し、教習生及び地域向けの自転車講習を実施する。
	2-8	子育てママ・パパのための自転車交通安全教室の実施	子育てのママ・パパを対象に自転車交通安全教室を実施する。
	2-9	街頭での啓発活動の実施	繁華街や通学路などの啓発活動を継続的に実施する。
左側通行の周知・徹底(再掲)	1-4	様々な媒体を活用した周知	市バスの背面スペースや様々な媒体を活用し、左側通行の周知・徹底を図る。
	1-5	各種イベントと連携した周知	京都市と京都府警の共催による「自転車マナーアップフェスタ in 京都」等で左側通行の周知・徹底を図る。
	1-6	大学生向けの周知	自転車関連施策のターゲットとして重要な大学生への左側通行の周知・徹底を図る。
新たな自転車安全利用教育プログラムの構築	2-10	新たな自転車安全利用教育プログラムの策定	ルール・マナーの周知・啓発を計画立てて実施するため、新たな自転車安全利用の教育プログラムを策定する。
	2-11	課外授業での啓発の実施	学校以外での自転車交通安全教室を実施する。
	2-12	京都サイクルバス制度(仮称)の創設	自転車安全教室の受講者に駐輪場の割引などの特典を設ける制度を創設する。
	2-13	自転車安全教育の指導者の育成	自転車の安全教育を行うことができる指導者を育成する。
京都市職員へのルール・マナー周知徹底	2-14	京都市職員へのルール・マナーの周知徹底	京都市職員に対して、研修会の実施や庁内のメールマガジンの発行等により、ルール・マナーの周知徹底を図る。
常設サイクルセンター(講習施設)の設置	2-15	常設サイクルセンター(講習施設)の設置の検討	自転車の乗り方を実践できる常設サイクルセンター(講習施設)の設置を検討する。
自転車安全利用推進企業制度の創設・充実	2-16	自転車安全利用推進企業制度の創設	従業員への交通安全教育等を通じ、自転車の安全利用に積極的に取組む企業等を募る制度を創設する。
	2-17	自転車安全利用推進企業制度の充実	自転車安全利用推進企業制度の充実を図るために、自転車安全利用推進管理者を地域の安全教室に派遣する仕組みを構築する。
自転車向け保険加入の義務化	2-18	自転車向け保険加入の義務化	他都市事例を参考に保険会社と連携した自転車向け保険への加入の義務化を進める。

ライフルステージに合わせた事業一覧（案）



京都新自転車計画



京都新自転車計画

「⑤京都新自転車計画」についての課題

この計画の「取組内容」の欄で示された項目については、既に「V. 京都市の現状と課題」で個別に内容の検討をお願いした。進捗状況確認が必要である。

V-6. 道交法や交通の教則が教育現場に与える課題

道交法のはじめには「この法律は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。」と書かれている。これが道路交通法第一条である。しかし、現代社会において法律を個別に見ていくと、必ずしも危険や障害の防止に資するとは考えにくい部分も存在することは否定できない。また、「交通の方法に関する教則」（以下「教則」という。）における矛盾点や判断に困る部分の存在も否定できない。

①道交法 第五三条「合図」

第五三条 車両（自転車以外の軽車両を除く。次項及び第四項において同じ。）の運転者は、左折し、右折し、転回し、徐行し、停止し、後退し、又は同一方向に進行しながら進路を変えるときは、手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。

2 車両の運転者は、環状交差点においては、前項の規定にかかわらず、当該環状交差点を出るとき、又は当該環状交差点において徐行し、停止し、若しくは後退するときは、手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。

3 前二項の合図を行う時期及び合図の方法について必要な事項は、政令で定める。

4 車両の運転者は、第一項又は第二項に規定する行為を終わったときは、当該合図をやめなければならないものとし、また、これらの規定に規定する合図に係る行為をしないのにかかわらず、当該合図をしてはならない。



交通安全子供自転車大会

以上、この道交法第五三条「合図」は自動車と同じように自転車にとっても、事故に合わないための重要な行為である。しかし、自転車で忠実に遵守すると、乗車中に片手運転の継続を強いられることとなり、非常に危険な状態になる。この合図とは自動車における方向指示器（ワインカー）の点滅を意味するところであり、自動車のワインカーが故障した際に運転者が、運転席に座った状態において、右手を窓から車外に突き出すことで左折、右折を腕の形で示せる行為になっている。

従って、自動車でのワインカ一点滅中は、自転車において片手運転をしながら合図（ハンドサイン）を出し続ける行為となるのである。

ハンドサインは自転車先進国でも日常多く見られるように、自分の行動（右折、左折）を相手に知らせて、接触等の事故を未然に防ぐ重要なコミュニケーションである。このハンドサインは必要な時に、目的を達するために行われることが有効であり、必ずしも右左折中に「継続して出し続けなければならない」とするものではない。この実情に合わない危険を伴う行為を二輪の自転車に強いている法律に疑問を感じるところである。

本来自転車乗車中に身を守るべき行為として習得せねばならないハンドサインであるはずが、警察等が主催する自転車交通安全教室では、海外で一般的に行われているスタイルを教習できない事態が発生している。法にもとづいて教習すると、右左折中ずっとハンドルから片手を離して合図を出したままで曲がる行為を教えなければならないのである。

下記「Enjoy 自転車 life in Kyoto」で示すような自転車先進国で通常行われている行為は、「道交法に忠実ではない」という理由等になってしまふ。

これは自転車安全教育を行う教育現場において混乱の原因ともなりかねない。このような重要な部分においては、早期の法整備が望まれる。

Enjoy 自転車 life in Kyoto 「自転車の安全な乗り方 Guide」



この冊子には警察の「監修」との表示は見当たらない。

②教則「自転車での踏切の横断方法」

教則において「踏切では、一時停止をし、安全を確かめなければなりません。踏切では、自転車を押して渡るようにしましょう。」と明記されている。しかし、道交法においては教則で示す「踏切での、自転車乗車状態での通行を禁止」との記載はない。これは教則の自転車に関する事項の中にある、法律に基づかない「子ども向けの推奨事項」なのである。

また困ったことに、こんな解釈もできてしまう。「厳密には、自転車で踏切に差し掛かる際は、通常は道路の左側を通行しているため、自転車から降りれば歩行者扱いとなる。自転車から降りてそのまま渡れば状況によっては、歩行者の道路右側通行義務違反などの交通違反となる恐れがある。」これは極端な例だが、教則の示している道交法にない「推奨事項」で、子ども向けなど特に年齢に関わるものにおいては、その年齢に達した際に必要な教育が受けられる仕組みを確立させておく必要がなければ、教育現場において混乱する原因ともなりかねない。

VI. さらなる前進への具体的提言

教育現場への視察を踏まえ、様々に学んだ先進事例や専門家の知見を生かし、今後展開するべき政策を提言する。

VI-1. 京都式自転車教育の開発と定着への環境整備

①未就学児向け自転車教育カリキュラムの開発と環境整備

未就学児に対する自転車教育の重要性については「子どもたちにとっての自転車教育」で報告してきた通りである。現代社会において、子育てに関与できる親の時間の制約の中で、三輪車を遊具として買い与えて以降、成長とともに自転車デビューする子どもに対して、自転車の乗り方（操作方法）から公道で事故に遭わないための交通安全教育まで、どれだけの親がその責任を果たしているだろうか。

必要なのは、公道で自転車デビューした際に、自転車の運転が無意識にできる状態でないと、信号や路面の段差、横断歩道や歩行者といった様々な交通状況に適正に対処できないのである。小・中学校と進むにつれて、自転車に乗る機会が増えるとともに、自転車が関連する事故数が急増している。この現実を直視することは親の責任であり、社会の責任でもある。

未就学児に対して自転車教育を実施しているデンマークでは、自転車を使った遊び（自転車ゲーム）を教育の場に用いることで、自転車に乗れるようになるためのバランス感覚などの身体機能の発達を助けるといった直接的な効果

（操作スキル向上）とともに、自転車ゲームの中でルールや順番を守るという規範意識、更に人にぶつからないよう他を思いやるなど社会性を学ぶ機会ともなり、自転車に乗れるようになることだけを目的とはしていないという特徴がある。また、デンマークでは交通教育の義務化に伴い、それに関わる交通教員の配置が80%に達しているという。

京都市においてもデンマーク式を参考とした「キックバイクを用いた子ども自転車教室」を平成29年度において、各保育所や幼稚園からの依頼に応じた形で試行実施している。そこで、未就学児向けの取組について、次の3点を提案したい。

提言 1 未就学児向け京都式オリジナルカリキュラムの開発

京都市が試行実施した「キックバイクを用いた子ども自転車教室」では、子どもの取り組む意欲や向上していく姿が見て取れるなど、教員等から好評が得られた。“ワクワク感”を大事にしつつ、楽しみながら「交通安全」を学ぶカリキュラム開発は、デンマークで実施されている現場を体験したうえで進める必要がある。同時に、個別の園庭を利用した開催を希望する施設が円滑に運用できるよう、支援の仕組みを確立させるべきである。

提言 2 新しい自転車教育分野の研究と指導者育成

自転車教育をさらに推進していくには、指導者や運営する者に常に新しい知見を吸収する意欲や経験・能力が求められる。組織的に継続発展する人材育成は最重要事項である。自転車教育分野の研究を進め、効果を検証する体制を構築していただきたい。

提言 3 大宮交通公園を常設の「自転車安全教育学習施設」として活用

平成29年11月市会において、門川市長は「大宮交通公園再整備構想」を正式に表明された。自転車教育が持つ「子どもの自立促進」など、様々な可能性の開発と、自転車利用促進の観点から「自転車の楽しさ」を体験できるコンテンツを工夫していただきたい。また、これを拠点として、「親子チャレンジ自転車教室（仮称）」を定期開催し、多くの子どもたちが気軽に利用できる施設として定着させていくことを提案する。

自転車デビューに必要な、公道利用を前提とした生きた実技教育を行うには、原寸大の標識や信号を設置した自動車が対面通行可能な幅員のある道路設備とともに、矢羽根マークの自転車走行位置表示の設置など、リアルな練習環境が必要である。常設整備された自転車を使用して実技学習が受けられるなど、自転車を中心とした交通安全教育学習施設とする必要がある。



大宮交通公園（平成29年7月）

②学校教育に「見てわかる！自転車交通安全教室」を正式導入

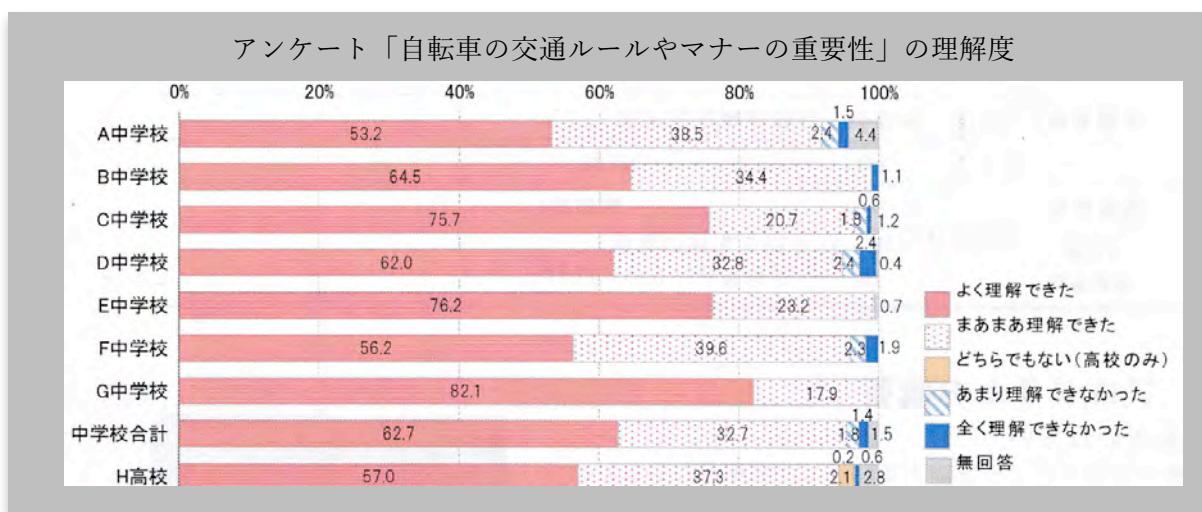
平成27年3月に策定された「京都・新自転車計画」のもと、自転車の「みえる化」をキーワードに各施策が進められている。

自転車教育においては、自転車のルール・マナーを知ることに加え、守る意味の理解と納得、自転車事故にあわない・起こさない知識と想像力を身につけることが重要である。危険と安全の本質を理解し、自分や他者の安全のためにとるべき行動が「みえる」ように教育を行っている。

「見てわかる！自転車交通安全教室」は、平成28年度に2校、29年度は9校で試行実施され、各学校の校区によって異なる危険箇所を、開催校毎に具体的に示すとともに、何が危ないのか、なぜ危険なのかをわかりやすい説明により、受講者にとって身近な問題として捉えることができると評価されている。

また、どのように通行するのかなど、知りたいことに答える、活かせる教育であることが、受講後のアンケートからも明らかとなっている。（「自転車の交通ルールやマナーの重要性」について「まあまあ理解できた」まで含めると96%となっている。）

この「見てわかる！自転車交通安全教室」は、地域密着型のコンテンツであるため、実施校以外の中・高校生以上を対象とする人々に対しても利用できる。



そこで、3点の具体策を提案したい。

提言4 「見てわかる！自転車交通安全教室」を全校で実施

平成28年度で2校、平成29年度では9校で試行実施した「見てわかる！自転車交通安全教室」は、生徒にとって身近な生活空間にある危険箇所を具体的に示すことで、何が危ないのか、なぜ危険なのかを目につける形で納得できるので、他人事ではない自分ごとと捉えて学習できる、まさに活かせる教育として大きな評価を得ている。

私が見学した際も、下を向いたり私語をしたり、居眠りをするような生徒は確認できなかった。アンケート調査での感想も好評であり、極めて有効な学習であると確信した。「見てわかる！自転車交通安全教室」をすべての中学校で継続的に実施するべきだと考える。

提言5 「見てわかる！自転車交通安全教室」を3年ごとに開催

京都市立75の全中学校で、すべての生徒が受講できるには、各学校で3年ごとのサイクルで開催する継続性のある計画が必要である。そのためには、現在のように自転車活用推進研究会に委託する手法では限界があると言わざるを得ない。

そこで、教育委員会として専門チームを編成し、講習を受けたスタッフが市内の中学校を巡回して「見てわかる！自転車交通安全教室」を自前で開催するシステムを創設してはどうか。これは自転車教育の先進国に見られる専門教員制度と同じものである。

提言6 自転車教育などの特別講習を実施するオリジナルチームを結成

市内75校を3年サイクルで回すと年間25校で開催する。南北2つのエリアに分け、各グループで2～3名の講師を選任すると、1名が毎年4校で講習することとなり、不可能ではないのではないか。

講師の選任は、働き方改革に着手している現今的情勢にかんがみ、現役の教員からの選抜ではなく、教員採用試験を控えた常勤・非常勤講師から募る手法を検討してはどうか。当人のスキルアップに繋がるとともに、正教員登用へのインセンティブとしても良いのではないかと考える。

なお、市内の中学校を巡回して特別学習を実施する手法は、自転車安全教育にとどまらず、多種多彩な分野でも大きな可能性がある。環境教育（エコ教育）、薬物乱用防止、性教育、防災教育、主権者教育、ネットリテラシー（情報モラル教育）、男女共同参画など、他にもたくさんある。子どもたちのためにも、オリジナルの特別学習チームを編成し、各々3年サイクルで全校実施するシステムを構築することを提案したい。



小栗栖中学校開催風景と使用教材画面

③学校現場の自転車安全教育の充実

小学校1年生から中学校3年生まで利用されている京都市独自の「安全ノート」は、学校における安全教育の要となる存在である。

内容は交通安全・災害安全・生活安全の3領域を学年毎、月別に構成している。特に交通安全では指導者用教材として、自転車交通安全教育プログラムの冊子が用意されている。

この指導者用教材は生徒の質問に応えるなど、教える上では「安全ノート」を補完する上で必須であると判断できるが、項目が多く専門性も高いため、教師への負担が重いと考えられる。

また、「安全ノート」で学習する内容は生徒が日常生活において必要とする知識量として、一月当たりイラストによる1ページの量で足りるのか。特に専門性の高い指導者用教材を使っての授業で、生徒の理解に差が生じていないのかが心配される。家庭と学校の役割分担も重要である。副読本など教材費に関し、次の2点を提案する。

◎1・2年用 目次

- 4月 学校の行き帰り・遊具の使い方
- 5月 自転車の乗り方1・地震のとき
- 6月 道を渡るとき1
- 7月 郊外の安全
- 9月 避難訓練
- 10月 道を渡るとき2
- 11月 自動車と人1
- 12月 校内の安全
- 1月 自転車の乗り方2・地震に備えて
- 2月 踏切を渡るとき
- 3月 自動車と人2
- 共通 自動車に乗るとき



安全ノート



指導者用教材



提言 7 安全教育副読本「安全ノート」を最新版に改訂

学校安全の授業における「安全ノート」は、指導者用教材を用いたり専門知識が必要となるところもあり、教師の伝え方や生徒の理解度に差が生じる場合があるため、「安全ノート」に必要な情報量をわかりやすく盛り込むことが必要ではないか。

また、生活・交通・災害の3領域すべてを学校での教育のみで賄うことには無理があり、日常生活において家庭での役割分担が必要であることは間違いない。

学校から帰宅後に、「安全ノート」を家庭で共有することができれば、家族ぐるみで交通安全への意識を深めるきっかけとなるはずである。「安全ノート」を活用しやすいものに刷新する必要がある。

「安全ノート」を介して、帰宅後に保護者との学習内容の共有化がなされる仕組み（E ラーニング）を導入してはどうか。

The screenshots illustrate the 'mobili pass' E-learning platform, designed for children aged 6 to 10 to learn about road safety. The platform includes interactive activities and tips for parents to support their child's learning.

- Main Menu:** Shows the logo 'mobili pass' and the text 'DES ACTIVITÉS INTERACTIVES POUR APPRENDRE LA SÉCURITÉ À L'ENFANT PIÉTON, CYCLISTE ET PASSAGER.'
- Bicycle Safety Equipment Page:** Titled 'Le cycliste et son vélo', it features a section titled 'Connaitre les équipements de sécurité de la bicyclette et du cycliste.' It includes images of a helmet, a bell, and a lock, along with text for parents and children.
- Braking Game Screenshot:** Titled 'Le cycliste et son vélo - Les freins', it shows a cartoon cyclist on a bicycle. A message at the top says: 'Ce cycliste roule tranquillement. Mais il doit s'arrêter. Alors il freine. La touche à flèche du clavier permet d'assouffler le frein arrière. Si tu touches à A à gauche, ça déclenche le frein avant.' Below the illustration are two touch controls labeled 'A' and 'B'.
- First-Person Cycling View:** A photograph from a cyclist's perspective, showing hands on the handlebars and a street scene ahead, illustrating the real-world application of the learned safety knowledge.

E ラーニング（フランス）出典：mobili pass

提言8 自転車教材費の財源を保険会社から組み入れる仕組みづくり

フランスでは交通安全教育が義務化されており、多くの学校では年間2～3回課程が実施されており、使用する教材の一部は交通安全協会から無料で提供されている。

この教材は、小・中学校別に教員向け資料や小・中・高校を対象にmobili pass（一部WEBとの連携あり）と呼ばれる教育ツールをセットにしたもので2014年から提供している。中身は6～12歳までは歩行者用、自転車用、自動車に同乗する時用に分かれて、12時間分の教材がある。

教材は単なる知識教育だけではなく、ロールプレイを実施するものもあり、中には教育した内容を保護者に共有したり、WEBを活用した再学習ツールも用意されている。

これら教育ツールをフランスでは、国と保険会社との間での協定に基づいて、保険会社の収入の0.5%を交通安全教材に割り当てることになっており、教員を含めたグループが教材の開発を行っている。この教育効果がやがて、保険料支払額の低減となり、大きな社会貢献となる。

このフランスでのモデルを参考にして、京都市の自転車教育用施策の財源として活用できないだろうか。



教員向け教材の資料 出典：

<http://eduscol.education.fr/cid45628/outils-pedagogiques-pour-l-ecole-primaire.html>

④小学校全校実施の自転車交通安全教室開催学年の見直し

自転車の安全利用には大きく分けて次の3つの要素が必要である。

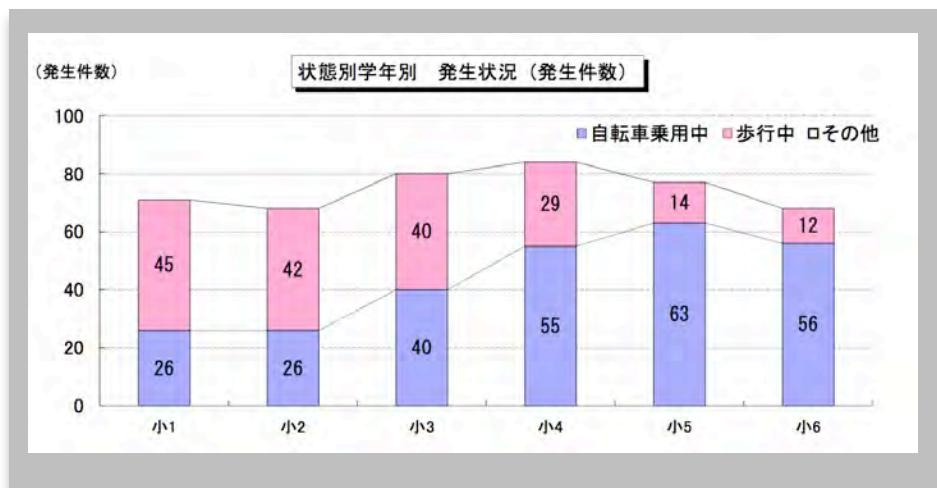
1. 交通状況に応じて判断できる能力
2. 自転車を操ることができること
3. 自転車に必要な機能が整っていること

多くの生徒が自転車に乗り始める小学生の時期、自転車の安全利用に欠かせないこの3要素をどこで誰に学ぶのか疑問である。法的に車両の仲間として位置付けられ、道交法で規制される自転車ではあるが、責任は保護者である親に求められているにも関わらず、親側にその意識が十分あるとは言い切れない。

小学校入学時に交通安全としてのオリエンテーションを受けたのちは、「安全ノート」等を使用した授業として教室で自転車の安全利用を学ぶことになるのみで、警察と連携した自転車交通安全教室の実施される4年生までは、自転車を使用した実技を伴う学習の場は用意されていない。次の提案をしたい。

提言9　自転車交通安全教室の3年生開催への移行

警察と連携して全校実施（平成28年度）している自転車交通安全教室の対象学年は4年生である。警視庁から発表された「小学生の交通人身事故発生状況」によると、小学1～2年生の交通事故は、歩行中に発生したものが多くを占めているが、小学3年生からは自転車乗車中の事故が急増する。交通事故に占める自転車事故割合が50%を超えない3学年での実施が必要である。ぜひ検討していただきたい。



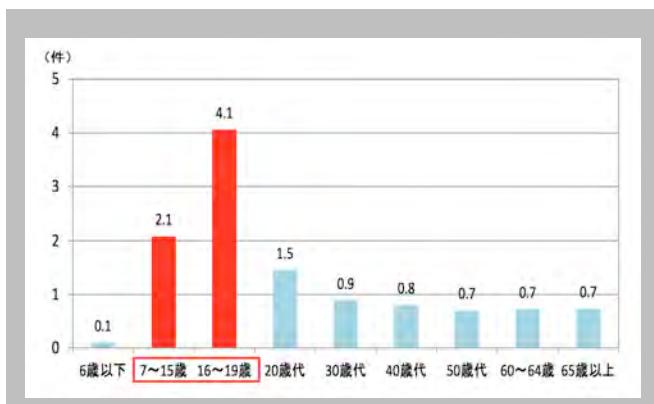
「小学生の交通人身事故発生状況」(警視庁 平成29年上半期)

⑤中・高・大学入学時の自転車交通安全オリエンテーションの必須化

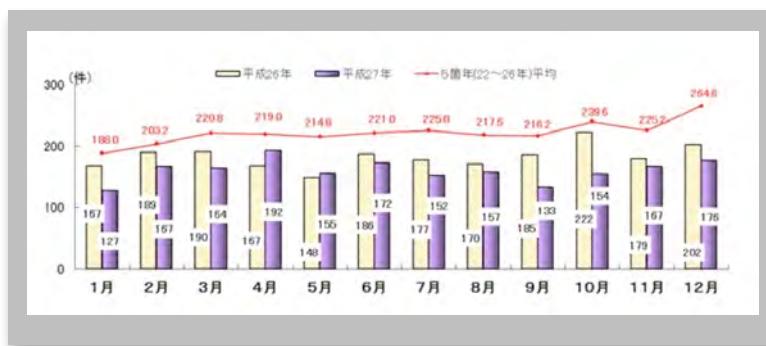
人口千人当たりの年齢層別自転車関連事故件数のグラフを見ると、「7～15歳」「16～19歳」の件数が突出して多いのがわかる。これはこの年齢域においての自転車安全利用に問題があることを示していると言える。

また、京都府警がまとめた自転車関連事故発生件数を見ると、平成27年では入学時期となる4月が192件と年間最多を記録している。

この2つのデータから、生活環境の変化が生じる時期に適切に自転車交通安全教育を実施することは、とても効果的であり痛ましい事故を一件でも減らすための策となり得ると考えられる。そこで次の提案をしたい。



人口千人当たりの年齢層別自転車関連事故件数（平成 24 年）



京都府自転車関連事故月別発生件数（平成 26-27 年）

提言 10 小学校入学時の交通安全講習を中学、高校、大学で実施

自転車関連事故は中・高・大学入学時に増加傾向にあることがわかる。小学校入学時に実施している交通安全オリエンテーション同様、中・高・大学入学時において自転車交通安全教育を行うべきである。

⑥新・自転車教育の段階別カリキュラム開発と受講記録の活用

一般市民が参加できる自転車安全教室や自転車マナーアップイベント等の内容は、概ね「自転車安全利用五則」の説明やクイズなど、画一的でよく似たものであることが多い。これは参加者にとって、多くが退屈してしまう懸念であると言える。

それでは参加者の受講意欲は何にあるのか？これまで多くの自転車交通安全教室を務められてこられた講師へのインタビューによると、受講者が自分自身の自転車利用について間違いがないか等の不安事項の確認のために参加されている傾向にあることがわかつた。

自転車はどこを通れば良いのか、こんな場合どうすれば良いのか、このような疑問を解決したいと期待して参加されている人々が多いのである。言い換えれば、日常生活に即した自転車利用にクローズアップする必要があるのでないだろうか。

参加者の聞きたいという動機に答えられ、またこれまで参加できていない人への参加を促す施策を講じることが、自転車利用促進につながり、交通環境や健康への寄与といった自転車活用推進法で示された方向性にもつながると考える。交通安全の基礎を踏まえた上で、魅力ある講座やイベントを開発する必要がある。

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - ◆飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ◆夜間はライトを点灯
 - ◆交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用

講座やイベントで基本的に抑える項目

そこで、次の2点を提案したい。

提言 11 聴きたくなる自転車安全教室のプログラム開発

一般参加型の自転車交通安全教室を「交通安全」だけに留まらず、自転車の安全利用を含めた活用推進にまで発展させることで、自転車の持つ可能性を再認識し、参加者の聞きたいという動機を促し、安全な自転車利用の推進を促す。

各講座には自転車安全利用五則等の交通安全啓発に関する一定の内容を入れることで「認定講座」として扱い、受講記録システムと連動させられるようにしてはどうか。

※主な講座のテーマ（京都市内外で開催された実例の一部）

- ・もう一度確認してみる自転車の安全利用
- ・ここはどうする中京区～自転車利用の問題解決（各行政区単位で設定）
- ・子育て利用における自転車利用の知恵袋
- ・子乗せ・3人乗りからスポーツ用まで電動アシスト自転車選びと使い方
- ・自転車を活用した健康・美脚づくりのポイント
- ・自転車でしか行けない絶景ポイント紹介と行き方
- ・ジテツーと呼ぶ自転車通勤術の秘訣
- ・かしこい自転車保険選びのポイント紹介
- ・知らないと損するヘルメットやライトの凄ワザ
- ・気になる～四国一周・しまなみ海道・ビワイチの魅力と攻略法
- ・解説～東京オリンピックで見られる公式自転車競技
- ・海外でレンタサイクル～海外自転車事情と自転車観光

提言 12 自転車安全講習受講の記録化と活用

自転車安全教育の重要性とともに、教育を受ける参加者の拡大が望まれる。また、参加者の偏りを是正する施策が必要である。

自動車における「運転講習受講記録制度」にある講習受講記録を残す仕組みを、自転車にも取り入れて個人の履歴として残せる仕組みを確立させてはどうか。その受講記録は後日各種割引やサービスとして受けられるようなインセンティブ機能を生み出す仕組みと連動させることで、参加者の受講動機に繋げ参加者の拡大に繋げる。

※「認定講座」とは、その内容が自転車交通安全啓発に寄与する等の一定の基準に適合した講座に与えるものである。

参考：自動車運転における運転講習受講記録制度

- 1 趣旨 この要領は、安全運転講習（道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第2項の規定に基づき実施する講習をいう。以下同じ。）の受講の事実（以下「受講事実」という。）及び交通関係の表彰の受賞の事実（以下「受賞事実」という。）の記録要領について定めるものとする。
- 2 受講事実の記録 所属長は、安全運転講習を実施した際に、当該安全運転講習の受講者から受講事実の記録の申出を受けたときは、当該受講者が持参したカードその他の用紙（その者の氏名及び生年月日が記載されているものに限る。以下「カード等」という。）に、次に掲げる事項を記録するとともに、当該安全運転講習を担当した者の印を押印させるものとする。
 - (1) 受講の年月日
 - (2) 受講済みの事実（「安全運転講習受講済」と記載すること。）
 - (3) 当該安全運転講習を実施した所属名
- 3 受賞事実の記録 警察署長は、交通関係の表彰の受賞事実の記録の申出を受けたときは、その事実を確認した上、当該申出を行った者が持参したカード等に次に掲げる事項を記録するものとする。なお、優良自動車運転者表彰規則（平成27年公委規則第11号）の規定に基づく優良自動車運転者の表彰（以下「優良自動車運転者表彰」という。）又はひき逃げ事件若しくはあて逃げ事件の捜査に協力したことによる表彰の受賞事実の記録については、「優良自動車運転者表彰規則の制定について」（平成27年3月27日例規（交総）第43号）5又はひき逃げ事件の捜査に協力した部外者表彰要領（平成12年3月28日例規（交指）第25号）6に定めるところによること。
 - (1) 受賞の年
 - (2) 表彰の種別
- 4 受講者への教示 受講事実を記録したカード等は、優良自動車運転者表彰の受賞資格を証明するものとなることから、受講事実の記録の際に、当該記録の申出を行った受講者に対し、当該カード等の紛失の防止に努めるよう教示すること。
- 5 再記録の要領 所属長は、カード等の紛失等により、受講事実又は受賞事実の再記録の申出を受けたときは、その事実を確認した上、当該申出を行った者が持参したカード等に記録するものとする。

⑦自動車教習所の所内練習コースに自転車走行位置表示

警察庁交通局が「自転車は車両であるということを、自転車利用者のみならず、自動車等の運転者を始め交通社会を構成する全ての者に徹底させることとした。」と通達した通り、自転車は自動車と同じ車両の仲間として、道交法で定められており、車道における通行位置も決められている。

こうした法的な学習をする絶好の機会が、自動車運転免許証取得時に通う自動車運転教習所である。教習所内の運転コースは誰もが初めてハンドルを手に緊張しながら周回するコースが設置されており、信号や停止線、標識など次々と学習していく。この教習コースに法定外を含め、自転車走行位置に関する学習を取り入れることは、自転車事故の最大手が自動車である事からも、極めて必要である事に間違いない。そこで、次の具体策を提案したい。

提言 13　自動車教習所の教習コースにピクトグラムを設置

自動車運転免許証取得時に練習する教習コースに、自転車走行位置表示である、矢羽根やピクトグラム、自転車専用通行帯などを表示してはどうか。自動車との位置関係や走り方などを学ぶためにも、教習コースに自転車を車両として学ぶ表示を設置するべきである。



教習コースに自転車通行位置表示を仮設テストした例

VI-2. 金沢市視察で見た自転車関連事故再発防止の取組

① 自転車関連事故再発防止に向けた取組体制の見直しと強化

京都市内の自転車関連事故データを調査すると、同じ場所で何度も自転車事故が発生していることに気づく。

なぜ毎年同じ場所で自転車事故が繰り返し起こるのか。実効性のある対策が行われているのだろうか疑問に思う。交通管理者（警察）や道路管理者（行政）は何をしているのだと批判されてもやむを得ないのでないだろうか。

自転車安全教育のヒアリングで訪れた金沢市では、歩行者・自転車・自動車のそれぞれが安全に安心して通行できる道路空間の創出に向けて、学識者、国土交通省金沢河川事務所、石川県、金沢市、警察機関が連携を図りつつ、協議会形式で定期的に勉強会や報告会を設けて、事故の本質を見極めた取り組みを重ねることで、成果を着実に上げている。

この金沢自転車ネットワーク協議会に見える「事故の経験を生かし本質を突いた、成果が見える取組」の仕組みを京都市に取り入れていくべきである。

■生い立ち

金沢自転車ネットワーク協議会の生い立ちは、市の中心部にある金沢市立中央小学校の「児童生徒たちを通勤通学の自動車や自転車から守る」ことからスタートしている。取組の中身は、通学路における自動車・自転車対策から始まり、その時代の流れから、過去手付かずできた自転車対策にシフトしているが、学びの本質はこの組織の運営にある。

■基本理念

《「自転車通行空間整備は『人中心の交通体系』を支える1つの手段」であることを前提とし、人があらゆる交通手段を安全・快適に利用できるよう、自転車通行空間整備の視点から、道路空間のあり方を示すものとする。》

このように、通行空間の整備をして終わりというものではなく、その先にある、利用者一人一人のあらゆる交通の質の向上を見据えた取組であることが協議会の重要なポイントである。

京都においても、京都市東山区大和大路通で発生した軽ワゴン車による暴走事故や京都府亀岡市篠町での登校中の児童を襲った痛ましい交通事故を契機として、「関係機関が集まり、より強固に連携し、児童が安全に安心して通学できる通学路の交通安全対策を、計画的にかつ継続的に実施する」とした組織「土木事務所・警察署道路交通連絡会議 通学路安全推進部会」が活動している。

関係機関 学校関係者：京都市教育委員会（体育健康教育室）

道路管理者：京都市建設局 各土木事務所（土木管理課）

国土交通省京都国道事務所

交通管理者：警察署（交通規制課）

※部会長は京都市教育委員会体育健康教育室保険安全課長を持って充てる。

この組織の直接的な発足は、自動車が起因した事故によるものだが、市内の通学路を見ると、特に通学する児童と交錯する自転車との関係が危惧される。

また、通学に自転車を使用する生徒にとっては、事故の相手の大半は自動車であることから、歩行者と自動車に挟まれた自転車の通行空間整備の必要性とともに、自転車を運転する人と、自動車を運転する人双方のルールとマナーの教育と向上が必須であることがわかる。

「土木事務所・警察署道路交通連絡会議 通学路安全推進部会」平成29年3月末時点での報告書「京都市通学路交通安全プログラムに基づく取組状況について」を添付する。

「京都市通学路交通安全プログラムに基づく取組状況について」

平成 29 年 3 月末時点 報告（平成 29 年 6 月 14 日）

報告

平成 29 年 6 月 14 日
教育委員会
体育健康教育室 (708-5321)
建設局
土木管理課 (222-3568)

京都市通学路交通安全プログラムに基づく取組状況について (平成 29 年 3 月末時点)

- 1 通学路における交通安全の確保につきましては、「京都市通学路交通安全プログラム（平成 27 年 7 月策定）」に基づき、土木事務所、教育委員会、警察署等の連携の下、土木事務所警察署道路交通連絡会議の下部組織である「通学路安全推進部会」において、通学路の危険箇所における課題を共有し、対策内容の検討や現地での合点検等を行っています。
- 2 この度、本プログラムの策定（27 年 7 月）から平成 29 年 3 月末までの内容別対策数を取りまとめましたのでご報告いたします。
- 3 今後、教育委員会のホームページにて対策件数等の概要を公開します。

（※土木事務所、教育委員会、警察署の対策の内訳は裏面参照）

1 対策実施状況について

- 平成 27 年 7 月策定の「京都市通学路交通安全プログラム」に基づき、「通学路安全推進部会」^{*1}において、「カーブにより道路の見通しが悪い」、「道幅が狭く通学時間帯に歩行者や車両で混雑する」等、学校や地域から寄せられた通学路の危険箇所における課題や「ゾーン 30」の指定エリアについて情報共有を行い、対策を行ってまいりました。
- プログラム策定年度である平成 27 年度には、土木事務所が 45 対策、教育委員会が 766 対策^{*2}、警察署が 52 対策、合計 863 対策を実施しました。
- 平成 28 年度には、前年度からの継続事案や、新たに要望のあった事案について、土木事務所が 36 対策、教育委員会が 7 対策^{*3}、警察署が 34 対策、合計 77 対策を実施しました。
- 詳細は裏面のとおり。

（※1）「通学路安全推進部会」：土木事務所の管轄区域ごとに教育委員会、各土木事務所、各警察署、区役所が参画して、通学路の安全対策について情報・課題共有と対策検討を行う部会

（※2）平成 24 年度設置の交通安全啓発の電柱幕について、破損、退色していた 766 枚を更新

（※3）注意喚起シールの路面貼付、カーブミラーの学校敷地内の設置、平成 24 年度設置の交通安全啓発の電柱幕について 4 枚を更新、新規に電柱幕 1 枚を設置

2 土木事務所対策状況

対策内容		対策 総数	H27 対策数	H28 対策数
路面(舗装) の補修等	舗装の補修に合わせ、歩行空間の明示や速度抑制を目的とした構造物を設置し、安全な歩行空間を確保する。	4	3	1
歩道の整備等	歩道の段差や勾配の解消、歩道の拡幅等により安全な歩行空間を確保する。	8	4	4
路肩整備、 水路蓋等の補修	路肩の整備や水路蓋等の補修を行い、安全な歩行空間を確保する。	2	1	1
防護柵の新設等	歩行者空間と車両通行空間を物理的に分離する。	4	4	0
ポストコーンの 設置	歩行者空間と車両通行空間を物理的に分離する。	3	3	0
区画線、路面標示 の補修、新設	外側線の新設や補修、「通学路」等の路面標示の設置を行い、歩行者の通行環境を改善する。	53	28	25
その他	カーブミラーの設置等の歩行者の通行環境を改善する。	7	2	5
合 計		81	45	36

3 教育委員会対策状況

対策内容	対策 総数	H27 対策数	H28 対策数
注意喚起シールの路面貼付、カーブミラーの学校敷地内の設置、電柱幕の更新・設置	773	766	7
合 計	773	766	7

4 警察署対策状況

対策内容	対策 総数	H27 対策数	H28 対策数
信号機設置	3	1	2
歩行者用信号秒数延長	5	5	0
横断歩道補修、新設	14	8	6
路面標示の補修、新設	10	7	3
一時停止規制の実施	4	1	3
道路標識の補修、新設	19	11	8
車両交通規制時間の変更、実施	5	4	1
交通規制（両側通行から一方通行へ）	2	2	0
速度制限の低速化	18	8	10
取締強化（車両速度超過、自転車通行）	4	4	0
その他	2	1	1
合 計	86	52	34

金沢市のあり方に学び、次の点を提案したい。

提言14 通学路の安全対策に加害者・被害者としての自転車に関する項目を追加

土木事務所・警察署道路交通連絡会議通学路安全推進部会による活動対象は加害者としての自転車と、被害者としての自転車も想定されるが、「京都市通学路交通安全プログラムに基づく取組状況について」の報告書に、自転車に対しての対策や取組状況を追加する。短・中・長期計画を上げた中で優先順位を示したロードマップを作成すること。

通学路における児童生徒を自動車や自転車から守ることからスタートした「金沢自転車ネットワーク協議会」の在り方を参考にされたい。

提言15 対策数表示に効果検証を記載

金沢市自転車ネットワーク協議会では、「事故件数」や「遵守率」の比較等、効果の検証が行われている。本市においても、状況報告書「京都市通学路交通安全プログラムに基づく取組状況について」の対策状況として、取組部署毎に年度毎対策数の報告があるが、その対策の効果を検証していくべきである。

提言16 学識経験者の常時メンバー化と勉強会の実施

通学路安全推進部会の構成は、道路や交通、教育の担当者である。管理者双方だけによる会合は時として対策の視野を狭めかねない要因となる場合を考えられる。交通に対する豊富な知見を有する学識経験者を常にメンバーに加えることにより、海外や先進事例などの状況も共有するべきと考える。

定期的に、勉強会や定例会を開いて情報の共有化を積極的に進めることが大事である。

自転車教育分野において金沢で平成28年度に「新たな自転車安全利用 教育プログラム」として発表された事例もある。



あとがき

個人として政策提言を世に問うのは、「京都市まちなか自転車走行環境提案書」(2012年4月)、「京都市における『ふん害』対策の提案」(2014年7月)に続き、3年半ぶりの挑戦である。

自転車活用推進法の制定や、本市の「京都・新自転車計画」策定を機に、自転車の活用と推進の重要性が多くの方々に認知されつつある。ルールやマナーが定着し、安全な利用が本格的に進められるためにも、自転車教育の課題や今後の方針性を志向することは極めて重要であると考え、多くの識者と意見を交換し、現地調査を重ねる中で、さらなる前進のための提言を取りまとめることができた。

自転車を含む交通安全教育は、道路環境の整備と違って、目に見える形での効果の検証は難しい。しかし、社会をつくるのが人である限り、必ず結果として実を結ぶことは間違いない。これからも「誰もが安心して心地よく行き交うことができるまち京都」の実現に向けて取り組んでいくことを決意している。

本提言の資料収集やヒアリング、企画構成から執筆にあたっては、NPO 自転車活用推進研究会の藤本典昭理事が全面的にバックアップしてくださいました。藤本氏がおられなければ、ここまでの中にはならなかつた。心より感謝申し上げたい。

参考文献

- ・国際交通安全学会 「子どもの交通モビリティと交通安全教育：適用制度の展開および拡張の可能性に着目した学際的研究」（平成 27 年度研究調査）
- ・京都市サイクルサイト <https://kyoto-bicycle.com>
- ・自転車の交通ルールの徹底方策に関する懇談会 平成 24 年 12 月 27 日「自転車の交通ルールの徹底方策に関する提言」
- ・京都府自転車安全利用促進計画（平成 28 年度～平成 32 年度）京都府
- ・公益社団法人日本交通政策研究会「自転車交通安全教育の新潮流」（2017 年 9 月）自転車交通安全教育の新潮流プロジェクト
- ・サイクリングッド 014（2017 年 7 月発行）株式会社シマノ
- ・「各地で進む自転車交通教育の取り組み」吉田長裕 大阪市立大学大学院工学研究科准教授
- ・堺市自転車利用環境計画 堺市
- ・「今後の交通安全教育の在り方について」警察庁通達平成 11 年 10 月 22 日
- ・京都府自転車安全利用促進計画（平成 28 年度～平成 32 年度）京都府
- ・「子どものための交通安全教育入門」ナカニシヤ出版
- ・京都・新自転車計画（平成 27 年 3 月）
- ・「中学生を対象としたスケアード・ストレイト的自転車交通安全教室が安全意識に与える影響に関する一考察」土木学会論文集D3（土木計画学）
- ・「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」警察庁交通局

ほか多数